平成31年第1回飛騨市議会定例会議事日程

平成31年3月7日　午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事　　件　　名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第6号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第7号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第4	議案第8号	新市まちづくり計画の変更について
第5	議案第9号	飛騨市携帯電話等エリア整備事業に係る分担金徴収条例について
第6	議案第10号	飛騨市保育園整備計画審議会条例を廃止する条例について
第7	議案第11号	飛騨市障害者施策推進協議会設置条例を廃止する条例について
第8	議案第12号	飛騨市ことばの教室条例の一部を改正する条例について
第9	議案第13号	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案第14号	飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例について
第11	議案第15号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第12	議案第16号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第13	議案第17号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
第14	議案第18号	飛騨市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例について
第15	議案第19号	飛騨市高額療養費支払資金貸付条例を廃止する条例について
第16	議案第20号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第17	議案第21号	字区域の変更について（古川町信包Ⅱ地区）
第18	議案第22号	字区域の変更について（河合町角川Ⅰ地区）
第19	議案第23号	字区域の変更について（河合町角川Ⅱ地区）

日程番号	議案番号	事　　件　　名
第20	議案第24号	字区域の変更について（河合町角川Ⅲ地区）
第21	議案第25号	財産の取得の変更について（繁殖牛舎）
第22	議案第26号	財産の処分の変更について（繁殖牛舎）
第23	議案第27号	財産の取得の変更について（繁殖牛舎、堆肥舎）
第24	議案第28号	財産の処分の変更について（繁殖牛舎、堆肥舎）
第25	議案第29号	飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
第26	議案第30号	市道路線の廃止について
第27	議案第31号	市道路線の認定について
第28	議案第32号	平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）
第29	議案第33号	平成30年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）
第30	議案第34号	平成30年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第3号）
第31	議案第35号	平成30年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）
第32	議案第36号	平成31年度飛騨市一般会計予算
第33	議案第37号	平成31年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第34	議案第38号	平成31年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第35	議案第39号	平成31年度飛騨市介護保険特別会計予算
第36	議案第40号	平成31年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
第37	議案第41号	平成31年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第38	議案第42号	平成31年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
第39	議案第43号	平成31年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
第40	議案第44号	平成31年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算

日程番号	議案番号	事　　件　　名
第41	議案第45号	平成31年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第42	議案第46号	平成31年度飛騨市情報施設特別会計予算
第43	議案第47号	平成31年度飛騨市給食費特別会計予算
第44	議案第48号	平成31年度飛騨市水道事業会計予算
第45	議案第49号	平成31年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第46		一般質問
第47	議案第50号	市単事業複合児童福祉施設建設（建築）工事の請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第１		会議録署名議員の指名
日程第２	議案第６号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第３	議案第７号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第４	議案第８号	新市まちづくり計画の変更について
日程第５	議案第９号	飛騨市携帯電話等エリア整備事業に係る分担金徴収条例について
日程第６	議案第１０号	飛騨市保育園整備計画審議会条例を廃止する条例について
日程第７	議案第１１号	飛騨市障害者施策推進協議会設置条例を廃止する条例について
日程第８	議案第１２号	飛騨市ことばの教室条例の一部を改正する条例について
日程第９	議案第１３号	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１０	議案第１４号	飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例について
日程第１１	議案第１５号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
日程第１２	議案第１６号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第１３	議案第１７号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第１４	議案第１８号	飛騨市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例について
日程第１５	議案第１９号	飛騨市高額療養費支払資金貸付条例を廃止する条例について
日程第１６	議案第２０号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第１７	議案第２１号	字区域の変更について（古川町信包Ⅱ地区）
日程第１８	議案第２２号	字区域の変更について（河合町角川Ⅰ地区）
日程第１９	議案第２３号	字区域の変更について（河合町角川Ⅱ地区）
日程第２０	議案第２４号	字区域の変更について（河合町角川Ⅲ地区）
日程第２１	議案第２５号	財産の取得の変更について（繁殖牛舎）
日程第２２	議案第２６号	財産の処分の変更について（繁殖牛舎）
日程第２３	議案第２７号	財産の取得の変更について（繁殖牛舎、堆肥舎）
日程第２４	議案第２８号	財産の処分の変更について（繁殖牛舎、堆肥舎）

日程第２５	議案第２９号	飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第２６	議案第３０号	市道路線の廃止について
日程第２７	議案第３１号	市道路線の認定について
日程第２８	議案第３２号	平成３０年度飛騨市一般会計補正予算（補正第５号）
日程第２９	議案第３３号	平成３０年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第３号）
日程第３０	議案第３４号	平成３０年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第３号）
日程第３１	議案第３５号	平成３０年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第２号）
日程第３２	議案第３６号	平成３１年度飛騨市一般会計予算
日程第３３	議案第３７号	平成３１年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
日程第３４	議案第３８号	平成３１年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
日程第３５	議案第３９号	平成３１年度飛騨市介護保険特別会計予算
日程第３６	議案第４０号	平成３１年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
日程第３７	議案第４１号	平成３１年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第３８	議案第４２号	平成３１年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
日程第３９	議案第４３号	平成３１年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第４０	議案第４４号	平成３１年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
日程第４１	議案第４５号	平成３１年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
日程第４２	議案第４６号	平成３１年度飛騨市情報施設特別会計予算
日程第４３	議案第４７号	平成３１年度飛騨市給食費特別会計予算
日程第４４	議案第４８号	平成３１年度飛騨市水道事業会計予算
日程第４５	議案第４９号	平成３１年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
日程第４６		一般質問
日程第４７	議案第５０号	市単事業複合児童福祉施設建設（建築）工事の請負契約の締結について

○出席議員（１３名）

１番	仲谷　丈吾
２番	井端　浩二
３番	澤　史朗
４番	住田　清美
５番	森　要
６番	中村　健吉
７番	徳島　純次
８番	前川　文博
９番	中嶋　国則
１０番	洞口　和彦
１１番	野村　勝憲
１２番	欠員
１３番	高原　邦子
１４番	葛谷　寛徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都竹　淳也
副市長	湯之下　明宏
教育長	沖畑　康子
代表監査委員	福田　幸博
理事兼企画部長	御手洗　裕己
会計管理者	柏木　雅行
総務部長	東佐藤　司
市民福祉部長	柚原　誠
環境水道部長	大坪　達也
農林部長	青垣　俊司
商工観光部長	泉原　利匡
基盤整備部長	青木　孝則
病院管理室長	佐藤　哲哉
教育委員会事務局長	清水　貢
消防長	坂場　順一
財政課長	洞口　廣之

○職務のため出席した事務局員

議会事務局局長	水上　雅廣
書記	赤谷　真依子

（　開会　午前１０時００分　）

◆開会

◎議長（高原邦子）

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言の予定者はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第１　会議録署名議員の指名

◎議長（高原邦子）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により４番、住田議員、５番、森議員を指名いたします。

◆日程第２　　議案第６号　　飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

から

日程第４５　議案第４９号　　平成３１年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算について

日程第４６　一般質問

◎議長（高原邦子）

日程第２、議案第６号、飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第４５、議案第４９号、平成３１年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの４４案件につきましては、会議規則第３５条の規定により一括して議題といたします。４４案件の質疑とあわせて、これより日程第４６、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に８番、前川議員。

〔８番　前川文博　登壇〕

○８番（前川文博）

皆さん、おはようございます。議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問をはじめさせていただきます。今回は大きい項目で３点、上下水道のこと、国道のこと、それから電力自由化のことということで、質問をさせていただきます。

それでは、１点目です。上下水道の今後についてということで、４点、上下水道料金の県内水準、２つ目が下水道事業の計画、３点目が施設の統合、４点目がコスト削減の計画ということで質問をいたします。

税金のことに関しましては飛騨市の合併後、固定資産税が市内で統一されるというときがありまして、０．１パーセント上がることにかなりの反響があったと記憶しておりま

す。しかし、料金関係ですね、水道料金についていきますと、これまでに水道の統合などいろいろ含めまして、5回の料金調整が行われました。一部地域ではかなりの値上げとなっているところもあると思います。

しかし、料金のことになると、税金が上がるのと違いまして、住民の方の反応も少ないのが現状ではないでしょうか。昨年の１２月には改正水道法が成立しました。改正水道法の目的は、第一に「水道事業の経営基盤の安定化」であります。平成２８年度末の時点で、耐用年数の４０年を超えた水道管が全国で１５パーセントにのぼりました。その一方で、自治体の財政は厳しいため、水道施設の更新に予算がつかない状況が全国で続いています。

さらに、人口減少に伴って水道使用量が減少しているのが現状です。

また、水道事業に携わる職員の数は、３０年前に比べて全国で約３０パーセントも減少しています。そこで先ほどの４点についてお伺いをいたします。

１つ目、上下水道料金の県内水準はどうかということです。平成２８年４月の水道料金を見ますと、全国平均は月額３，２２７円です。

最も安いのは兵庫県赤穂市の８５３円で、最も高いのは北海道夕張市の６，８４１円と、約８倍の格差があります。

飛騨市上下水道事業経営戦略、平成３０年当初予算では、上下水道施設整備基本計画、水道ビジョンがあります。水道ビジョンには１０年間で２０パーセントの値上げを２回行うと記載されています。これは以前、私がしました一般質問の回答と同じ内容です。したがって水道料金は平成３７年度には現在の１．４４倍になります。現状の料金体制では、県内でどれくらいの水準なのでしょうか。また、値上げ後の料金水準はどれくらいになるのでしょうか。

２点目です。下水道事業の計画についてです。

飛騨市下水道事業経営戦略、飛騨市汚水処理施設整備構想、飛騨市公共施設等総合管理計画、平成３０年度当初予算ではみずほクリーンセンター長寿命化対策、これは、ストックマネジメント基本計画です。下水道ストックマネジメント計画、下水道総合地震対策計画、下水道施設の浄化能力増強、残留汚泥処分コストの削減の計画があります。

これらの７つの構想や計画が一体となった下水道事業の計画はされているのかお伺いいたします。

３点目です。施設の統合についてということで伺います。

飛騨市公共施設等総合管理計画には、「北吉城クリーンセンターは平成９年度に稼働、みずほクリーンセンター、汚泥再生処理施設は平成１５年度に稼働し、し尿処理、汚泥再生処理を行っている。下水道の普及と人口減少等により両施設の搬入量、処理量ですね、これが減少してきているとともに、施設の老朽化が進んでいる。また、施設機能の最適化と総量の最適化のため統合を検討する」とあります。両施設の統合についての検討はどうなっているのでしょうか。

４点目です。コスト削減の計画についてです。上下水道ともいろいろ費用がかかってくると、料金の値上げの話が先行することがよくあります。補正予算にある小中学校のエアコン設置は、事業費が膨らみ金額を縮小するように指示がされています。上下水道についてもしっかりとしたコスト削減をする必要がありますが、コスト削減の計画はあるのでしょうか。修繕や維持管理費などの事業費が増加したとき、どのような対応をしているのかお伺いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）　　※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（高原邦子）

大坪環境水道部長。　　※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔環境水道部長　大坪達也　登壇〕

□環境水道部長（大坪達也）

おはようございます。それでは、上下水道の今後についてお答えをさせていただきます。１つ目に上水道料金の県内水準についてでありますが、上水道料金につきましては、水道事業経営戦略や水道ビジョンの策定について全員協議会などでご説明させていただいたとおり、今後１０年間で２０パーセントを２回の改定を行なうことと試算しております。

当市の水道料金の県内水準についてご説明いたします。まず、前提条件といたしまして、全国的な比較条件となる１カ月当たり２０立米使用した場合の比較とさせていただきます。

現行の料金の１カ月税込み２０立米、２，４８４円の当市の水道料金は、県下３８市町村中、高いほうから２０番目のおおむね、中位にあります。

参考として申し上げますと、県内で最高は八百津町の４，３８４円、最低は北方町の１，５４４円となっております。

１回目の水道料金の改定で現行の１．２倍の改定を行った場合、２，９８０円に改定されることとなります。県下の市町村が現行のままの料金であった場合は、県内１７番目とおおむね中位のままで大きな変化はありません。

２回目の２０パーセントのアップを行い現行の１．４４倍の改定をすると、３，５７４円となり、他市町村が現行のままであるならば、県内１０番目となりますが、今後１０年間で他市町村が現行料金のままであるとは考えにくいため、現時点での長期スパンの比較はあまり参考にならないということを申し添えさせていただきます。

続きまして、下水道事業の計画についてでありますが、当市の下水道事業の大もととなる計画は、平成１６年策定の「下水道基本計画」であります。その下位に紐付く計画として、財政健全化の方向性を示した「飛騨市下水道経営戦略」及び効率的維持管理を検討した「下水道ストックマネジメント」を策定しています。

そのストックマネジメントの中で、下水道施設の耐震化や防災対応等について個別に検討したものが「下水道総合地震対策」であります。これが飛騨市における下水道関連計画の組み立てとなっています。

なお、「飛騨市公共施設等総合管理計画」は市全体の公共施設について総論的な方針を示したものであり、下水道の経営に関わる個別の施策は記載してございません。

また、「飛騨市汚水処理施設整備構想」につきましては、岐阜県の汚水処理施設整備構想に、当市における下水道未整備区域について整備手法を反映させるために検討を行ったものであります。

浄化力増強につきましては、汚水の処理能力を強化し、汚泥の処分コストの低減によって維持管理の経費低減を実現するための施策であり、これは計画ではありません。

続きまして、施設の統合についてお答えいたします。

環境水道部では、「市内の類似施設である二つのし尿処理施設の今後」という課題に対応するため、どれだけの処理量がそこに持ち込まれるか、市全体の今後２０年間の生活排水処理を見通し、し尿処理施設の適切な運営を検討いたしました。

平成８年度から稼働している北吉城クリーンセンターは施設老朽化により、今後も同様に維持していくためには、機器の更新などの大規模改修が必要となります。

また平成１５年度から稼働しているみずほクリーンセンターの汚泥再生処理施設については、一般的な施設の耐用年数の１５年を超えております。

また、飛騨市および高山市の一部の全体のし尿などの搬入量は、平成２５年度、1万4，３１０キロリットルで1日当たり３９．２キロリットル、平成２９年度は1万2，８８６キロリットルで1日当たり３５．３キロリットルとなっており、平成３３年度には、みずほクリーンセンターの計画処理能力を下まわる量となるという見込みです。

これらを踏まえ2施設の統合方法について、以下の検討を行いました。１、現状維持、２、北吉城クリーンセンターを廃止し、みずほクリーンセンターに統合する、３、北吉城クリーンセンターを中継施設として処理機能をみずほクリーンセンターに統合する、４、下水道施設に新たにし尿等の処理機能を加える方法の４案を検討し、経済性などの比較検討を行いました。

このうち、市といたしましては、3の「北吉城クリーンセンターを中継施設とし処理機能をみずほクリーンセンターに統合する」案が有利であると考えておりますが、施設のある地元区へ丁寧に説明を行い、ご意見をいただくとともに、共同処理を受託している高山市との協議を行いつつ、平成３２年度末までに結論を出したいと考えています。

最後にコスト削減計画についてお答えいたします。

上下水道のコスト削減につきましては、アセットマネジメント手法等により、長期的な視点で、資産の状況を把握し、重要度、優先度を明確にし、できる限りの長寿命化を行い、更新する場合にはダウンサイジングや統合を検討しながら、将来の更新需要を圧縮することとしております。

上水道を例にあげますと、法定耐用年数での更新では年当たり７．５億円の更新需要と試算されているところ、アセットマネジメントを行った結果年当たり４．４億円となり、財源とのバランスを考え最低限の資産維持をするとして年当たり２億円の投資額といたしました。

また、ダウンサイジングの例といたしましては、水道の配水池を更新する際に給水人口の減少に対応し縮小をするなどが考えられます。施設の統合につきましては、下水道処理施設が、処理人口の減少によって余裕がある施設に、近隣の処理区域を統合し、統合された処理施設を廃止するなどが考えられます。これらの施設については、更新や、統合にかかる投資について、慎重に検討する必要があり、早急に実現するものではありませんが、検討を続けて行きたいと考えております。

また、維持管理の体制につきましては、民間活用を積極的に推進し、効率化を図っております。最近では、水道施設の維持管理・巡回点検について民間への業務委託を拡大いたしました。

このように外部の力の活用など行うことにより、飛騨市水道事業の職員数は現在６名と極めて少数となっております。参考までに上水道関係職員の比較で、全国の給水人口規模で飛騨市と同規模の２万～３万人の給水人口の平均職員数は７名であります。

今後の施設の更新需要への対応でありますが、これまでご説明したとおり可能な限りの効率化を行ったうえで、上水道については、適切な料金改定や企業債の活用により財源の確保、下水道については、ストックマネジメント等により、施設の改築や設備更新について、社会資本整備総合交付金等の有利な交付金を最大限活用して対応していきたいと考えております。

〔環境水道部長　大坪達也　着席〕

○８番（前川文博）

４点お答えいただきました。水道料金の県内の水準ですが、県内で真ん中ぐらいということで、現状で２回上げると上位のほうにいってしまうけれども、全体的に上がる予想がされているので、その辺は同じくらいにいくのかなという気はしておりますけれども、前回もね、１．２倍を２回やるということで方針が出されていますし、その後どうなんですかと聞いたらその先については、そこでまたみないとわからないということで返事はいただいております。ですが、やはり先ほども例で言いましたけれども、安いところで１，０００円以下というところがあり、高いところですと６，８００円ということで、これがどんどんどんどん上がっていきますと、いま結局家庭の生活が圧迫していくことになりますので、ここについてですが、とりあえず今１．２倍、２回ということはもう決めて向かわれていますので、そこは仕方ないにしてもやっぱりその値上げということについては検討していくのが必ず必要ではないかなと思っております。

それから２点目のほうですね、下水道事業の計画ということですけれども、ちょっと確認なんですけれども、計画でもないというのが浄化力増強というのがあるとさっき聞い

たんですけれども、ちょっと聞き漏らした部分もありまして、いまはどれを、さっきもストックマネジメントから下水道総合地震対策というような話もあったんですが、いまは、じゃあ最終的にどれを基本としていま当面は下水道のほうは向かっているのか、もう１回教えてください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

どれをということではなく、財政的なものの検討と整備的なものの検討とがありますので、それを両方やっておりますので、その２つを使って適切に整備していくという考えであります。

○８番（前川文博）

お金の面と施設の面の２つを使ってということであればそれで、事業計画のほうをきちんとやっていただきたいのですが、ただいまここに構想計画、計画でないものも入れて７つ書いてあるんですけども、私たちもそうですけれど、これ市民のほうでも見たときに何をもとに下水道事業、進むのかなというのは非常にわかりにくいんですね。いまもその２つの方法を見比べてやりますという話があったんですけれども、じゃあ本当にどれを見てどこに目標を持って進んでいるのかということがやっぱりわかりやすくまとめていくのが１番いいのではないかなと思うんですが、いま平成３０年には２つですか、計画を立てるようになっていましたが、今後こういうのを統一して、わかりやすい方向でつくっていくということはどうでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

新たに計画をつくるということではなく、わかりやすくまとめたものをつくるというようなことでは、考えていきたいと思っております。

○８番（前川文博）

はい、それで結構だと思います。わかりやすくです。あっち見たりこっち見たりということじゃなくて、書いてあるもののもとから引っ張ってきてわかりやすく見やすいものをつくっていただければ、いろいろ見るときに話も整理されていくと思いますし、市民の方も理解できる。もしそれで財政が苦しくなってきて、値上げとか管理費の問題というときもそれを見ればわかるというようなものがやっぱりあるといいと思います。

それからですね、３点目の施設の統合なんですけども、こちらのほうが北吉城クリーンセンターとみずほクリーンセンターということで、平成３２年ですか、みずほクリーンセンターのほうが処理量を下回る見込みになるということで、いま北吉城クリーンセンターを中継してみずほクリーンセンターで処理をするという案が１番コスト的にいいんじゃないかというような話でありました。これも結局費用のコスト削減になりますので、そ

ういったことも４点、考えられて結論を出してみえるという、方向性を出してみえるということですので、それをしっかりとやっていただいて統合に向けていただければとこれは思います。

それからコスト削減計画ですけれども、水道事業ですね、その市の職員がいま６名しかいないということで、全国平均も７名ということで、これも以前に比べると３割減っているということで、昔は多分１０人ぐらいはいたはずなんですよね。それがいま減っている段階で昨年も大雨のときに神岡ですと、水が取水できないとか汚れているということで、水源地の水槽が空になるということで出て行ったりとか、渇水期になると非常ベルが鳴って呼び出しがあるというようなことで、各振興事務所に１人ぐらいの体制かなと思うんですね。本庁入れれば４カ所事務所がありますから、そうすると１人で対応しているところもあるんじゃないかなというふうで非常に少ない職員でいま頑張ってやってみえます。コスト削減で人を減らせということではないんですけれども、やっぱり職員の負担にならないようなことも機器の導入とかしていただいて、職員もですね、非常呼び出しは仕方ないにしても、休める環境、いま働き方改革とかもいろいろありますので、そういった部分では対策をきちんと考えて、それを踏まえながらコスト削減ということで、やっていただければ、いいんじゃないかなというふうに思います。

いまこれで上水道の話までしたんですけれど、ちょっとこれも聞き漏らしたかな。例えば上水道なんですけど、簡易水道と上水道を統合していま１本化ということになっておりますが、できるときですね、つくるときには上水道、簡易水道を地域でつくるということで地元でお金を出してつくったという施設になると思いますが、いま１本化したところで、例えば古川と神岡も峠があるので無理だと思うんですが、例えば古川町内なり、神岡町内なりで近隣したところに施設があって、今後ですね、いまの人口減少なり、節水ということで水量が減っていった場合、どこかをつないで浄水場を減らしていくというようなことは可能なのか、どうなのかわかりますか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

経済性という意味と水源の確保という意味での統合計画というか検討は何カ所かしています。それで実際に古川町のある地区では、そこの部分については、安定的供給という意味で連絡管というものを使って対応するようなことを実際に検討しております。

○８番（前川文博）

はい、わかりました。実際に検討もされているということですので、つないでですね、１カ所稼働を止めればその分だけコストが浮きますので、最初の工事費がかかるかもしれませんけれど、ぜひそんなことも考えてできるだけ値上げのない上下水道を維持していただきたいと思います。

それでは、２点目の質問に移らさせていただきます。

市内の国道についてということで３点、お伺いいたします。

１つ目は、国道４１号の高規格改良。２点目は、国道３６０号の改良。３点目は、国道４７１号、国道４７２号の改良ということで伺います。

飛騨市内には国の直轄国道４１号と、県管理の国道３６０号、国道４７１号、国道４７２号の４路線があります。

国道４１号の起点は名古屋市東区、終点は富山市の２６８．３キロメートルであります。昭和２８年に２級国道１５５号名古屋富山線として設置され、昭和３４年に１級国道４１号となり昭和４０年に一般国道４１号となりました。昭和４１年には、古川町杉崎から神岡町西に至る区間は、神原峠経由から勾配緩和改良が進んだ数河峠経由に大きく経路変更がされました。いまの神原峠は県道７５号として管理されています。

国道３６０号の起点は富山市、終点は石川県の小松市の１１８キロメートルです。昭和５０年に一般国道に指定され、種蔵・打保バイパス、丸山バイパス、宮川細入道路、細入バイパスなど一部区間も含め改良がいま進んでおります。

国道４７１号の起点は石川県羽咋市、終点は高山市奥飛騨温泉郷平湯の１８２．４キロメートルです。

国道４７２号の起点は富山県射水市、終点は郡上市の１８７．７キロメートルです。ともに平成５年に路線認定されています。

この４路線は、全ての路線で、どこかかしこに雨量規制や冬季閉鎖など規制区間がある国道です。そこで、３点お伺いいたします。

国道４１号の高規格改良です。平成２５年７月７日、１７時２０分頃に、高さ２メートル、横１．８メートル、縦１．８メートルの落石事故があり、人身事故が発生いたしました。現在は、船津割石防災としてトンネル工事の調査が進んでいます。平成３０年も２回雨量規制により通行止めとなりました。船津割石防災が完成しても、雨量規制区間はまだ残ります。富山県側の猪谷楡原道路は富山県側の雨量規制区間の改良です。一部区間は完成し、現在猪谷付近の工事が進められ、もう少しで雨量規制区間が無くなります。高山市の宮トンネル事業もあと少しで完成となります。次は宮峠が終われば、石浦トンネルをという声も聞こえてまいります。しかし、飛騨市には、落石や１２０ミリという厳しい雨量規制区間など危険な区間があります。危険な区間を早期に解消するため高規格道路の早期推進が必要と考えますがどうでしょうか。今シーズンも雪の降りはじめには、神原峠の道路では事故が多発いたしました。神原峠や数河峠にトンネルを掘り、峠越えをなくすことも今後飛騨市にとっては必要ではないかと思います。そういったことはいかがでしょうか。

２点目です。国道３６０号の改良です。国道３６０号の富山方面は打保の前後区間を除き改良がほぼ進められました。打保から先、富山方面の新旭橋までの改良計画はどのような予定になっているのでしょうか。飛騨市として早期改良に向け、どのような活動をしているのでしょうか、伺います。

３点目です。国道４７１号、国道４７２号の改良です。国道４７１号、４７２号は標高１，２００メートルを越える楢峠があります。線形は険しいつづら折れが続く山岳道路となっております。大雨災害後の開通時には酷道と言われたほどである険しい道路です。峠越えの道につきましては別にしましても、国道４７１号は国道４１号から接続して、安房トンネルを抜け松本へつながる重要路線です。昨年末も国道４７１号では死亡事故が発生いたしました。以前から危ないと言われている区間も多くあります。昨年は落石もありました。今後の改良についてどのような活動をされているのか、お伺いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長　青木孝則　登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

おはようございます。それでは、市内の国道についてということで、１点目の国道４１号の高規格改良についてお答えいたします。

現在、国道４１号の神岡町内では、平成２５年の落石事故を契機とした、船津割石防災事業が進められていますが、この設計にあたっては地域高規格道路と同様の設計速度が採用されています。

現在までに地権者への事業説明を終え、本年度は用地測量を行っており、来年度以降は、用地買収に着手していただけるよう強く要望しております。

市としましても着実な進捗に向け、協力をしてまいります。

議員ご指摘のとおり、船津割石防災の事業が完成しても、雨量規制区間は解消されません。

国道４１号は飛騨と北陸を結ぶ、物流や交流に重要な道路であり、雨量規制による通行止めは、市内の企業活動にも大きな支障となることから、市としましても船津割石防災に続く、県境までの区間については、雨量規制区間の解消に向けた防災対策が、大変重要であると認識しております。

このため、当区間の整備を、市内幹線道路の最重点要望事項に位置づけ、強力な要望活動を行っており、今年度は新たに富山市と経済団体との合同要望を行ったほか、調査・研究や勉強会を開催したところでございます。

今後も早期に事業化が図られるよう、さらに、関係自治体による同盟会や、商業・工業・観光・農業などの各種団体とも連携し、強く要望活動を行っていきたいと考えています。

なお、神原峠や数河峠のトンネル化につきましては、将来の課題ではありますが、まだまだ整備が必要な区間が多く残されている県境方面への整備促進が重要であると考えており、優先順位を考える中、現時点では要望項目として打ち出せる段階ではないと考えています。

続いて２点目の国道３６０号の改良はについてお答えします。

岐阜県では、国道３６０号の、飛騨市宮川町祢宜ケ沢上地内から巣之内地内の延長約７.

６キロメートルを、平成９年度より種蔵打保バイパスとして事業を進めていただいております。

現在は、宮川町塩屋地内において、（仮称）宮川２号トンネルの本体工事が施工中で、平成２９年１０月１３日から平成３４年３月２０日までの工期となっており、本体工事以降は、トンネル内の舗装や照明や防災工事、道路改良工事を順次行うと伺っています。

平成３１年２月１５日現在、全長９４６メートルのうち、２５７メートルの地点の掘削が行われているとのことです。

また、これと並行し、未整備区間である塩屋から祢宜ケ沢上にかけての（仮称）宮川１号トンネルのルート決定を行っていくと伺っています。

国道３６０号は、富山と飛騨を結ぶ道路として、国道４１号と並ぶ重要な道路であり、地域からの早期完成への期待も非常に大きく、市として、２号トンネルの早期完成と、それに続く１号トンネルの早期着手に向け、本年度も１０月に岐阜県に対し、国道３６０号改修促進期成同盟会による要望活動を行っているほか、あらゆる機会をとらえて働きかけを行っているところでございます。

３点目の国道４７１号、４７２号の改良はについてお答えします。ここでは、国道４７１号の神岡町方面についてお答えいたします。国道４７１号は、地域住民の生活や、地元企業の経済活動を支える重要な路線であるとともに、富山県から国道４１号を経て、松本・関東方面へ通じる最短ルートとして、観光面はもとより物流面での利用も期待されています。

しかし、国道４７１号は、飛騨市神岡町船津地内から高山市境において、２車線は確保されていますが、一部路肩が狭く、十分な道路幅員が確保されていない区間があり、過去にも事故が発生するなど危険な区間が存在しています。

市ではこれまでも、国・県に対して国道４７１号の重要性と、神岡町内の危険個所の整備を要望しており、その結果、本年度より、走行車両の安全性の向上と、交通の円滑化を図るため、神岡町麻生野地内の延長約２４０メートルにおいて、視距の確保を目的とした道路改良事業に着手していただきました。

このほかにも危険箇所は複数あり、岐阜県古川土木事務所からは、今後も順次、道路改良を実施し、通行車両の安全確保と交通の円滑化を進めていきたいと伺っています。

中部縦貫自動車道の整備とあわせ、北陸方面と関東方面へのネットワークの形成からも、本路線の重要性は高まると考えられることから、引き続き危険箇所の解消に向けて要望活動を行ってまいります。

なお、国道４７１号、国道４７２号の重複路線であります楢峠につきましては、利用頻度が少ないことから優先順位が高いとは言えないため、要望活動を現在は行っておりません。

〔基盤整備部長　青木孝則　着席〕

○８番（前川文博）

はい、３点お答えいただきました。まず国道４１号の高規格化ということなんですが、最重点な路線としてということで、富山市とも絡んで要望活動をして早期改良に向けていくという力強いと受け取っていいお言葉をいただいておりますので、１日、１年でも早く、いまのトンネルをつくっていただいて、石浦トンネルに行くことなく、北部のほうへトンネル工事を持ってきていただくよう、部長さんのお力を発揮していただきますよう期待をさせていただきます。市長もですね。

それからですね、国道３６０号、こちらのほうも国道４１号が高規格なのか、国道３６０号が高規格なのかという話も出ますけども、県管理ですので、県のほうでやる事業でかなり大きいトンネルになっております。ただやっぱりトラックもかなりとおりますよね。数河峠を通るのが嫌だということで、あっちを通る状況も多くあります。ですので、こちらのほうも早く解消していただければ冬のまたスリップして登らないとか、国道４１号の交通改良にもなっていくので、そちらのほうも期待をさせていただきたいと思います。

あと国道４７１号なんですが、昨年も正面衝突の事故があり、その前も、昨年でしたかね、トラックが路肩から半分落ちて通行止めになるとか、落石でしばらく通れないという事故も続きました。そういったことで早くやっていただきたいなという思いとですね、きょうちょっと資料ということでは出していなかったんですけども、平成２５年３月、６年前ですね。みえましたよね、基盤整備部にみえたと思いますけれども、そのときに将来道路網構想提言書研究会というのがありまして、そこから出ております。その中でですね、ちょっと読んでいたら、市の職員もいますし、一般の市民の方もかなり入ってつくられたものなんですけれども、その中に出ているので、１番最初に提言として３つ出ています。１つ目が市内の循環ルートの整備ということで、市内を回るルートを何とかしたいね、と。２つ目が先ほど１番国道４１号で重要だといった富山・北陸方面との連携強化と。３点目が国道３６０号を使った白川村・北陸方面との連携強化ということで、この３点が書いてありました。提言の２ですね、国道４１号、国道３６０号では、その狭いところのカーブ区間の解消とトンネル化。提言３のほうでは、国道３６０号の冬季通行止めの解消、雨量規制区間の解消のための改良というようなことが書いてあります。国道４７１号については、長野方面との狭い区間の解消、それから中部縦貫道との動線づくりということは大体大きなテーマになって語られた内容でした。今、部長のほうの答弁でもあったんですけれども、この中に書いてあったことでですね、住民感覚でつくった内容ですので、見ると住みやすいまちをつくるというのに、国道４１号神岡以北の増強、ライフラインの確保、これは雨量規制とかそういうことですね。それから中部縦貫道との接続が期待されると。それから若い人がいきいきと働けるまちづくりという部分では、先ほども言われたように物流を支える国道４１号、国道３６０号、国道４７１号ということで、トラックが、トレーラーですね、がすれ違えるような道にしてほしいねと。あとは、富山伏木港とのネットワークとか雨量規制のことですね。同じことはいくつも出てくるんですけれども、あと

はいまその交流人口とかのところでいくと外からたくさん人がくるまちということで、これは平成２５年ですから、北陸新幹線とか富山空港とのアクセス向上のためには、国道４１号の改良も必要ですねと。あと国道４１号では、古川から高山インター間、国道４７１号では、神岡から平湯インター間のアクセス向上が必要じゃないですかというようなことがあります。

あともう１点は年中安心して旧町村間を往来できるまちづくりということで、国道４１号の雨量規制は迂回路が遠いと、国道３６０号を回らなければいけないということで、その中では神岡と宮川をつなぐトンネルですね、こういったこととかできました。なだれ、落石の危険箇所が多いので、そういったことが心配だと。この提言書の中にもいま神原峠は後回しだという話がありましたけれども、数河峠、神原峠など冬季の峠越えの不安ということで、これもトンネル化ということが書いてあります。

それを読んでおりましたら最後に、もうにこっとされるので、読んでみるかと思うんですけど、いま髙木朗義（たかぎあきよし）さんですよね、岐阜大学の教授の方がコメンテーターということで、最後に意見が書いてありました。これですね、ちょっと読まさせていただきますと、将来道路網を市民が考えるという取り組みが素晴らしい。そして、一生懸命とりくみ、議論し、ここまでとりまとめたことがわかった。道路は市民のものであり、どうしたいのか市民による議論があるべきで、行政はその代理というのが本来の姿だと感じた。

市民が飛騨市のことを考える機会になったのではないか。ワークショップを行うと、地域ごとになりがちで、今回のようにテーマをわけて地域は一緒に検討、というのはあまり例がない。お互いがお互いの地域を理解し、議論する機会となったのは素晴らしい。３点目が、最後にですね、３グループが最後に言った、「出来る出来ないは置いておいて、想いを述べた」というのがこの提言書なんですね。こういうことができたのは、すばらしいと。最終的な取りまとめも、こういうふうにまとめていただいて、「その方向で行ってほしい。」ということで、まとめられた提言書なんですね。これいまもう６年経ちました。やっぱりつくってきて、大体１０年で振り返ってみていくとかいろいろありますので、この４年でぜひ進めていただいて、トンネルを安全な道をつくっていただきたいと思いますが、その意気込みがありましたらお答えをお願いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

意気込みと言いますか、提言書につきましては、どこの行政でも行政がつくる計画とか構想とかというのは非常にあるということで、今ご紹介になった提言というのは、もうそれからいろんな委員を呼んだときも、会の会長さんとかそういうトップの方がみえての打ち合わせが非常に多かったと。今回のその提言につきましては、本当にその下の若手の方にどんどん集まっていただいて、決してトップじゃない方からの意見ということでやりましたし、自由参加で、応募された方もみえる中の提言です。オブザーバーとしては、

国・県・市が入って本当に自由な意見の中でそれを述べてもらうというものをまとめていただいて飛騨市の市長のほうへこういうふうに考えていますよと提言をいただいたものですので、そこは非常に私たちが思っている以上に新たな発見もありましたし、こういうのが大切だよねと。大きい道路のことも大切だけれども、身近な道路も必要だよねというようなことを本当に当時勉強させていただきましたので、それを市民の意見がこうだからこういう下座標があるからということで、いまの国道もその中の位置づけとして非常に重要な道路だというふうに感じておりますので、今後とも強く要望しながら、１日も早く完成するように進んでいきたいと思っております。

○８番（前川文博）

はい、よろしくお願いいたします。最後に読みましたけれども、できる、できないは別ということは書いてありますけども、できるようにということで、今後進めていただけることを期待いたします。

それでは、３点目に入らさせていただきます。

電力自由化についてということで３点質問いたします。１月に入札が行われました。その結果についてお聞きいたします。２つ目は、他自治体の一般競争入札や随意契約に比べたらどうなのか。３点目は、小中学校のエアコン設置費用や電気料を賄えるのではないかということです。

この件につきましては、９月の議会で「エアコンと電力自由化」ということで２つ続けて質問をいたしました。１月には一般競争入札により平成３１年度の電力契約がされることとなりました。

１点目です。１月の入札結果はということです。１月に行った一般競争入札は、どこが落札事業者となり、落札金額は幾らとなったのでしょうか。、また予定価格に対する落札率と、これまでに比べるとどれくらいの削減率となり、金額ではどれくらい下げることができたのでしょうか。

２点目です。他自治体の一般競争入札や随意契約に比べどうだったのかということです。近隣自治体でも新電力への切り替えの動きは多いです。契約方法には一般競争入札と随意契約がありますが、比較した場合、削減率はどちらが良かったのでしょうか。

３点目です。小中学校のエアコン設置費用や電気料を賄えるのではないかということです。９月の議会の答弁では、総務部長からですね、「現時点では、新電力切り替えによって削減される電気料が不確定であること、また、先ほど教育委員会からの答弁にもありましたように、小中学校教室へのエアコン導入設計もこれからで、増加する電気料の試算に至っていないことから、削減額について小中学校のエアコンの電気料が賄えると断定することはできないことをご理解いただきたいと思います」という答弁がありました。そのときはですね、長野県諏訪市の例をあげまして、長野県諏訪市では１０パーセントの削減ができているということから、どうでしょうかということで伺いました。今回は入札が終わって、４月から新しい電気でいくのですが、それを踏まえてどのように判断できるの

か、お伺いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔総務部長　東佐藤司　登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

それでは電力自由化について、はじめに１月の入札結果についてお答えいたします。

まず、今回の入札ですが、他自治体における取り組み状況も参考に、削減効果が大きいとされます高圧電力需給施設を対象とし、事業者の入札への参加のしやすさに配慮して、中部電力管内と北陸電力管内に分割したうえで、小売電気事業者による一般競争入札の方式を採用いたしました。

また、市が直接管理する施設だけでなく、該当する指定管理施設についても各指定管理者にお声掛けし、参加を希望された施設については対象施設に含め、中部電力管内は市役所本庁舎ほか２３施設、北陸電力管内は神岡振興事務所ほか１４施設を対象として実施いたしました。

予定価格の設定につきましては、対象施設における平成２９年１１月分から平成３０年１０月分までの使用電力量実績に各施設の基本料金及び従量料金の契約単価を乗じて算出された理論的な金額の総額をもって予定価格としました。

また、落札者の決定については、市が示す各施設の契約電力や月別使用予定電力量について、入札者が見積った単価を乗じて算出した総額が最も安価な者を落札者とする方式といたしました。

その結果、中部電力管内に対しては４社の応札があり、中部電力が２４施設合計で１億２，６３７万円で落札され、落札率は８３．９パーセント、削減額は税込で約２，４３０万円となりました。

また、北陸電力管内に対しては３社の応札があり、北陸電力が１５施設合計で６，３２７万円で落札され、落札率は８１．１パーセント、削減額は税込で約１，４７０万円となり、両者を合わせた削減総額は約３，９００万円となりました。

次に２点目、他自治体の一般競争入札や随意契約に比べてどうかについてお答えします。

新電力導入の手法は自治体によってさまざまであり、一般競争入札の方法による場合、今回飛騨市は契約プランの異なる多数の施設を一括して入札を行いましたが、岐阜県や岐阜市、土岐市のように個別の施設単体、あるいは類似施設単位でまとめて入札されている事例も多いようです。

落札率について、今回の飛騨市の入札結果における施設別内訳を見ますと、従前の契約プランや施設における電気の利用形態によって４０パーセントから９３．５パーセントと大きな差が生じていますが、土岐市でもほぼ同様の結果が公表されていることから、他自治体と比べても遜色ない結果が得られたものと考えています。

他方、エネルギーサービスプロバイダと言われる事業者と随意契約し、電力供給先の決定や価格交渉を委ねる方法もあり、県下の多くの市でもこの方法を採用されています。

この方法による削減率については、自治体によって対象施設や契約内容が異なることから、今回の飛騨市の結果と単純比較することは困難でありますが、一般的に削減額の３０パーセントから４０パーセント程度をプロバイダーに対して業務サービス料として支払う必要があると言われており、一般競争入札と比較して実質削減額は少なくなるものと推察されます。このため、今回の結果を踏まえ、飛騨市におきましては、今後も一般競争入札の方法による供給業者決定を行ってまいりたいと考えています。

また、今回は試行的に契約期間を１年としましたが、次回入札時には、より大きな削減効果が期待できる複数年の契約についても検討したいと思っております。

最後に３点目、小中学校のエアコン設置費用や電気料を賄えるのではないかについてお答えします。

小中学校のエアコン設置に係る設計業務についてはさまざまな課題はありましたが、このほど工事内容がおおむね固まりました。

そこで、導入を予定する機器の仕様にある消費電力と、想定される稼働時間をもとに積算すると、１シーズン当たりのエアコンに係る電力量料金は、全７校、７８教室合計でおおむね１００万円程度と推測しています。

これに対し、今回の電気調達入札結果のうち、小中学校７校にかかる電気料金の理論削減額は４００万円余であり、その年の気候による使用頻度の大小や、電気容量不足に対処するためのキュービクル増設に伴う基本料金の増加等の不確定要素を考慮しても、ランニングコストに関しては従来の予算の範囲内に収まるものと考えております。

しかしながら、電気料に限らず市が行うさまざまな経費節減の取り組みは、あくまでも一般財源確保のためであることから、今回の入札により今後実際に生ずる削減効果額についても、小中学校のエアコン設置費用や電気料に対する特定財源との考えは持っておりませんので、よろしくお願いいたします。

〔総務部長　東佐藤司　着席〕

○８番（前川文博）

はい、３点お答えいただきました。削減率ですけれども、私も入札結果は見たんですが、実際どれぐらいの率が下がったのかというのはちょっと不明でしたが、３，９００万円ということで、９月に聞いたときは全部で２億９，０００万円の飛騨市の電気料があるということでしたので、率をさっき聞きますと、８４パーセントと８１パーセントですので、１５パーセント、１６パーセントは削減になったかなと。

随意契約で行ったその長野県諏訪市と比べてもそれ以上削減になっているので、非常にいい結果が得られたのではないかなと思っています。

ひとつびっくりしたのは、その落とした、落札したのは地元の中部電力と北陸電力さんということで、よく地元でとれたなというのがひとつ不思議なんですけれど、これでした

らもうちょっと早く安くしていただけたんじゃないかなという思いもちょっとしております。

それでですね、その一般競争入札と随意契約ということで、今これも私聞いてわかったんですけども、どちらがいいのか悪いのか、やってみないとわからないですし、今この結果で一般入札がいいのであれば、今後もこれを続けて、さらに２年、３年、５年という複数契約であれば、もっと下がる可能性があるのであれば、これでやっていって、経費をですね、下げていっていただくのが重要ではないかなと思います。

それから３点目のエアコンの電気料なんですけれども、１００万円ほどで、何とかこれはランニングコストは賄えるんじゃないかという話でした。この後、澤議員と洞口議員からエアコンのことについては、別のことでも質問があるんですが、実際３，９００万円全体で下がると。いま３億円ほど真水の持ち出しをしなきゃいけないという話を言われているんですが、１００万円、４００万円引いた３，５００万円ほど残ると。そうすると１０年しなくても、エアコンのその３億円については、これでペイできるのではないかなと思うんですけど、先ほどそれはしないというようなことを言われたんですが、そういうことについては、どうでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

いまほど総務部長から答弁しましたとおり、いろんな経費削減の取り組みをやっていますけれど、これはあくまでも一般財源の総額確保のためですので、これをやったらここにあてるという考え方で財政運営はしていないという考え方でご理解をいただきたいと思います。

○８番（前川文博）

はい、わかりました。それについては、わかるんですけども、今議会もいろいろ特別委員会つくって議会改革とかやっておりますが、議員からですね、政策提案とか提言をする場合というのは、多分こういうことをやって、こういう政策どうですかと。予算どっから出すんですかという話がありますので、こうやって予算、こうやってつくりました。じゃあ、これを財源にこういう事業どうですか、こういう政策どうですかという提言をまた議会もいまからしていくということが出てくると思いますので、今回のことはですね、こういう政策提言でも提案でもありませんから、仕方ないにしても、今後議会からこういうことが出てくると思いますので、そのときはそういう冷たいことを言わずにぜひそういう財源を議会の提案にも回していただけるよう期待をさせていただいて、一般質問のほうを終わらさせていただきます。

〔８番　前川文博　着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で８番、前川議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

ここで暫時休憩といたします。

（　休憩　午前１１時００分　　再開　午前１１時０２分　）

◆再開

◎議長（高原邦子）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、３番、澤議員。

〔３番　澤史朗　登壇〕

○３番（澤史朗）

では、通告書にしたがって、質問をさせていただきます。今、資料が配られましたけれども、通告書にそって質問をさせていただきます。大きく２つについての質問をさせていただきたいと思いますけれど、まず１つ目、小中学校の空調設備の整備について。その中で２つありますけれども、工事費の積算は妥当な金額なのか。そして、学校現場の意見を反映し適切な設置を考えているか。

まず最初の工事費の積算は妥当な金額なのかということでございますけれども、昨年１２月議会の前川議員の質問の答弁として、小中学校へのエアコン設置工事費は総額２億２，０００万円で国の補助は８，８００万円、市の負担は１億３，０００万円とありましたが、今回の全員協議会の説明では工事費総額が３億８，９００万円、市の負担が約３億円となっています。国の１次補正予算により、本年度限りの措置として冷房設備対応臨時特別交付金が創設されたことと地方負担分の全額が補正予算債により措置されることを受け、今回の補正予算に上程されておりますが、昨今の猛暑に対する熱中症予防対策としてのエアコンの設置は必要であると考えますが、世の中の風潮とはいえ、あまりにも負担が大きいのが気になります。この増額の要因は、高圧受電設備の追加や交換が必要であることが実施設計の段階で判明したことによるものと説明も受けましたが、市内全７校、全７８教室で、１基あたり約５００万円のエアコンということになります。昨年夏には各学校で教室の温度測定をし、慎重に検討を重ねた結果、設置に踏み切ったとも聞いております。その温度測定の結果や先行している近隣市の工事費などを明示し、費用の妥当性をもう少し納得できる形で説明願えないでしょうか。

２つ目ですが、学校現場の意見を反映し適切な設置を考えているか。

今回の設置は普通教室と特別支援教室であると聞いておりますが、学校によって教室の大きさも違うように思われます。学校の校舎は教室の窓が南側になるように建てられているのがほとんどで、夏場教室内は暑くなる構造になっていますが、学校によっては１

階の比較的涼しい教室や、特別学級の教室は普通学級の教室よりも面積が小さいところもあるようです。一律・平等というのは、時には不平等になることもあります。学校現場とよく相談して、それぞれの学校に適した設置を望みますが、現場の声は反映されているか、あわせてこの２点をお尋ねいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。なお、答弁中、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

それではご答弁申し上げたいと思います。小中学校空調設備の工事費の積算の妥当性についてのお尋ねでございます。

今ほど資料の配付もさせていただきましたが、予算計上額の見直しの説明を兼ねての答弁というふうにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

今回の学校空調施設整備の経過を改めて整理をしておきたいと思います。昨年の夏の災害級と言われる猛暑、あるいは豊田市における小１男子児童の死亡事故等もありまして、全国的に学校エアコン整備が求められるようになったという流れが昨年ございました。一方、飛騨市ではそれより前に、前川議員からたびたび一般質問を頂戴いたしまして、エアコン設置についての議論を重ねてきたところでございます。

その中で、ご答弁でも申し上げてきたのですが、もともと学校施設の整備に対する国の補助というのが極めて枠が少なくて、必要とされる一般財源が多額に及ぶため、この事業実施はハードルが高いというふうに考えてきたところでございます。しかし、こうした前川議員との議場での議論もございましたので、もし仮に国の補助等が拡充された場合に、いつでも補助申請が進められるように実施設計をしておこうということで、関係事業費を９月の補正予算に上程し、お認めをいただいたところであったというところでございます。

その矢先にでございますが、政府が学校空調設備の整備に大幅な助成策を講じるということが決定をいたしまして、これまでなかなか認められなかった学校空調整備補助事業が急速に進められる状況となってきたわけであります。

議員のご質問で、１２月議会における前川議員への教育委員会事務局長答弁で申し上げた工事費を引用いただいたわけでありますけれども、この段階では、まだこの実施設計の作業というのが途中の段階でありまして、各学校の建物構造や電気設備状況の現地調査を実施中の段階であったということでございます。したがって詳細な積算には至っていなかったということでございまして、その中でご答弁申し上げるに際して、数字が必要でしたので、参考の数字として、平成２８年に神岡中学校を対象に業者から参考見積りをいただいたものを概算で積み上げまして、約２億２，０００万円を見込み事業費であると

いうふうに申し上げたところでございます。

その後、各学校の現地調査が完了しまして、数字が出てきたのですが、これがその先ほど言いました２億２，０００万円を１億７，０００万円近く上回る３億８，９００万円という数字であったということでございます。この大きな要素としては、必要とする電力量が大きいため、校舎そのものの高圧受電設備、キュービクルといいますが、このキュービクルの追加または取り替えが必要であるということが大きかったわけであります。

ただ、この金額は１２月議会に参考で申し上げた概算事業費と大きくかけ離れているということだけではなくて、提案説明の際にも申し上げましたが、国が示してきた補助基準額があまりに低く、国庫補助はわずかに４，４００万円。補正予算債の交付税措置分を含めても９，５００万円程度しか支援が受けられないという内容でありましたために、継ぎ足しの単独事業費のほうが大きくなって、市の真水の負担である一般財源の所要額が約３億円にも及ぶということになったわけでありまして、これは後年度の財政負担があまりに大きいという内容であったわけであります。

通常であれば、当然、ここで詳細設計による具体的な事業費をチェックして、そして縮減する努力を重ねて、どのように整備を行うかを再検討して、そのうえでその結果を議会に予算を計上するというのが当然のことであります。

しかし今回は、国の補正予算での補助である関係上、この申請を行うためには、今年度予算で事業費を計上しなければいけない。そして補助を受けられるようにしておかなければならないということがございました。一方で、予算上程までの期間が短く、積算の見直しを行う、その十分な時間がなかったということでございます。

さてどうしたものかということになりまして、このためやむを得ず、極めて異例ではありますが、今回の補正予算額では最大上限額を計上すると同時に、並行して事業費縮減の検討を進めまして、その経過を今議会の会期中に議会の皆様方に説明させていただくということとしたところでございます。その旨は、予算発表にあたっての全員協議会、あるいは記者発表でも申し上げましたし、開会日の提案説明におきましても、説明させていただいたところでございます。

そうしたかたちの中で、並行して見直し作業を行ってきたわけでありますけれども、縮減を検討するポイントがございまして、一つはキュービクルの工事をもっと安価にできないのかという点でございます。もう一つは、エアコン機器、これを定価で計上いたしておりましたので、実勢価格は一体どのくらいになるんだという、この２点でございました。これにつきまして、県や他自治体の動向も見つつ検討するということを進めてきたわけであります。

幸い、岐阜県では吉城高校、飛騨神岡高校を含む公立高校の発注が済んでおりまして、また、近隣自治体でも整備事業の設計を進めていたため、参考になる数字がこの過程の中で出揃ってきたということでございます。でしたので、県や近隣市の積算内容の調査を進めて、その比較をしつつ検討を進めました。その結果、導入予定の空調本体の実勢価格、

これが当初見込んでいた額よりも安価に導入できることが判明をいたしました。それからキュービクル工事も必要ではあるものの、特別教室も含めて増えると見込まれていた容量を再精査して改めて試算し直したところ、さらに縮減できることがわかったということでございます。これが先ほどお配りしたお手元の配付の比較表の数字でございまして、エアコン設置工事の部分が今申し上げました、空調本体の実勢価格に合わせたもの、キュービクル回収工事が容量を再精査して落としたもの、そして、それに合わせた諸経費の減ということになるわけでございます。この合計がごらんのとおり、総額は２億８，０００万円ということになりまして、予算計上額よりも１億９００万円低く事業を実施できる見込みが立ったところでございます。

これを一教室あたりの単価に直してみますと、これもここに書いてございますが、３５８万９，０００円ということでございます。県立高校、近隣の吉城高校、飛騨神岡高校ですが、ここの、１室当たり単価は３５６万円ということですから、これに類似しておりますので、おおむね妥当な事業費ではないかと考えたところでございます。また、近隣市におきましても同程度であるということを確認いたしております。

なお、国庫補助それから補助残部分に充てる補正予算債は、もともと必要となる事業費を大きく下回っておりますので、これは、この見直しによって影響を及ぼすということはないわけであります。

これにより、必要となる真水負担である一般財源総額は１億８，５００万円になると、このように見込まれます。これも市の一般財源負担としては非常に大きな金額であることは間違いないわけでありますけれども、今回は少ないとはいえ、特例的に、国庫補助と補正予算債における地方交付税措置を合わせ、約９，５００万円の支援がある。そして加えて、これも特例的なんですが、全額の資金手当を受けられるという起債メニューがあるということになっております。こうした措置が、今後継続されるのかどうか、ここがポイントでありますが、これは極めて不明確でございまして、そういったことを考えますと、今このタイミングでエアコン設置に踏み切る方が有利であるということを考えた次第であります。また、近隣市も一斉に学校のエアコン設置を進める中、飛騨市のみが事業を取りやめるということが適当だとも思えないというふうなことを考えました。

こうしたことを総合的に判断をいたしまして、縮減後の事業費２億８，０００万円を予算額とし、エアコン設置を進めていきたいと考えておるところでございます。

なお、補正予算の修正が必要となりますが、その手続きにつきましては、議会のご判断を仰ぎたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔市長　都竹淳也　着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて、答弁を求めます。

〔教育長　沖畑康子　登壇〕

□教育長（沖畑康子）

では、２点目の学校現場の意見を反映し適切な設置を考えているかについてお答えをいたします。

小・中学校の空調設備の整備について、学校現場からは、以前から折に触れ要望を受けておりました。また、児童からの声もあり、昨年の夏も、古川小学校で市長とともに授業参観を終え、給食を教室で一緒に食べていたときでございますが、複数の児童から「教室にエアコンをつけてください」と市長に直接お願いされる場面もございました。

教育委員会としましては、昨年４月から各学校内３教室の室温調査を実施し、校長教頭からも随時ヒアリングを行って現状把握に努めてきたところでございます。

また、児童生徒の普通教室と特別教室の授業時間数の割合を調べましたところ、普通教室で授業を受ける時間の割合が、小学校低学年で約９０パーセント、高学年で約７５パーセント、中学生で約７０パーセントと普通教室で授業を受けることが大変長いことが判明しております。

加えて、今回、国の１次補正で設けられました臨時特例交付金の指針では、普通教室を最優先で整備するようにとの方針が示されております。

このような学校の現状と国の指示を踏まえまして、限られた市の財源の中で、今回７８普通教室の設置を判断したところでございます。

学校とは平成３６年度までの児童生徒数の推移を踏まえ、どの教室に設置するかの協議を行って設計を進めてきております。この後の施工にあたっても、学校と協議を重ねて学校運営に支障を来たさないように整備を進めてまいります。

〔教育長　沖畑康子　着席〕

○３番（澤史朗）

ただ今市長から丁寧な答弁をいただきました。時期的に非常に難しかったとこの今補正予算に出てきた金額を精査して詳細まで至るには、その提案時期には難しかったというお話で、それが県のほう、いわゆる近くの高校ですね、市内の高校、吉城高校、神岡高校そして近隣自治体の動向を調べてもう一回精査したところ、１億円以上のマイナスになるというようなお話をいただきました。結構なことだと思いますけれども、でき得れば、最初の段階でもう少し近い数字を出していただけるようなことがあってもよかったのかなと考えます。ちょっとそれは置いておきまして、学校のほうで昨年はじめから教室の温度測定をされていたということですけれども、最初の質問にもありましたけれども、実際の教室内の温度というのはどの程度だったのでしょうか、お尋ねします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

お答えさせていただきます。２９度を超えます日数が山之村ですと９日でございました。それから宮川小学校１２日、河合小学校１４日でございますが、古川小学校では４０

日を超えております。それから古川中学校については、３９日と４０日近いわけですが、２０日から３０日を超えているところでございます。最高温度につきまして、日数の少なかった宮川小学校におきましても、最大温度が３４度という７月、８月になったりしております。そういうことから見まして、大変高い気温になっているということを考えております。

○３番（澤史朗）

２９度を超えた日がそれぞれあったということですけれども、最初にも質問の中にも入れておりますけれども、校舎の形態によって、教室が１階にある場合、２階にある場合、中学校なんかですと３階に教室がございます。それぞれによって温度の差があると思うんですけれども、その辺もう少し詳しくは教えていただけませんでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

お答えいたします。例えば古川中学校でございますけれども、具体的な数字は少し持ち得ておりませんので、言えませんけれども、１階ですと古川中学校、河川の堤防に遮られておるというようなことで、なおかつ地表面からの照り返しがあるということで、１階につきましては、２階以上よりも予想外に高いというような状況でございます。また古川小学校におきましても、１階、２階それぞれ測定をさせていただいておりますが、やはりあの風のとおりでありますとかそういったような関係で一概に１階が高いとか２階が高いとかいうことは言えません。やはり学校の建物形状等によりまして室温が異なっているところでございます。

○３番（澤史朗）

少し歯切れの悪いような答弁かと思うのですが、実際にその最初に２９度を超えた日数がそれぞれありますよ、と。その全教室で超えているのか、一部の教室で超えているのか、その辺も不確かなところであります。聞きますと、３５度になる教室もあるということを学校現場でも聞いております。ただし、全教室が３５度になるわけではないんですね。その辺。

そして先ほど教育長が古小の給食試食会のときに児童から市長が言われたということ。それは事実でしょう。あとは学校現場のほうでの教室の利用率ですか、普通教室と特別教室。特別教室音楽室だとか理科室だとか。小学校の場合はそういった特別教室を使う時間数というのは少ないかと思います。ただし中学校になるとやはり特別教室を使う割合が増えてきます。特に古川中学校・神岡中学校、両校ともそうですけれども、音楽室は最上階、４階にございます。生徒にとっても、楽器にとっても劣悪な環境にあるのが事実だと思います。そういったところでそれぞれの教室の特性をもう少ししっかり判断をして、学校側の要望をしっかり聞いて、いま全体の教室数がいま試算で出ているようですので、その範囲でただし、国からその普通教室を優先させなさいと言われているからそのとおり

にしますよじゃなくて、やはりこの市にあった形での設置を望むんですけれども、その辺学校側との協議というのは、いわゆるただつける、つけないじゃなくて、突っ込んだ協議というのはいままでされてきたのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

はい、お答えいたします。古川中学校４階にあります音楽教室、たしかに高い気温でございます。また全いま該当の７校の教室は、１６３教室あるわけでございます。それで、各学校ごとにやはり室温の高い教室につきまして設置要望があるわけではございますけれども、今回に限っては、普通教室を最優先にさせていただきたいというふうに考えて学校側にも伝えているところでございます。

○３番（澤史朗）

普通教室を最優先させていきたいということは、ほかに考える余地もあるというふうに理解しておいてよろしいんでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

普通教室を最優先にすると申し上げましたが、今のお話、たしかに音楽室等、私も美術をやっておりますので、上階のほうにございまして、暑くなることもございますが、残念ながら子供たちが過ごす時間の中で本当にその割合が低くなります。でもって、机に座ってずっと勉強を続ける、そのための快適なことのほうが重要であるというふうに考えております。

○３番（澤史朗）

学校において一番長く子供たちが児童生徒が使う教室、一番長く滞在する教室が当然最優先であることはいいかと思うんですけれども、あといま特別教室、音楽室、理科室の話をしましたけれども、支援学級のクラス、教室ですね、中には普通教室よりも狭いところもございます。そうするとそういったところで、いま予定されている天井付けのエアコンが果たして必要なのかどうかも今後しっかり考えていただきたいと思いますし。

またちょっと明らかに覚えてはおりませんけれども、多分これも昨年９月の議会の補正予算のときだったかと思うんですけれども、そのエアコン設置の設計業務に関しての補正予算額がついておりました。そのときに神岡小学校では近い将来大規模改修が予定されているということも明記されておりました。今回そのエアコンを全校に設置するわけですけれども、その大規模改修の時期ですとか、いまのエアコン設置に関してのタイミングがどのようになるのか、わかれば教えてください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

大規模改修につきましては、平成３２年度に詳細設計に向かいたいと思っております。それで、その後の工事施工ということになります。まずは、問題となっております外壁剥離を優先した施工になろうかと思っております。

○３番（澤史朗）

そうすると神岡小学校の大規模改修については外壁が中心になるということで、校舎内の例えば今回、エアコン設置しました。またそれを外してまた再度取り付ける二重の工事費が発生するようなことはないと考えておいてよろしいでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

手戻りのないような工事施工としたいと思っております。

○３番（澤史朗）

いろいろ話を聞かせていただいて、現状を理解したつもりでおります。ただし、やはり学校によって、学校の建っている場所、立地条件も違います。先ほど温度測定をしたと。それで回数によってじゃあ１階が涼しいのかというとそうでもないよと。ということもやはりその日の天候によっても違うでしょうし、風の向きだとかによっても違うでしょう。ということで、いま台数が普通教室と特別支援の特別学級の教室ということを優先させるということでしたけれども、また前回のときでも、これが今とおって、ことしの夏に間に合うのかということを前川議員の答弁の中であったと思いますけれども、ことしの夏にはなかなか全校に設置は無理だということもお聞きしておりますが、今後の予定が今わかっておりましたら教えていただきたいと思います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

小規模校につきましては、何とか夏に間に合うように頑張っていきたいと思っています。それ以外の学校につきましては、年内の施工を目指して発注をしていきたいなということは思っております。

○３番（澤史朗）

小規模校というのは山之村は今回対象外ですので、宮川小学校・河合小学校だと思いますけれども、先ほどの温度測定で一番日数の少ないところですね。本来、どこが最優先でつけるべきの学校なんでしょうか。教育委員会のお考えは。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

当然一番暑い学校からやっていくべきだとは考えております。ただ業者のほうとの全

体ができないということで、なかなかうまくいかないところでもございます。いま折衝をしているところであります。

○３番（澤史朗）

小規模校に我慢をしてくれということではないんですけれども。ではその最優先させるのはいまの２つの学校ではないというお考えだと思います。実際に中学校棟は高いところ、３階とかに教室がございます。そういったところをいわゆる設計が短期間で済むからといって小さい学校を先にやるのではなくて、本来の優先すべき学校を、そこを先にやっていただきたいんですけれども、その辺の考え方、早速取り組んでどうにかその夏に間に合わす。中学校１校でも先にやるというようなことはできないものなのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

ただ今、教育委員会からは早期に多分暑いそういう重要なところからやってくれというのは実際の問題やと思いますけれども、物理的に大きな学校のほうはキュービクルとか大きいものを入れます。こちらのほうにどうしても製品から、それからうちの設計もそうですし、製品をつくる、それを設置する、それを全部のほうへ配線する、こちらのほうにどうしてもかかる工期があります。それを考えると物理的に夏まで間に合わないというのが大規模校と考えております。

○３番（澤史朗）

はい、物理的にそうだということは理解しますけれども、実際に例えば宮川小学校・河合小学校にことしの夏に間に合う設置されました。使用日が２週間でしたということよりもやはりそこを優先してどうにかして台数で宮川・河合で４台、合計１０台くらいですかね、ということで、きのうの答弁の中でもある部長が優先順位を決めてこう討論をしてそれを重ねた結果、こうなったということもございました。その設計が早く済むからというのではなくて本来の優先順位をしっかり考えていただきたい。今予算もしっかりと精査をして固まってきたように思います。今後しっかりとその優先順位を学校側と判断協議を重ねて、できるだけ早い段階で望めるように取り組んでいただきたいと考えます。答弁は結構です。

２つ目の質問に移ります。組織見直しについてお伺いいたします。新しい組織の人員確保はできているかと新しい組織を含めた人件費の確保はできているか。

１つ目ですけれども、新しい組織の人員確保はできているかと。平成３１年度はさまざまな角度から市民に密着したサービスを提供できるよう多くの新規事業や拡充事業が目を引きます。特にいままで積極的に手をつけてこなかった「スポーツの振興」、これは、施設の具体的な構想も見えてきて期待をするところであります。また、各振興事務所でも現場での意思決定のスピードアップ化を図るべく、組織の見直しが行われるようです。

そこで、いままで教育委員会事務局の生涯学習課内にあったスポーツ振興係が新たに

独立した課となり「スポーツ振興課」が新設されますが、この課内にはどのような形で職員が配置されるのでしょうか。また、河合・宮川の振興事務所においては「地域振興課」が新設され、これは従来の振興事務所次長が課長となって配置されるようですが、係員の増員はあるのでしょうか。神岡振興事務所では、新たに「市民振興課」と「建設農林課」が新設され、それぞれに３つの係、つまり、これまでより１つ係が増えます。いままでの人員体制で、すなわち同じ人数でこの組織を回していけるのかをお伺いいたします。

２つ目に新しい組織を含めた人件費の確保はできているかということですけれども、これらの組織改変に伴い、新しく課長級が２名、係長級が１名増えます。また、新たに企画部地域振興課内にも「関係人口係」が新設されることにより、係長級が１名増えることになります。人事には予算が付きものです。平成３１年度人件費は全体で６００万円の増額と聞いておりますが、このように一旦課を新設するとなかなか元に戻すことは難しく、今後もこの体制が続くと予想され、その人件費アップはボディーブローのようにあとで効いてくるような気がします。このあたりの試算はしっかりできているのか、あわせてお尋ねします。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

組織につきましてのお尋ねでございます。１点目の人員確保の件についてお答えを申し上げたいと思います。このお尋ねの点なんですが、組織全体の人員確保と配置の考え方を理解していただく必要があるかなと思いますので、最初に組織編制と定数管理について、どうやっているのかということをご説明したいと思います。

まず、組織編成の考え方ですが、予算と同様でありまして「入るを量りて出ずるを制す」ということで上限を決めてその中で編成をしていくというのがこの組織であります。実際に何をやっているのかといいますと、各所属から職員定数の要求を受けます。総務課が職員定数の要求を受けるわけです。これは予算の要求と同じ考え方です。それに対して査定をいたします。例えば「２人欲しい」と言っても、「ゼロよ」という査定をすることもあります。全体の総数の中でどの部署にどの程度の職員配置が必要なのかというのを判断して、まず組織の定数というのを決める。ここから始まっているわけでございます。この際に、今ほど申し上げました全体職員数の上限を定めるということはもちろんなんですが、職員の応募数、採用予定者数も見極めないといけないということでございます。これは採用を予定していても辞退をする方もありますから変動します。直前まで変動しますので、そこを見込むのが非常に難しいわけでありますけども、そうしたことをやらなくてはいけない。その範囲内で配置が必要な部署と、余裕のある部署というのはあるわけでは決してありませんが、ここは一人削ってもなんとかなるだろうというところを削ってこっちにもってくるとか、そうしたことをやりながら、組織編制と職員配置というのは行っているわけであります。したがって、新しい組織をつくることが、即、職員数の増加につながることではないということをまずご理解をいただきたいということであります。

次に、定数の管理の考え方であります。現在の職員数の状況ですが、平成２９年の３月定例会で森議員から質問をいただきまして、その答弁の中で、定員適正化計画上の目標値は４５０名であるけれども、現時点の行政需要、それから大量退職の対応を考えると、４６０名強を目処に採用を行ってきたいということを申し上げまして、その方針で向かってきているわけでございます。４６０というのは市長部局だけではなくて、病院の看護師等の医療スタッフ、それから消防の職員、あるいはクリーンセンターとか古川国府給食センターの職員も全部含んでの数字であります。これに対して実際どうなっているかといいますと、ここ数年、育児休業、病気休職、急な退職ということで常時欠員が生じている状態になっているということでございます。具体的に申し上げますと、現時点で育児休業者が１２名おります。それから病気休職者が２人おります。さらに今年度現在までの年度途中の退職、残念なことに病気で亡くなった方も含むのですが、８名ということでございまして、計２０名が欠けているという今の状態であるわけです。加えて、その中に昨年の豪雨災害のような不測の事態が起こりますので、非常に厳しい状況になっているということでございまして、もちろん一部は業務支援職員によって臨時的に補ってはおりますけれども、慢性的に欠員状態、あるいは非常事態による職員不足によって、時間外勤務が増加しているという状況にあるとこういうことでございます。

このため、これは本当に私の実感でありますけども、安定的に組織を運営していくためには、あるいは育児休業を心おきなく取ってもらいやすい環境を整えるためには、常に１０名程度はバッファをもっておかないと組織は運営できないというのは本当に痛切な実感でございます。

こうしたことございましたので、新年度では、平成３０年度期首、年度の頭ですね、４６２名に対しまして３１年度は４７１名と、９名増員いたしたところでございます。これによって、ようやく欠員が解消できると、こういう状態でございまして、ただし、これは４７０名が上限というふうに定めておりまして、ここを野放図にしますと人件費の高騰を招きますので、ここでキャップをはめるというふうに考えているところでございます。

続いて、新たな組織体制でございますが、スポーツ関連業務の集約とその推進を図るために、生涯学習課内にあったスポーツ振興係をスポーツ振興課として新設するということにしたわけですが、職員配置は、課長・監督職・担当職の３名体制の課と３名の課ということになります。したがって、現行と比較しますと、課長分ということになりますが、職員数では１名の増加ということになります。

各振興事務所に各種業務を決定・遂行するうえでの権限を拡大するということで、あるいは迅速かつ地域特性に応じた判断ができるというために、次長を課長として位置付けまして、課を設置するということでございます。

宮川・河合振興事務所は、欠員状態になっておりましたので、これを解消して１名ずつ補充を行うということでございます。

神岡振興事務所は２課設置をいたしまして、課長２名を配置いたしますけども、１名は

次長兼課長とする予定でおりますので増員数は１名ということでございます。係については１係増加ということになりますが、これまで２名体制であった基盤環境水道係を基盤係と環境水道係の２係体制にするものであって、これは増員とはならないということでございます。

そのほかこれまで欠員となっていた部署へも補充を行うことで、職員の負担軽減も図りながら、新年度からの市政運営に対応できるものと考えているところでございます。なお、新年度の職員採用の状況ですが、一般行政職の大学及び高校新卒者５名、土木技術職２名というように期待以上の人員確保ができたということでございます。

しかし、近年、人手不足の影響で公務員の採用というのは非常に難しくなっておりまして、一方で、再任用期間の満了を含む定年退職予定者は、これが平成３１年度からの３年で３９名という大量退職の時期を迎えておりますので、人材確保は非常に大きな課題であると考えているところでございます。これまでの経験から、市の情報発信あるいは話題性が高まりますと、採用試験の応募数が増えるという傾向にございますので、優秀な職員確保の面からも積極的な市政を展開しながら、社会人採用も含めた多様な人材確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

〔市長　都竹淳也　着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて、答弁を求めます。

〔総務部長　東佐藤司　登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

２点目の人件費の確保はできているかとの質問にお答えします。

議員ご発言のとおり、職員を採用すれば４０年余継続した雇用が必要であることから、人件費の管理は財政運営上の大きな課題であると認識しております。はじめに金額面について説明いたします。退職者数が多ければ一般的には減額となるはずですが、先ほど市長答弁にもありましたように職員の増加を予定していることなどの理由によって新年度一般会計予算の人件費は増加しております。

また、平成３０年３月定例会の市長答弁でありましたように、将来の人件費総額は、個々の職員の昇給・昇格や共済費等の水準が詳細に見込めないことから、正確な数字は申し上げられませんが、平成２８年度決算額に対し、平成３８年度には約２億円程度増加するのではないかとみております。ただし、これは、職員数が極めて多い４０歳代の職員が年齢を重ねて昇給する影響が大きいと見ており、現行職員数を維持しつつ、現時点の職員構成の約４０パーセントを占める４０歳代職員が定年退職を迎える２０年後には、平成３１年度一般会計人件費と比較して約２億５，０００万円程度減少するものと予測しております。なお、現在、公務員の定年延長が議論されており、今後の人件費に影響を及ぼすものとして想定されますので、この動向次第では、人件費総額の見通しは大きく変化することが見込まれます。

次に組織体制について申し上げます。社会情勢の変化に対応し行政需要に応えるための組織が必要になりますが、新たな業務の発生や行政課題解消のために安易に職員の増員というわけにはいきません。ただし、組織改変は行政にとっては不可欠なものともいえます。社会情勢や市民ニーズは、目まぐるしく変化しますので、それに対応するためにも、柔軟に組織形態を構える必要があります。このため、課の新規設置や統廃合は時期を逸しないよう今後も行ってまいりたいと思います。

また、課や係の新設によって、単に課長職や監督職が増加させるというものではなく、所管業務の見直しや兼務をさせることで係員を増員させる人事も行いながら、人件費の増加を抑制していきたいと考えております。

〔総務部長　東佐藤司　着席〕

○３番（澤史朗）

人事についての様式といいますか、考え方よくわかりました。実際に必要な形でその新設される課とかがあるということなんでしょうけれども、実際ぎりぎりの人数で今やられているというのも日々見ていてわかるような気もいたします。その中で、今回平成３１年度の予算でも新規事業だとか拡充事業というのがたくさん出ております。実際にいま組織を改編して、そこの中でうまく回っていくように改編をされると思うんですけれども、やはり少し心配なのが時間外労働、オーバーワークですね。これが常にあるような気もいたします。時期的な部署によっては部によって、課によっては時期的に忙しいところ、その時期もあるわけですけれども、年中忙しいようなところ、本当に遅くまでやっているところもあります。そういったところで、いまの事業内容に対しての職員の数、ぎりぎりだというふうだと言われていますけれども実際のところ、もう一回確認をいたしますけれども、ぎりぎりなのか。もう少しいて欲しいのか。その辺のところを教えていただけますでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

実はちょうど今人事をやっておりまして、大体仕上げたところなんですが、人事をやっておりますと本当にわかるんですけれども、職員数だけではなくてですね、職員数自体も本当にぎりぎりなんです。やっぱり、ぎりぎりで、ぎりぎりなことに加えてですね、やっぱりそれぞれの職員の事情というのがあります。体調がよくなかったり、あるいは家族の親の介護とかいろんな課題を抱えている職員もいます。そうすると力のある職員でもフルに力を発揮できないという者もおります。そうした者をどうやって配置するのかということをやっぱり考えながらやっていますと、本当に苦しいんです、気持ちが。そんな中で実際は人事をやっています。それで、それは本当にもっといてもらえればもっとここは楽にできると思うのですが、他方で予算を組む立場もありますので、これ以上増やせないということで、例えば欠員になったようなところには本当にですね、直接課長とか部長に

来てもらって頭下げて、私、「申し訳ない」と言ってですね、「何とかこらえてくれ」ということでこの３月は人事をやるというのが毎年ここのところ恒例になっております。ただその中で、もちろん仕事量を減らしてくということも大事なものですから、今政策協議ということで、秋の段階から議論をしてやるというのをやってるわけですけども、これはもちろん政策の質を高めるということもありますが、やるべきことを事前にきちんとそれぞれの組織の中で考えてもらうことによって、だんだんウエイトが下がっていく事業というのもあるんですね。あるいは１年で終わる事業というのは１年で終わっていくものもありますからそのバランス中でできる範囲で提案をしてきてもらうという前提でこうしたこともやっておるわけであります。いずれにしてもですね、組織というは本当にそういういろんな要素があるものを組み合わせながらその限られた人数の中でいかにやるのかということをやっている難しい作業であるということはご理解いただきたいと思います。

それからちょっともう一つ、長くなりますが、時間外のことなんですけれども、これも今回の人事にあたりまして全部の組織の一年間の個別の職員の時間外の表を出してもらって、やっぱり時間外が慢性的に多いところがあるんです。その要因は何かというのを分析をして、向かっているんですが、今年度の場合は災害対応が大きかったのは事実あります。その災害対応を行った部署だけではなくて、そこに職員が応援に行ったことによって元の部署が苦しくなる。そこが時間外が増えるというそういう玉突き現象というのが起きているのもありました。ただ他方でですね、これは職員の私のミスでありますけれども、人事にあたって去年、おととしの人事で経験の浅い職員を置きすぎて、それでベテランが少ないものですから、非常にその業務が慣れないので苦しい状態に陥って時間外が増えているところもありました。そういったところについては、今回の人事でなるべくベテラン職員を配置するようにしたりとかということを考えておりますし、あと職員によって個人の働き方で長く仕事をしてしまう人がいるのもこれは事実です。ですのでそうしたことについてはやっぱり組織全体で考えていかなくちゃいけないということもあります。来年度、月４５時間、年間３６０時間というのを限度にするということが国のほうでも決まって、これ以上超えられないというキャップをはめて向かうということにいまなっておりますので、きのうも職員組合の要望に対する回答でも組合のほうにもお願いしたんですが、とにかく全庁あげて時間外を縮減できるように頑張ろうということで思っておりますので、来年そういったことで向かっていきたいと思っております。

○３番（澤史朗）

市長の考え方をお聞きしました。実際に市長になってから丸々３年お経ちになられて、新規事業、いままでやってこなかったもの、そして既存のものを拡充したりということで、事業が増えているような気もいたします。それに対してぎりぎりの人数でやっているところもよくわかります。ですからいま働き方改革というのが盛んに言われております。いま時間外労働の上限時間も教えていただきました。そういったことがしっかり守られる

よう、そしてまた職員の力を最大に発揮できるような環境、そして有能な職員を潰さないようにぜひその辺市長だけではなく、それぞれの担当部でも心してかかっていただきたいかと思います。以上で質問を終わります。

〔３番　澤史朗　着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で３番、澤史朗君の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

ここで休憩といたします。再開を午後１時といたします。

（　休憩　午前１１時５７分　再開　午後１時００分　）

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。

〔１４番　葛谷寛徳　登壇〕

○１４番（葛谷寛徳）

午後からは私を含めて３名ですが、あと洞口議員、中嶋議員、役者が揃っておりますので、私は簡単に大きく２点について、質問をさせていただきます。まず１つですが、新年度予算の重点政策と行財政改革について、お尋ねをいたします。早いもので、飛騨市が合併して１５年を迎えることになりました。また都竹市政もスタートして４年目の新年度予算をこのずっと掲げておられます「元気で、あんきな、誇りの持てる、ふるさと飛騨市」を掲げてですね、この新年度予算を迎えたわけでございます。就任１年目ですが、地域の活性化や観光につなげるためにも、飛騨市が持つ地域資源を活かしていきたいということで進められましたし、また２年目は、医療や福祉を重点に、そして昨年は弱い立場の方々の支援、「あんきな飛騨市」を重点に対策を進めてこられました。

今年度は先の予算説明会の中でも「身近な暮らしの充実」にいま一度、目を向けて、さらに磨きをかけ、新たな挑戦を積極的に行うことで地域全体に明るい気持ちをつくりだして、市民の前向きなエネルギーを高めて、活性化につなげていきたいとこういうことでございました。

それで今回の予算編成方針に身近な暮らしの充実を掲げておられますので、どのような点に重点をおいたのか伺います。また今年度の予算規模は、和光園の完成に向けた整備

やら障がい者支援施設の新築、また災害復旧費の計上などによりまして、平成２２年度以来の大きな規模となっております。長期財政見通しをもとに「入るを量りて出ずるを制す」の原則でですね、あらかじめ市税等の一般財源の収入予測と固定的な支出の見通しを立てて、その残余の一般財源をあらかじめ定めて、その中で政策・経費の優先順位をつけながら行う「一般財源フレーム」の考え方を導入されていると思いますが、現在の財政状況をどのように認識され、今後の見通しをどのように考えておられるのか伺います。

またですね、今後も和光園の障がい者グループホームの整備であるとか、屋外の運動場、飛騨古川まつり会館や飛騨市美術館のリニューアルなど大型投資が見込まれておりますが、現在ある市有施設の維持や現行のサービス水準を維持しようとすれば、相当のコストがかかることが予想されます。この人口減少の中で行政施設のスリム化が求められております。できるだけ民間でできることは民間の運営に移行してできないか。また今後の財政改革の必要性についてどう考えておられるのか、市長にお伺いをいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

新年度の予算の重点政策と行財政改革につきましての３点のお尋ねをいただきました。全て私からご答弁を申し上げたいと思います。きょう、平成３１年３月７日でありますので、ちょうど３年前のきょう、初登庁させていただきました。市政をスタートさせました。丸３年経ったわけでありますが、早いものだなというふうに思っております。

先ほど、議員からもお触れをいただきましたけども、この市長に就任してからの３年間、一貫して「元気で、あんきな、誇りの持てる、ふるさと飛騨市」というものを柱にして、政策に取り組んできたところでございます。毎年、重点政策につきまして、少しずつカラーを変えながら取り組んできたわけでございまして、これもご紹介いただきましたけども、１年目は、観光振興にもつながる地域資源の掘り起こし・活用ということに重点を置き、市民のまちづくり活動や歴史・文化遺産等に光を当てる取り組みというところから着手をしてまいりました。２年目は、誰もが安心できる体制づくりということで、介護人材の確保や障がい児者支援、こうしたことをはじめとする安全・安心の分野に重点を置いたところでございます。３年目は、未着手であったひとり親家庭など弱い立場の方々への支援、それから防災・防犯という目に見えづらいところへの支援ということを重点に置いてきたところでございます。

平成３１年度は、任期の最終年ということでございまして、これもお触れになりましたが、身近な暮らしの充実というテーマにいたしまして、従来の元気・あんき・誇りの縦軸に、「市民目線」という横軸を加えまして、市民生活の細かな課題にいま一度丁寧に目を向け、見直してみるということを重点としたところでございます。

その思いといたしましては、市の施策というものは、どうしても時間が経ちますとサプ

ライサイド、つまりこの提供者、供給者側の市側の目線になりがちでありまして、いま一度、受け手側の生活者としての目線で見たときに、求められていることで手がついてないところがあるんではないかと、足らざるところがあるんではないかというようなことを再確認しようというのが一番の思いであったわけであります。

この考え方で取り組み全体を見渡したわけでありますが、イメージ的には、大きな石と石との間に細かい石を敷き詰めて、穴を埋めて、デコボコを無くしていくようなイメージというようなことを言っております。そうした考え方の中で、事業を組み立てていったわけでございます。その中で重点政策に据えたものが、生活の質を高めるための「スポーツの振興」、それから母親の不安を取り除く「産前産後のママサポプロジェクト」といっておりますが、産前産後のお母さんの支援、それから人生の最期まで安心して暮らせるということで「終活を含めた遺族を支える支援」、それから市民や企業と一緒に取り組む「ごみの減量化」、環境面の話でございます。それから教育の部分に力を入れまして、課題解決能力を育む保小中高特連携教育「飛騨市学園構想の推進」といったところを大きな柱にしつつ、そのほかにもあらゆる分野で、私としての思い、気持ちを込めた予算としておるというところでございます。

２点目でございます。財政状況をどのように認識してその見通しをどのように考えているかということでございます。この財政状況の認識と見通しは大変重要テーマですので、ちょっと長くなりますが、詳しく答弁をさせていただきたいと思っております。

飛騨市財政の現状につきましては、かねてから申し上げておりますが、「決して余裕のある状況ではない、かといって危機的な状況でもない」という認識でございまして、これには変わりはございません。いまの状態を維持できれば、ある程度安定的に運営できるというふうに見込んでおるわけでございます。

このことは、私が市長に就任してからの３年間で市債、市の借金ですが市債の残高が減った分がですね、３年間で６８．５億円、市債残高が減っております。この間、毎年２０億円以上プライマリーバランスの黒字を維持してきた。ですから借金残高が減ったとこういうことでありますが、その上で決算を打ちますと大体８億円から１０億円決算の剰余金が出るという運営をいたしております。当然市債を減らしながら剰余金をつくるわけでありますから、財政が逼迫しておればこうしたことができないわけでありまして、これが私が申し上げてることの一つの証左であると言うようなことを申し上げておるわけであります。今後の財政見通しを立てる際に、大事なことは市の財政構造、とりわけ、市税や地方交付税を中心とする一般財源の見通しと、その一般財源によって賄われる経常経費に係る財政構造を正確に把握することが極めて重要というふうに思っております。

まず、市税でありますが、これまでも概ね３４億円台で推移をいたしております。今後も中期的にはこの傾向が続いていくというふうにみております。これは、市税の根幹をなす固定資産税が、地価の下落、家屋評価額の経年減価が見られる反面、全体の４５パーセントを飛騨市の場合は償却資産が占めておりまして、水力発電用のダムとか送電線、それ

から鉄道などの社会インフラに係る大規模償却資産の比率が高いものですから、長期安定的に大きな収入が見込めるという構造にあることがございます。それから市民税なんですけれども、法人市民税がそもそも全体額が少ないものですから、景気動向による変動を受けにくいという構造がございます。個人市民税につきましては、当然人口が減ってきますから、減少傾向にあるわけでありますが、雇用情勢の回復や最低賃金の引上げで、現状では給与所得に係る税額が上昇傾向にありますので、これまでの推移を見ても、比較的安定した収入が見込めるというふうに判断をいたしております。

次に、外部財源の普通交付税でありますが、合併加算というのがございました。合併加算があったピークの平成２５年度が７８億円でございます。本年度は６７億円まで普通交付税は減少しておるわけでありますが、こうした合併特例措置の終了に向けた減額基調というのは、もう終わりでございます。したがって今後、国において大きな政策転換がなされない限り、地方財政計画に基づいた市の規模に応じた所要額が確保されるものというふうに見込んでおります。したがいまして歳入面におきまして、極端な減少を懸念するというような状況にはないというふうに判断をしております。

ただしですね、先ほども申し上げましたとおり、決して余裕があるわけでございませんで今後は平準化された地方交付税に均衡した規模の財政運営が求められるということでありますし、この均衡財政は、新しい市債の発行を抑制する、つまり新たな借金をできるだけしない。それによって将来の公債費負担を減らすことを前提にはじめて実現するというのものでありますので、市債の新規発行を抑制する。そしてその財源の縮小に対応するということが必要です。したがって必要な政策経費の財源の確保というのが必要でありまして、ふるさと納税をはじめとする自主財源の涵養、国県支出金の獲得、経常経費の削減、そうしたことを多角的に行っていかなければならないということは言うまでもないということであります。

ただし、自主財源の涵養ということで言いますと、先ほど法人市民税が少ないという話をいたしましたが、慢性的な市内の労働力不足が続く中で、企業誘致そのものが市内企業の懸念があるということで非常に難しくなってきております。そうしますと、企業の法人税が大きな金額が上がってくるということではないものですから、むしろ水力発電施設等の建設を促すことによりまして、安定的な固定資産税の増収を図る方策が市の実情に合っているんだろうと、このように考えております。それから、ふるさと納税は、順調に推移しておるわけでありますけれども、恵まれた地域資源を最大限に活かせるように、また自治体間の健全な競争に勝ち残れるように、引き続き推進体制の強化を図らなければいけないと思っております。

それから、国・県の補助金・交付金でありますが、この獲得も非常に大事でございまして、いち早く有益な情報を得るということが何よりも大切であります。したがって私自身も、さまざまな機会を捕らえましてパイプづくり、ネットワークの構築に傾注しておりまして、職員にもできる限り国とか県にも足を運んで、情報把握をするようにということの

徹底をいたしております。

それから、経常経費の抑制という観点では、当然に人件費の抑制を考えなければいけないということですが、先ほどの澤議員のご質問にもお答えをいたしましたけれども、安定した組織運営のためには、大幅な職員数の削減は困難でございまして、４７０名程度を全体の上限として制限をかけていくということを行ったうえで、これも先ほど少し申し上げましたが、来年度から働き方改革の大きな柱の１つとして、長時間労働の是正が本格的に公務員に対しても始まります。月４５時間、年間３６０時間という制限が設けられますので、これを実現することで時間外勤務手当の削減を図って、人件費総額を抑制していきたいと考えておるところでございます。

それから市債の償還ですが、過去に発行した市債の償還、これがだんだん満了してまいります。普通会計での公債費が、交付税措置を除いた真水の一般財源ベース、当然借金が減るときは交付税も減りますから、この真水ベースでどうなるかと言いますと、平成３２年度は７．２億円であろうというふうに見込んでいます。その後、平成３３年度が６．６、次が５．５、４．１、３．２というふうに毎年借金返しの真水の部分が減っていきますので、平成３２年度と平成３６年度を比較すると４億円程度の余裕が生まれるというふうに見込んでおるところでございます。

ただし、これは先ほど申し上げましたが、大型投資を抑制し、新たな市債を発行する場合でも、交付税措置がある有利な起債しか使わないという方針を堅持してはじめて実現ができるものであるわけでありまして、このむやみに交付税措置が無い借金をしないという、この原則を貫くことが当面の財政運営の課題であるということでございます。

それから、扶助費のうち障がい福祉の分野、これにつきましては、施設基準や人員基準を満たして法定サービスに移行するという取り組みをしておりますので、国・県からの給付の安定的な確保につながりますので、こうしたところも強化していきたいということです。

具体な例で申しますと、ことし１月に神岡町内の就労支援事業所のサービスが、自立支援給付費の対象に移行したと、つまり国の支援が受けれる体制になったということで、市の一般財源負担額が８１０万円から２００万円へ約６００万円減少、軽減されております。また、今神岡町殿地内に整備を進めております複合児童施設ですが、今、地域生活支援事業ということで、市の日中一時支援事業として行っておるのですが、これを法定サービスに移しますと、市の一般財源負担が約４５０万円から２００万円へ、２５０万円減少することでありまして、こうしたことをやっぱりしっかりやっていくことによって経常経費の負担抑制を図りたいということでございます。

それから、あとですね、今後これから増崇していくものについては、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の社会保障関係費の特別会計に対する操出金、これが多くなっていくことが予想されるわけでありまして、平成２９年度の決算額でこれが１０億４，５００万円ということになっております。平成２４年度からの５年間で約１割、９，３００万

円、これが増えておりまして、これは今後もこの傾向が続くものと思っております。しかし、これは全国的な問題ですので、国全体の構造改革の中で議論して、しっかり財源が措置されるべきものと考えておるところでございます。

実際に、平成２６年度に５パーセントから８パーセントに消費税が引き上げられた際には、社会保障財源が飛騨市におきまして、平成２９年度実績で１億８，１００万円交付されておりますので、社会保障関係費の増加に見合った財源は消費税財源によって確保されているというのがいまの現状でございます。ただし、ことし１０月の消費税引き上げ、これ全国ベースで４兆円強の増収分のうち１．１兆円が社会保障充実にあてるということでございますが、これがしっかり地方にくるようにですね、今後も国の動向を注視し、また県市長会、全国市長会の場で、意見を申し述べていきたいと思っておるところでございます。

それから３点目でございます。行財政改革の必要性についてです。この点につきましては、私市長に就任して以来、決して大鉈を振るってきたという分野ではございません。しかし、この３年間、市政を運営する中で、いくつかの方針にしたがって、今後、本格的な行政改革を進めていく必要があると考えております。

その考え方を少しきょう申し上げたいと思うんですが、まず必要なのが、公共施設のあり方の見直しであります。市民生活に直結する文化交流センターや美術館、図書館、公民館等の文教施設、病院や保健センターなどの保健医療施設、それから飛騨市の人口規模では民間参入ができないスポーツ施設、こうしたものにつきましては、市の責任において引き続き整備、維持を行っていくべきものというふうに考えているわけでありますけども、いま以上のサービス向上を図ることができる施設につきましては、民間への譲渡、これを進めていく必要があるというふうに考えております。

本年度をもって、障がい者自立支援施設の憩いの家、それから増島・さくら保育園を社会福祉法人に譲渡するということにいたしましたのは、こうした考えに基づくものでございます。これらの分野は、もともと制度的に民間社会福祉法人が運営していくということが想定された制度になっておりますから、制度も整っております。したがって、民間運営に移行できる施設があるのであれば、もちろんこれは、市民の皆様、利用者の皆様の声を丁寧に聞きつつでありますし、また、合意ができるということが前提でありますが、こうしたものについては移譲していきたいというふうに思っております。

中でも、最大の懸案事項というものがございまして、これがですね、老朽化した観光施設であります。これにつきましては、これまで指定管理料を減らすんだということで、民間コンサルを入れて経営改革の取り組みがされてきたということでございますけども、実際に財政運営を行う立場からみますと、維持管理経費が市財政を左右するほどのインパクトがあるというふうにはみておりません。実際に、指定管理者制度を適用する１３の観光施設、平成２９年度の決算額は１億２，１６０万円でございました。大きな議論をして、本年度の予算計上額が１億５６０万円ということですが、その削減効果は年間１，６

００万円にとどまっているということでございます。

反面、常に頭を悩ましておりますのが、突発的な修繕対応でございまして、本当に苦慮しております。ちょっと実績を申し上げたいと思うんですが、昨年度からの実績なんですが、昨年度、今年度ですね、「すぱ～ふる」、ろ過装置の修繕ほかに７２５万円、「おんり～湯」、温水器の取り替えほかに２３２８万円、「Mプラザ」、浴室天井の応急修繕ほかに９１５万円、「ゆぅわ～くはうす」、ボイラーほかの交換に１，２１６万円、「かわいスキー場」、電気設備修繕ほかに１，２１２万円を要しておりまして、これらの費用の総額は２年間で７，３６０万円でございます。

さらに、新年度予算、平成３１年度予算におきまして、「Mプラザ」の浴室天井劣化に端を発しました抜本的改修工事に７，５００万円、まんが王国の「まんがサミットハウス」の老朽化した冷温水器取り替えに１，５００万円計上しておりまして、年間の維持経費よりも、施設の修繕対応が財政を強く圧迫していることは明らかでございます。

かと言ってこうした施設は、市民の皆様に大変親しまれておりますから、即廃止するというような考え方は私は持っておりません。ただこうした施設は、その性格上、新たな商機の獲得による活性化につなげていくためには、民間施設がそうしているように、絶えず施設の魅力や機能を高めるための投資をしていかなければいけない、投資をして新しくリニューアルしていかないとお客様を呼べないという根本的な構造があるわけであります。しかし、先ほど申し上げたように、市の財政はいまの状態で進んでいくことができますけども、大きな借金ができませんから、大規模な修繕というのがほぼできない。そうしますと現状維持が精一杯の状況であるわけであります。そうした中で無理無理、市民生活に直結しない施設に公金投入を行えば、それは市民の皆様の理解が得られないということではないかというふうに考えているわけであります。

したがってこうした状況を打開するためには、もし、施設の運営に関心を持って、投資を行って事業を行いたいというような企業があれば、施設の売却も含めて検討していく必要があるというふうに思っております。

その手法も、従来、指定管理期間の満了時に公募を行うという形でやっておったわけですが、それだけではなく、現在、既に指定管理によって事業が行われている施設も対象として、購入して事業を行っていただけそうな企業があれば、積極的にそれを探し、実際に建物を見ていただいて、施設の評価をしていただく。その上で、もし自分のところでこれを手掛けて改修してやりたいというところがあれば、積極的に売却を進めていくというような取り組みをしていく必要があるとこう考えているところでございます。

なお、こうした全体的な公共施設のあり方につきましては、こうした方針も含めまして、平成３１年度において策定する、仮称でございますが、飛騨市総合政策指針の中で、その考え方を盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

〔市長　都竹淳也　着席〕

○１４番（葛谷寛徳）

大変細かくご説明いたただきましてありがとうございます。要は健全財政を維持するために何が必要かというようなことを今述べられましたけれども、ばらまきをしないことや国からの支援がない借金はしないこと、また人件費を抑制していきたいということで今お話しをされておりますけれども、先ほどもありましたように人件費の中で４５０名、いまの中で４６０名ほど採用をみておると。中で欠員が２０名ほどあって、だからその欠員を解消するために４７０名ほどの中でまわしていきたいということでございますが、欠員２０名の中でそのままおると給料もそのまま払っていくんじゃないかなというようなことは、だぶって払われるのかどうかというようなことも疑問になってくることが１つと、もう１つはこのばらまきをしないということが、いまの平成３１年度の政策の中でもこういうことをいろいろな細かく政策の中に入れてもらっておりますけれども、ばらまきをしないという定義というかその辺をちょっとご説明をいただきたいと思います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

一律給付型のものというのが多分ばらまきという感じになるのだろうと思うんですね。例えば、ある対象者に全員機械的に給付をするというようなもの、これはですね、やっぱり抑制をしていく必要があると思うんです。１回始めてしまうとやめられないんですね。始めたときはとてもいいんです。大変喜ばれますし、市民の皆さんの反対というのはまずありません。しかしずっと毎年固定費として何千万円という金額が出ていくようになると、それは必ず財政を圧迫してくるということですし、やめるときに大変な苦労がありますので、やはりある人たちに一律に一方的に給付をするというようなことだけは抑制していかないといけないというふうに思います。

あと先ほどの休職、例えば育児休業とかですね、病気休暇という人たちの給付の問題、これについては総務部長のほうから答弁します。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

病気休暇及び育児休業の場合は無給でございます。それからそういった方々が復帰された場合ということも考えられることなんですけども、今後の大量退職の採用の中で調整を図っていくというような考えでおります。

○１４番（葛谷寛徳）

先ほど説明がありました中に修繕費が大変かかっておると。特にこの温泉施設であるとかスキー場、またほかたくさんの修繕費がいる。その中でですね、このいわゆるいま現有の施設の維持はできていけるんだけれども、突発的な修繕が大きな負担になっていく

ということで、何度か全員協議会の説明の中でもありましたように、例えば神岡のいまの病院の研修医の宿舎整備でもですね、何とか民間の市が発注はしますけどもリース方式でとかということもあります。が考えられているということでございますし、今の説明があった中で、何とかそういう風呂であるとか、スキー場であるとか、いろいろ、今後、もし民間が経営してやっていきたい方があったら、それを最大限利用していきたいということでございましたけれども、そういう中でですね、本当にいまの何と言いますか、修繕費というか、そういう民間の方々もそういうかかる修繕にはなかなか飛びついてどうやということが、ひとつ場をおいて考えられるんでないかと思いますが、その辺の難しさがあると思いますけれども、そういうような見込みはあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

県内の他の自治体でそういう事例がここのところ少し出始めております。つまり単純に修繕ではなくって、もちろんその市場性がある施設を修繕して投資をすれば集客が見込めるという前提のうえでありますけども、実際に買収と言いますか、市が売却をして買い取って、それで修繕してＶ字回復を果たしているようなところも現実に幾つか散見されるようになってきておりますので、これはどういうふうに評価していただけるかということにかかると思いますけれども、いままでは先ほど申し上げたように指定管理の公募期間の段階でのみでやるという形になってましたので、そうではなくってなるべくそうしたところの情報があれば出かけてですね、お願いしてきて見ていただいて、それでとてもものにならなんということであればそれはもうしょうがないわけでありますが、できるだけそういうところを見つけながらですね、施設を活かしてよくしながら何とか継続をしていくというような方法をもっていきたい。ただそれでもどこも買い手もつかない、また修繕費も難しいということになってくれば、これはまた存続の議論をしなければいけないというふうに思いますけれども、ただどの施設も市民の皆さんから大変親しまれておりますし、ご要望が強いところでもございますので、何とかまずはそっちの方向を少しでも開拓をしていきたいなと思っているところでございます。

○１４番（葛谷寛徳）

最後にもう１点ですが、いまの和光園の障がい者グループホームであるとか、屋内運動場等、この大型投資が予想される中でですね、先ほどもありましたように来年からはこの１０億円程度の黒字をプライマリーバランスで出していけば、２０億円くらいは返済が見込めるのではないかという中でその余剰金をある程度見込んでいくというようなことを説明をされましたけれども、いまのまだまだほかにいろいろな大型施設が見込まれておりますけれども、それでもなおこの今後ですね、余剰の中で健全財政を維持していけるのかどうかというようなことをちょっとお願いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げましたように大きな投資案件がここのところ続くんですが、これは合併特例債の最後にきているものですからいま集中しておりますけれども、いま取り組んでおります和光園、それから神岡町山田の障がい者の支援施設、それから神岡町殿の障がい児の複合児童支援施設、ここが終わりますと次大きなものというのは実はないんですね。スポーツの施設計画で、屋内運動場という話がございますが、これは合併基金、貯金のほうを使うということにしておりますので、新たな借金ということにはならないということでございますし、そうしますと今後大きなものが出てこないという中で公債費の減少というのにつなげていけるのではないかと見込んでいるわけであります。したがって、例えば真水の負担が多いような借金をして大型の投資をすれば、多分即、財政は悪化すると思うんですが、ここでぐっと我慢してですね、いま使える例えば過疎債、辺地債そうしたものとかあるいは国の補助を上手に使ってやる形の財政運営をしておれば、この公債費の削減は実現できるのではないかというふうに見込んでおるところでございます。

○１４番（葛谷寛徳）

何とかこのいまの国の支援をいただく中での予算を組んでいただいてですね、民間でできることは民間で移行しながら、この健全財政を守ってこのいわゆる施策を進めていただければと思っております。

それでは次にですね、老人保健施設たかはらの運営についてお尋ねをいたします。老健たかはらについては、ご承知のように平成１１年４月に神岡鉱山病院を引き継ぎまして、「ケアホスピタルたかはら」として業務を開始して、平成２０年４月に老健たかはらと業務形態を変えて、神岡・上宝地域の重要な介護施設として、自治体直営の施設運営で業務を行ってきました。しかし、この前の説明にもありましたように、昨今のこの好景気やら若者の流出等に伴って、求人難と介護施設の増加に伴う弁護士不足などで、平成２９年度では、一時期、入所者調整を行う事態となったと聞いております。

昨年は退職希望者や短時間勤務者が増加しまして、介護士や看護助手が補充できない場合は、現在規模の入所者数では、運営が難しい。このため、ほかの施設と連携して施設の維持をされているのが現状だと聞いております。

今後ですね、ますます介護の必要な重度の介護者が増えてくるのが現状であります。老健たかはらに関する事業リスクを踏まえて、施設提供機能の見直し、介護人材の確保対策、施設運営機能の強化を図っていく必要がありますが、老健たかはらを利用されている方々は、神岡町や旧上宝村いわゆる高原郷の地域であるため、交通の便や交流など地域の特殊性を考慮する必要があると思います。

高原郷における重要な施設であり、存続させるためにも、単に老人保健施設たかはらだ

けの人材を考えるのではなく、神岡全体、高原郷全体の人材をどう確保していくのかという視点でも考えていくべきと思っていますが、今後、介護人材の確保をどのような方法で進めるのか、また検討されようとしている指定管理について、市長の考えを伺います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

老人保健施設たかはらの運営につきましてのお尋ねでございます。２点、介護人材の確保、それから今後の指定管理ということでのお尋ねでございます。関連がありますので、あわせてご答弁を申し上げたいと思います。この件につきましては、議会の全員協議会のほうでもお話をさせていただきましたが、公式にと言いますか、公の場でのお話するのはこれが初めてとなるというふうに思います。

老人保健施設たかはらでございますが、今ほど少し触れていただきましたけれども、平成１１年に神岡町が鉱山病院をケアホスピタルたかはらから経営を引き継ぎまして、平成２０年に老人保健施設へ転換して以来、常時７０名以上の要介護者を受け入れる施設として運営してきたところでございます。

参考までに申し上げますと、この老人保健施設とは何だということですが、病院から在宅への橋渡しをする施設というのが基本の定義でございまして、介護や看護、リハビリといったサービスに加えまして、医師のサポートが受けられて比較的入所がしやすい施設であるというのが老人保健施設の特徴でございます。本来は、在宅への橋渡しの施設でありますから、３カ月から６カ月比較的短期の要介護者を受け入れていくという施設なんでありますけども、たかはらの実態として在宅復帰が難しい要介護者が多ございまして、入所が長期化する人が多いというのが実態でございます。利用者の９０パーセント以上が神岡・上宝地域の方ということでございます。神岡町には規模の大きな介護施設は老健たかはらと特養のたんぽぽ苑しかございませんので、介護を要する高齢者を受け入れる施設としては、非常に重要な役割を果たしているということでございます。

この施設ですが、常に満床に近い経営をしてきたわけでありますけれども、平成２８年頃から介護職員の不足が顕著にみられるようになりました。最初は何が起こってきたかと言いますと、より給与の高い古川地域の施設へ介護職員が流れていくという現象が起きまして、一時期に夜勤のできる介護職員が２名同時に減少して夜勤の体制が困難となったということがございまして、平成２８年１２月～平成２９年７月まで３～４名減を行って、入所者調整を行ってきたところでございます。その間、懸命に職員の補充に努めまして、平成２９年８月からはもう一度また通常の入所者７０名以上の水準に復帰して施設を運営してきたというところでございますが、昨年、平成３０年の秋頃から、再び今度は中高年の職員から体力的な限界等によって退職をしたいという申し出が相次ぎまして、再び今入所者の制限をせざるを得ない状況になっています。こうした事態が起こって

おりまして、先ほどのこの昨年秋の前ですね、の段階からこれはなんとかしなければいけないということで、平成２９年の年の始めの頃から、今後もこうしたことが起こりうるということを想定いたしまして、どのような対策を行えばいいかという検討を始めていたところでございます。

元来、介護人材の確保というのは非常に難しい問題なんですが、たかはら固有の問題というのがあります。この固有の問題というのが、介護福祉士や看護補助の職員の身分が全員嘱託職員であるということであります。嘱託職員なものですから身分が安定しない、非正規雇用のまま一生を過ごさなければいけないということに不安を感じて職員が定着しないという問題があったわけであります。だったら正職員にすればいいのではないかとこういう話になるわけでありますが、老人保健施設たかはらは市の施設でありまして、働いている職員も市の職員ということになりますから、地方公務員法の給与表が適用されます。そういたしますと隣接する神東会などの施設と比べまして、前歴換算とその後の給与の上がり幅が大きくなっていくということがあるものですから、正職員に移行した段階はいいのですが、時間が経ち経ちますと、だんだんだんだん給与に差がついてきまして、そうなると今度はたんぽぽ苑から人を奪ってしまう、そういった現象が起こる可能性が出てきた。したがってこの正職員にすればいいという案がですね、なかなか採用することができないということであったわけであります。したがってこの時点で正職員の移行ということを断念しまして、そうではなくって、神岡町の中で介護職員の給与水準というのを統一して、そして全体として高原郷全体で介護人材の確保を図るということはできないものだろうか、そういう仕組みはつくれないものだろうかという検討を始めてきたわけであります。しかし、このどのような仕組みにするかというのは大変難しい問題でありまして、介護保険の報酬体型とか、複雑な制度を読み解きつつ、収支のシミュレーションをしなければいけないということで、とても一般の事務職員の手に負えるものではないということがあったものですから、専門的な知識知見を持つ医療の専門コンサルタントに検討を依頼するという方針といたしまして、議会のご承認を得て経費をお認めいただき、その具体的な対応法、あるいはたかはらそのものの運営形態について多方面からの検討を行ってきたところであります。

その中で行き着いた結論が、たかはらを指定管理施設として社会福祉法人に運営してもらうという案でございました。指定管理者は神岡町内の介護職員の身分・給与の統一を図る観点、及び神岡地域全体として介護体制を守っていく観点から、町内で唯一の特別養護老人ホームの運営を行っている神東会を想定してこの案をつくるということにいたしたわけであります。この際、たかはらに勤務する嘱託・臨時職員は全職員に希望を聞いたうえで、基準に該当する希望者を神東会の正職員としていくというイメージでおりまして、これによって、職員の身分問題、つまり正職員でないという問題を解決し、給与・待遇の統一化が図るということができるのではないかということになったわけであります。また利点もありまして、たかはらの職員が民間の身分となることによりまして、介護職員

の処遇を改善するために国から交付される処遇改善加算というものが適用になりますので、収入面での上乗せがある。また退職金の支給手当の充実等も見込めて、身分の不安定感がなくなる。何よりも生活設計が立てられることで、若い人材の確保につながるのではないかということで、現在の職員の皆さんもより長期間安心して勤めることができるということが期待されるわけであります。

そしてまた施設の形態ですが、老人保健施設から平成３０年４月に介護保険法の改正により法定化されました、介護医療院Ⅱ型という区分に移行するということを考えたわけであります。これによりまして、サービス報酬の増額が見込めますので、６０名以下の入所者数に仮になったとしても、黒字運営が可能であるという算段をいたしました。

介護医療院を選択した理由といたしましては、業務形態や施設形態をほとんど変更せずに移行ができるということ。なおかつ増収を図ることができるという点があげられます。また、介護医療院は在宅扱いというふうになりますので、家族の方にとっては在宅復帰を心配することなく、安心して長期間預けていただける点も重要なポイントであったということでございます。ただ、この介護医療院というのは医師、看護師が引き続き必要となりますので、これらについては従前どおり市民病院から派遣をすることとし、その採用管理についての社会福祉法人側の負担をなくするということをいま考えております。

こうした案をまとめまして、昨年の秋頃から想定先である地元の神東会に対しまして、昨年秋頃から事務レベルでの打診・協議を行ってまいりました。神東会でも理事会・評議員会などでの協議を行っていただきまして、市と方向性を同じにしたいという意向が示されています。また、たかはら、神東会双方の職員にもそれぞれから説明を行い始めているという段階でございます。

指定管理への移行でございますが、平成３２年４月を目指しておりまして、引き続き丁寧に職員や関係者の皆様に説明をしながら準備を進めたいと考えています。

なお、介護人材の確保でありますが、これはもう私の最重要施策のひとつでありまして、まさしくいま多種多様な事業を準備して全力で取り組んでおります。今回の指定管理への移行によりまして、介護人材の所属する組織の統一化が図られることで、神岡町内の施策がより講じやすくなるのではないかと考えておりますし、今後も現役世代の人口の減少が続く中で、介護人材の確保というのはより難しくなること、より厳しくなることが予想されるわけでありますけれども、引き続き市全体の取り組みを加速させていきたいというふうに考えておるところでございます。

〔市長　都竹淳也　着席〕

○１４番（葛谷寛徳）

介護人材不足によるこの運営の危機という中でですね、こうやっていまの現在ある老健たかはら、また社会福祉法人の神東会、こういうのをにらみながらですね、いまいろいろと検討されているということで、説明があったと思いますけれども、何と言っても働いている職員の方々の不安をなくすためにもいまの指定管理制度を導入されるということ

は大変いいことであると思っています。ある程度行政がグリップできるような制度の中でですね、地域が安心していけるのではないのかなとこう思っておりますが、この中でやっぱり進めていく中で、いわゆるこの老健たかはらの存続を第一に考えながら指定管理制度を導入していくということでございますが、その中で職員の身分についても職の改善加算ですか、こういうのもあるというようなことやらで、有利な制度の中で進めるとこういうことになっておりますが、こういう神東会にしてもこのたかはらにしても職員のこの相談というか、説明というのはいまどのように行われているのか、担当部長でもお願いしたいと思います。

◎議長（高原邦子）

それでは、答弁を求めます。

□市民病院管理室長（佐藤哲哉）

職員説明でございますが、２月の終わりから順次始めております。４回に分けて職員に説明を行っておるところでございます。

○１４番（葛谷寛德）

いま現在ですね、このいわゆる交渉のまとめ役というのは事務長がやってみえるのではないかと思いますけれども、そういう中でですね、このいわゆるいま指定管理を進めるとするとですね、この日程というか、ある程度この今後のスケジュールですね、ざっとどのようなふうで進めていくのか。ちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

◎議長（高原邦子）

それでは、答弁を求めます。

□市民病院管理室長（佐藤哲哉）

今後のスケジュールでございますが、まず神東会のほうで、評議会を開いていただきまして、そこで評議されまして決定することがあります。それから指定管理へ移すにあたって議決を必要としますので、２回議会へお諮りすることとなります。それをもって順次進めていきまして、平成３２年４月を現在のところ目標として進めております。それと並行しまして、指定管理以外に介護医療院への転換も並行して進めていく予定でございます。これにつきましては、国・県の許認可も伴いますので、それに合わせて進めていきますので、必ずしも平成３２年４月同時にできるとは限りませんので、お願いします。

○１４番（葛谷寛德）

そうしますと、指定管理の時期というか指定管理料も含めてですね、そういうような方向の考え方はどのようなふうに考えてみえるか、教えてください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民病院管理室長（佐藤哲哉）

指定管理料でございますけど、神東会様のほうには、経営をやっていただきます。財産管理の部分はございません。それと介護医療院に転換することによっての増収が見込め

ます。その関係で黒字で推移していくんじゃないかなという試算をしております。そのことがありまして、指定管理料はいまのところみておりません。ただ何らかの理由で赤字が発生した場合は、市のほうで補填していくということで、向かっております。あともし収益が上がりました場合は、事業者の収益として入るようになっております。この形態につきましては、和光園を指定管理しております吉城福祉会と同じような形になると思われます。

○１４番（葛谷寛德）

ありがとうございます。何とかですね、この高原郷というか、神岡町・旧上宝村の主に利用されている、こういう特殊な地域でございますので、いま進められている考え方に基づいてですね、何とかこの老健たかはらを残していくように進めていただければと思っております。いまほどありましたように今後の大変デリケートな部分もあろうかと思いますけれども、慎重に進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

〔１４番　葛谷寛德　着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で１４番、葛谷議員の一般質問を終わります。

次に１０番、洞口議員。なお、質問中、資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔１０番　洞口和彦　登壇〕

○１０番（洞口和彦）

議長にお許しをいただきましたので、質問に入ります。先ほど葛谷議員から「ええ役者ほど後から出てくる」というふうに言われましたが、最近では、これはちょっと変わってきまして「どうでも」というのが前につくようでございます。どうでもええ役者ほど後から出てくる。そんな形でお聞きいただきたいと思います。

私はこの平成３１年３月５日にですね、神岡中学校の卒業式に参加させていただきました。生徒が非常に少なくなっている現状にはですね、一抹の寂しさを感じえませんでした。しかし、卒業生の最後に述べた「ふるさとの絆をしっかり抱いていく」という力強いことばにふるさと教育の原点を感じました。

昨日、森議員の改元に伴う対応の質問の中で市長は、世界という広い視野から平成３０年全部を捉えてですね、振り返りながら総括されました。私は、性格に合わせてですね、少しこじんまりして、平成の半分、飛騨市が合併した１５年とですね、それからその半分の平成の時代と人口減少の先進地となった飛騨市の歩みと将来の展望、そしてもう１つは生徒の学び舎の教育環境のエアコンの整備の２つについて、質問させていただきます。

まず１つ目にはですね、合併１５年と都竹市政の３年間の取り組みについて、お伺いいたします。

若干質問がいろいろとございますので、私も最後のほうでございますからだぶった部

分もございますが、だぶった部分については、簡単な説明でよろしゅうございますし、ほかの方もですね、聞き流しでお願いしたいと思います。

先の飛騨市合併１５周年の記念式典において、市長は１５年を振り返り、第１次総合計画では「文化の薫る、活力と安らぎのまちづくり」と飛騨市一体化が進められてきた。第２次総合計画では「市民が安心して暮らせるまちづくり」と財政の健全化、市政運営の土台づくりであった。そして都竹市政では、「元気、あんき、誇りの持てるふるさとづくり」と総括されました。結びに「本市は人口減少先進地の苦労はあるが、全国に誇れるすばらしい地域資源を数多く持っている。全市民が力を合わせ、知恵と工夫を凝らすことでこの難局を乗り越えるものと確信している」と力強く述べられました。

国が主導の平成の大合併を経験した市町村でアンケートが行われました。その調査によりますと、５１１の市町村が「合併は成果があがった」というふうに答えておりますし、わずかではございますけれども、２３の市町村が「弊害があった」とそのように回答しているそうでございます。

考えるに平成の合併については「アメとムチ」と言われ、合併１０年間は地方交付税の据え置きや債権７０パーセントの交付税導入の合併特例債のアメの部分が多くありました。その後の５年間においても、政府の成長戦略が続き地方交付税の上乗せ特例や合併特例債の本年度までの使用の延長があり、比較的有利な条件が続いたせいで、成果を感じる市町村が多かったと思っています。しかし、今後は財源的に非常に厳しい状況が考えられてきます。

今回、飛騨市合併１５年の経緯、それから都竹市長３年間の実績と成果、任期最後の年の重点施策と今後の飛騨市の未来に向けての視点と展望を伺います。

まず１番目に飛騨市合併の成果と弊害は。全国的には合併成果としては、財政基盤の強化や広域的なまちづくりができたことがあげられています。弊害面では公共施設の統廃合等があげられていますが、市長は飛騨市の合併をどのように考えているか。また具体的にどのような分野でどのような成果や弊害があったのか、感じているところをお考えをお伺いしたいと思います。

２つ目に求める市政の実現は。①としまして、人口対策では、元気を呼び戻す施策ですが、「外から人と金を呼び込むことが政策の一丁目一番地として、観光振興で体験型や地域資源の掘り起しを行い、市内に長く滞在しお金を落としてもらう。会議やスポーツ合宿等で多様な舞台とすることが重要」とのまちづくりビジョンが示されました。

その中でも先端科学都市構想の実現にむけて、スーパーカミオカンデ等の宇宙物理学を紹介、体験活用につながる施設を掲げ、いよいよ平成３１年３月２７日に「カミオカラボ」のオープンの運びとなっています。交流人口の拡大に大きな期待が膨らみますが、カミオカラボはどのくらいの人とお金を呼び込むことができるのか、どのようなお考えなのか、伺います。

また今後の運用について説明や体験案内はどのように行うのか。また指定管理の方法、

維持管理の経費についてはどう考えているのかについてお伺いします。

また飛騨市が長期財政的展望で、人口減少と地方創生、飛騨市の創生について取り組んだプランが実はここにございます。１つは、平成２７年２月の「飛騨市人口減少対策実行プラン」です。もう１つは、「飛騨市まち・ひと・しごと創生総合戦略」でございます。分厚い冊子になっておりますが、これらを含めて、この中でですね、業績の積み上げによって、中長期視点での人口減少に歯止めがかけられると期待されてきました。都竹市長とのプランとの相違はあるのか伺いたいと思います。

②として、地域経済の活性化、雇用環境の整備についてお伺いします。一発逆転の企業誘致に頼るのではなく、既存事業者の稼ぐ力の拡大と業績が伸びている会社の情報発信してゆく。また新商品の開発や販路の開拓を支援したいとされていました。経済の活性化への道筋、雇用のミスマッチは解消できたのか、伺いたいと思います。

３番目に福祉対策、あんきなくらしの面ですが、住民に安心にして暮らせる体制を保障するとして２年目には福祉、障がい者、３年目には弱い立場の人たちに光をあてる施策が実施されています。施設の設備や弱者に寄り添ったいろいろな方面より取り組みを実施されていましたが、完成度は現在、どのように感じているのかについてお伺いいたします。

４番目に地域資源の掘り起しでは、誇りのもてる魅力づくりの件でございますが、各地域には、郷土を愛する人の手で守り継がれてきた歴史や伝統の文化がございます。飛騨市は豊かな自然と伝統文化が魅力でありますので、飛騨市の文化を伝えながら安全に楽しく自然が体感できることが地域の人達がそれに光をあてて、素朴に磨き上げていくとしていましたが、掘りおこしと活用はできたのかについてお伺いいたします。

５番目にその他として、基盤整備、農林業、環境関係では、基盤整備でのインフラ整備、農業での担い手の確保と育成、林業での荒廃した山林の整備、環境での快適なまちづくりのための温暖化等問題にどのように取り組み、対応されたのかについてお伺いします。

最後３番目として、今後の短期なり長期施策の展望はどうであるのか。在任最後の年となりました本年度予算では、市民の身近な生活の支援を展開するとしていますが、重点とする施策は何なのか伺いたいと思います。また任期期間にこれだけは成し遂げたい、そんな施策がございましたらぜひ伺いたいと思います。

また今後、人口減少と高齢化、温暖化、財政問題等、将来的視点や長期的に取り組むべき施策等が数あると思いますが、市長の考え方を伺いたいと思います。

また先端科学都市構想、カミオカラボがオープンしますが、さらなる推進はどのように考えているのかについて伺いたいと思います。

最後に市長持論でございます地方創生は「飛騨国」一丸で行うと考える根拠と将来展望について伺います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

合併１５年と私の市政の３年間の取り組みについてというお尋ねでございます。１０分くらいのご質問をいただいたのですが、項目がすごくありまして、ちょっと順番にご答弁を申し上げたいと思いますので、お願いします。

まず、１点目の飛騨市の合併の成果と弊害ということでございます。飛騨市、平成１６年２月に合併したわけでありますが、この平成の大合併というのは、全国的にもさまざまな議論がありますし、飛騨市においても、よかった点、悪かった点あると認識しております。

よかった点、何かというふうに私なりに思いますのは、やはり財政面において、基金造成分を含めて１５９億円という合併特例債を有効に活用できたということはやはり大きいのではないかと思います。飛騨市クリーンセンター、飛騨市文化交流センター等、市民生活に直結する施設が整備できましたし、小中学校の耐震化もこれによってできた。また、いまのカミオカラボ、いまやっておる事業もですね、この最後の部分でやっているわけでありますが、やはりこうしたものがなければ整備することができなかっただろうと思いますと、これはひとつ良かった点だろうと思います。

それから市の職員の体制、これがスリム化できた。結果それによって人件費を削減できたということがあるんではないかと思います。人口減少時代に合わせて組織をつくっていくときに人を減らしていくっていうのは本当に難しいことでありまして、合併当初の数を見ておりますと、よくここまでの組織にされたなということで、本当に当時の市長のご苦労を思うわけでありますけども、これはひとつ良かった点ではないかと思います。それから消防団などですね、若者の数が減る中で市全体で組織をすることによって、お互い支え合える体制が組めたということもこれも大きかったのではないかなというふうに思っております。

逆に、弊害は何かということですが、小さな町村で運営していたときに比べますと、細かいまちづくりへの機動力が落ちたということがあるんではないかなと思っております。お隣の白川村が、現在の人口１，６００人でありますけども、細かく丁寧な特色ある施策をですね、成原村長以下、やっておられる様子を見ますとこうしたことを感じますし、結果として、合併が推進された当時ほどには、地方交付税の縮減が行われなかった。また、さまざまな過疎地域への支援策が講じられるということもありましたので、小さい自治体の方が特色ある施策を打ち出せる力が強くなっているということが現実にあります。ただ、これはやはり克服していかなければならない市政の課題だと思っておりますので、私自身は殊さらに旧町村単位、でき得れば昭和の大合併の前の町村単位で地域資源の掘り起こしをして、まちづくりに取り組んでいく必要があるのではないかなというようなことを考えております。

飛騨市も合併から１５年を経過したわけでありますけども、現在の中学校の新３年生以下の子供たちというのは生まれながらの飛騨市民でありまして、飛騨市という単位か

ら意識しておるということだと思っております。

私は旧古川町に生まれ育ったわけですが、私が生まれた昭和４２年というのは、旧古川町が旧細江村、旧小鷹利村と合併して１１年目の年でした。歴史を紐解きますと、当時の旧古川町も合併に伴ってさまざまな困難や感情的なもつれがあったと伺っておりますけども、私自身も、私の同級生たちも、そんなことは全く考えず、当然のように旧古川町全体を自分のふるさとと思って育ちましたので、おそらく、いまの子供たちも飛騨市全体をそう見ているんではないかなというようなことを思います。

また、財政的にも今年度をもって地方交付税の合併加算が終わって、４月からは「合併市」を卒業して、名実ともに１つの市として取り扱われるということになるわけでありますので、そうした一自治体としての位置付けに立ちながら、他方で、地域の個性や特徴を踏まえたまちづくり、生活支援、そうした点で、今後の市政運営にやっていきたいと思っておるところでございます。

それから、２番目のご質問でございます。これは多岐に渡っております。まず１番目の「人口減少対策実行プラン」との違いの件でございます。カミオカラボの運用については、後ほど企画部長からご答弁申し上げます。

私からは、「人口減少対策実行プラン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と私の市政運営との相違についてお答えをいたしたいと思います。

それぞれつくられた理由がございます。またその内容もあるわけでありますけども、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、第２次総合計画の後期基本計画から、関連する事業を抽出したというつくられ方がしております。「人口減少対策実行プラン」は、データの分析が中心ということでございます。

その中で、私の市政運営との大きな相違点ですが、人口減少への向き合い方ではないかと思っております。この２つの計画のベースには、人口減少に歯止めをかける、抑制するということが掲げられておるわけでありますけども、私自身は最終的に目指すところは同じですが、私自身は人口は減るものだというところから政策をスタートとしているというところが大きな違いだろうと思っております。

これは、論理的に人口減少を分析したときに、そもそも人が減るというのは亡くなる人が増えるから人が減るんでありますし、生まれる子供の数の減少は、母親となる女性の数の減少によっての原因が非常に強いわけでありますので、その点で簡単に人口はもう増えないというのが見越せるわけであります。また、Ｕ・Ｉターン、これもですね、国勢調査のデータを見ますと、５年ごとにその世代の残留数というのが増えてきておりますので、これをもってしても補えないとなると、人口減少が簡単に止まるということはありえないというところからスタートしているわけであります。したがって、人口が減ることを所与のものとして正面から受け止めたうえで、予想ができない課題に対して柔軟かつ臨機応変にまちづくりを進めると。そして、市内外から市民の皆さまが飛騨市は元気があると感じてもらうところで、その先に人口増というのがあるんではないかっていうふうに

考えておるわけであります。

実際に、飛騨市は元気がある、あるいは障がい児者支援が充実しているという定評から飛騨市に移住されたという方が最近少し出始めておりまして、こうした積み重ねこそが遠回りなようだけれども、結果的に人口減少に歯止めがかかるきっかけになるんではないかなというようなことを考えておるところでございます。

それから２点目の地域経済の活性化でありますが、地域経済の活性化、雇用のミスマッチは解消できたのかというお尋ねでございます。この点ですが、この３年間、私の予想をはるかに上回るスピードで、人手不足が顕著になってきたというふうに思っております。特に製造業・サービス業において、人手不足が成長の阻害要因になっておるという現象も市内で見られております。その過程で、子育てしながら働く女性の数が増加して、未満児保育が急増するという現象も出てまいりました。さらに企業誘致が成り立ちづらくなっておりまして、最近市内企業の皆さんとお会いして話をしますと、市は企業誘致を本当にやるのかねという懸念の声が非常に聞かれるようになっております。これは３年前になかった状況だと思っております。

一方で、労働力率は高い状況が続いておりまして、市内の働ける人は働きつくしているという状況でありますから、ここについて途中から外国人技能実習生の雇用促進というところに大幅に舵を切ったわけであります。また、雇用のミスマッチの解消についても、Ｕ・Ｉターンの確保を視野に、市内企業の人材確保力の強化のセミナー開催、あるいは市内高校生に向けた企業情報誌の作成とか、来年度は保護者向けの説明会とかそうしたことに取り組んできたわけでありまして、やはりこの３年間でも状況が変わっているということであろうかと思います。

それで、地域経済の活性化の中で新商品開発の話に触れられましたので、少し申し上げておきますが、ここは着実に進んでいるというふうに思っておりまして、市内でも注目される商品、サービスというのはここのところ目立つようになってきております。商品のデザインが随分グレードアップしておりまして、いくつか見ていただくとわかるんですが、過去に無かったような斬新なデザインで、首都圏のお店とかネットで売り上げをあげるという企業が現実に出てきております。こうした点については、引き続き力を入れていきたいと思っております。

それから、３番目の福祉対策でございますが、完成度はどうかというお尋ねでございます。ここにつきましては、介護人材の確保にしましても、障がい児者支援にしましても、高齢者の生活支援にしましても、あるいは弱い立場の方々の支援、医療体制の確保と、相当自分としては力を入れて取り組んできたと思っております。実際に、他の自治体と比較しても大きく進んでおりまして、最近全国からの視察や問い合わせが非常に増えておるというのが、それを証明しておるんではないかと思いますが、施策を講じたからといって事が解決するということではないのがこの分野の難しさでありまして、やはり先進的な対策を講じているぶん、トライアンドエラーの繰り返しが大事だということですので、ど

んどん見直し、改善していくというスピードが大事だということで思っております。

実際に例えば、移動販売支援、神岡の移動販売支援なんかもやっておるわけでありますが、年度途中で補助対象を追加したり、あるいは声を聞いて、地域複合サロンという形で追加したりということを年度途中でもどんどんやっておるのは、このＰＤＣＡといいますか、「仮説・実行・検証・仕組み化」と私言っておりますが、このサイクルをものすごく早いスピードで回すという取り組みでございまして、これは引き続き重要だと感じております。

それから、４番目の地域資源の掘り起こし、ここにつきましても相当力を入れてまいりました。ここについては、かなり手ごたえを感じるようになってきております。

江馬氏館跡庭園のですね、国名勝指定というのから始まりまして、山城の調査発掘研究、これは歴史的な発見が相次いでおります。また、ユネスコ無形文化遺産の古川祭の登録を契機にしました歴史研究、飛騨の糸引き工女の研究も先日ミニ企画展が好評でありましたし、ここについても注目度も高まっております。

あと文学・芸術では、中河与一さんの資料館のリニューアルもやりましたし、荒垣秀雄さんの顕彰と作文コンクールも始まっております。あと井上あき子さんの貼り絵、これも発掘し、市の方で引き取りまして、確保をして今後見ていただけるような状況までまいりました。

あと宮川の鮎、それから古川町高野の千本桜夢公園、河合の地歌舞伎、こうしたところの支援の強化もしましたし、池ヶ原湿原の木道、安望山展望台の整備も終わりました。また、宮川・まんが王国のの声優塾、河合での音楽コンクール、こうして地道に取り組まれておって、日が当たらなかったものについてもいま、日を当てて皆さんに感じていただけるようにしております。

また、市民の皆さんも積極的に呼応していただきまして、薬草・エゴマのまちづくりも自主的に取り組んでいただいておりますし、神岡町の立ち達磨をテーマとした活動、それから、宮川町で若い人たちが途絶えた獅子舞を復活させる北辰若連中の活動、こうしたところも本当に活発でございまして、大変嬉しく思っております。

それから５番目が基盤整備、農林業、環境とこれも非常に広いわけでありますが、道路のインフラ整備、先ほどの議論の中でもございました。ここについては、国直轄国道・県管理道路含めてかなり要望活動を本当にたくさんやっております。そのおかげで成果が出てきております。先ほど国道４７１号、国道４１号の話もございましたけれども、例えば、これは議員にも積極的に活動をいただいております、神岡河合線の杉崎太江バイパス、止まっておりました事業が再発進しておりますし、国道３６０号の２号トンネルもですね、特段の配慮をいただいております。こうした点も着実に成果が出ておるかなと思っております。

また、農業の面では、担い手確保、トマト研修所がですね、３年間で８名の卒業者を送り出しましたが、今春は４名の研修生を迎えるということで、これも安定的に推移してお

りますし、４月１２日には飛騨牛繁殖研修センター、県内初の飛騨牛の繁殖研修センターいよいよオープンでございます。

また、森林整備でございますけども、ここは３００ヘクタールを超える間伐というところを着実に進めておりますが、中でも広葉樹のまちづくり、これが順調に推移をしておりまして、飛騨の森でクマは踊るの商品売り上げも、これも順調にきております。また、飛騨市森林組合と連携した森林施業の支援もですね、着実に進んできておるということでございます。

また、環境面でございますが、ここは従来申し上げておるように、必ずしもきちんと取り組めていなかった分野ということで、来年度予算ですね、ここのリサイクルの部分も強化いたしました。地方自治体の役割というのは、地球温暖化防止対策の中で、地方自治体の役割は、リサイクルの推進だというふうに明確に考えておりますので、ここについては、来年度しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

最後に、今後の短期、長期施策の展望というお尋ねでございます。まず、短期ということで申しますと来年度の重点施策ですが、身近な生活の充実ということで思いを込めておりますけども、これだけという絞り込みというのはなかなか難しいんですが、終活支援、飛騨市学園構想、それから療育を目的とした市直営の放課後等デイサービス、ふるさと兼業というのはこの中に入っておりまして、これは他の自治体にほとんど例のない挑戦的な取り組みでございます。このあたりについては、しっかり道筋をつけたいと思っております。

あと、私の任期中に終わらせたいことということにつきましては、ハード整備はやはりしっかり仕上げたいということで、既に着手をしております和光園、障がい児者の支援施設は整備を完了するというとこにしっかりもっていきたいと思っております。

あと長期的に飛騨市が取り組む施策ということに関しましては、やはり人口減少先進地ですから、少ない人材でまちを維持していくということが非常に重要でございますので、あらゆる方々が健康に注意を、維持をしつつ、できるだけ長く働いてもらうというようなこと、それから少ない人数でサービスができる、地域行事ができるというような工夫をしていくということ、それから外国人を含めた地域の担い手を確保するということ、そして、来年度のこれも重点ですが、関係人口という飛騨市に強いシンパシーとつながりを持ってくださる方々を獲得し、活力づくりにつなげていくというようなことは長期的にやっていかなくちゃいけない問題かなというふうに思っております。

あと、市役所においても、人口減少時代、課題の予測がつきません。先ほど申し上げたように３年前に予測していないことが起こっております。ですから、そういったことに敏感に察知して、柔軟に施策を変えていく。そこをスピード感をもってやっていくという文化をやはり飛騨市役所の中につくっていくということが大事だと思っておりますし、このことは、それぞれこの３年間、徹底してきたところでございますけれども、こうした文化は長期的につくりあげていかなければいけないと思っております。

あとは健全財政、先ほど葛谷議員のご質問にお答えいたしました。借金をですね、有利な借金以外しないという方針を堅持していくということ、これも大事でございます。そうしたことについて、しっかりやっていく必要があろうかと思っております。

それから、先端科学都市構想の推進ということもお触れになりました。特にこれ洞口議員の非常に強い思いのある分野でございます。これまで東京大学、東北大学と連携していろんな取り組みをやってまいりました。今回のカミオカラボの開館というのがひとつ大きな山場になるかと思いますけども、商品開発につきましても、昨日も徳島議員からのお話もございましたが、ここも進めておりますし、いまふるさと納税を活用して研究者の育成に寄付をするというようなこともですね、始めております。ですが、今後最大のテーマは、ハイパーカミオカンデ事業への推進協力だというふうに位置づけておりまして、これは１０年程度、ことしに来年度予算で採択されておりますが、１０年程度を要する大事業ですので、市としても工事へ全面的に協力をしていくということが必要だということでございまして、こうしたこともあって、ことし、宇宙物理学連携支援を担当する２名の専門職員を新たに採用したということでございます。

これで本当に最後ですが、「飛騨国」一丸で地方創生を考える根拠と展望というお話でございます。この根拠ということですが、もともと飛騨３市１村というのは同一の都市圏、経済圏でありまして、歴史的にも非常に深いつながりがあるわけでありますが、とりわけ中でも飛騨市と高山市、これが非常につながりが深いわけであります。雇用のデータを見ますと、平成２７年の国勢調査で、高山で働いている飛騨市民が２，７２３人おります。逆に飛騨市で働いている高山市民が１，８６６人いるわけであります。これだけ大きな行き来があるというのは、高山・下呂でもそういうことがありませんし、高山・白川もございません。高山と飛騨市のみの特徴でありまして、実際にそれに加えて、医療、入院、救急、そうしたことも高山市に多く依存をいたしておりますし、観光面でも、実は飛騨市においでになる方は高山市から周遊する形で飛騨市においでになります。逆に、スポーツ大会とか合宿は高山市にはないので飛騨市の方で受けているというようなことで、お互い持ちつ持たれつの関係になっているということがございます。

それから農業とか特産品の面でも、飛騨地域産の飛騨牛は全て高山市内で処理されておりますし、ホウレンソウとかトマトも飛騨全体の統一ブランドとしてＪＡ出荷されているということでございます。それから行政面でも、つながりが深くございまして、飛騨３市１村の市長、村長で構成する「飛騨首長連合」、非常に関係が強くございまして、県内でもつながりの強さが評価されております。国土交通省へ要望に行きましても話題になるくらいでございます。そういった意味で４首長が頻繁に顔を合わせて、行政要望も一体となって行っているということもあるわけであります。

このように、それぞれ地域資源を共有し、強みを生かして役割分担しながら、連携して共栄しているというのが飛騨地域の姿でありまして、今後もまさしく「飛騨国」一丸となって、その中で飛騨市の発展につなげていきたいと考えておるところでございます。

〔市長　都竹淳也　着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて、答弁を求めます。

〔理事兼企画部長　御手洗裕己　登壇〕

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

私の方からは、ひだ宇宙科学館カミオカラボの今後の運用についてお答えをいたします。カミオカラボによる経済効果については既に物販棟の新設などの魅力化もあいまって、平成３０年の宙ドーム・神岡の観光入込客数が対前年比１０８パーセント増の１７万６，６００人というふうになっておりまして、カミオカラボのオープンによってさらに１０パーセント程度、人数にして１９万４，０００人程度を期待したいというふうに考えてございます。

カミオカラボはですね、無料の施設ということもございまして、旅行会社からの問い合わせ件数も着実に増えておりまして、宙ドーム・神岡での飲食や土産物販の需要も増加し、総売上高を１０パーセント程度押し上げる経済効果が期待されるというところでございますけれども、この期待値を実現のものとするためにはですね、協同組合スカイドーム・神岡や観光協会の方々ともですね、そういった民間事業者の集客への積極的な取り組みが重要だというふうに考えてございます。

館内のですね、案内方法につきましては、オープン当初より、サイエンスコミュニケーターを２名配置しまして、ご要望に応じて各展示をご案内する予定でございます。また、施設の管理・運営に指定管理者制度を適用しておりまして、適切な公共施設の管理や団体を含む来館者対応を行ってもらうということにしてございます。

維持管理経費につきましては、電気使用量が想定しがたいという部分がございましたので、当面ですね、市が直接、電気料を支払うという方式を採用しておりまして、電気料金を除いた経費である約６００万円をですね、指定管理料として指定管理者にお支払いをする予定ということでございます。

〔理事兼企画部長　御手洗裕己　着席〕

○１０番（洞口和彦）

いろんな質問に丁寧にお答えていただきまして、すみませんね。私がですね、合併について、大体市長の言われたことは全国アンケート、先ほど申し述べましたけども、その中の１番いいところというような捉え方だと思うんです。私が議員になってからも７年目ですし、いろいろ考えますに最初の年でございましたけれども、市長が合併の困難なことがありましたというような形で述べられていますが、私はですね、やっぱり話し合いで解決できなくてですね、市がみずから個人に対して訴訟を起こしたニコイ高原の問題、それから戸市の山林、旧起こし太鼓会館の賠償請求ですね、これらはやっぱり発展に大きく支障を来たした部分ではなかったのか、そんなふうに思っていますし、特に大きかったのがですね、市長がくる１年前ですけれども、産業廃棄物の問題、数河にですね、それも地元

の業者が関わっているという形で非常にこれも大きな問題になりました。幸いにですね、来る１２月に撤回をされまして、このことはですね、「運も実力の内」と申しますから市長にとっては、すごくよかったことではなかったのかと思いますけども、あえて言うならばですね、市長はまだ市長でございませんので、外からみとったあんばいでですね、飛騨市のこういう問題についてどのように感じられたのか。若干感想があれば簡単でいいですので、お聞かせください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

私も故郷でありますし、ずっと関心も持っておりましたし、帰省するたびにいろいろ地元紙なんかも見ておりましたけれども、いろんな訴訟が起こっているんだなということは、思っておりましたが、背景がよくわからなかったので、現象だけ見ておりますと何かよくわからないなという感じでありました。ただ、産廃の問題につきましては、ちょうど市長選挙に出るという決意をして、県庁を退職した段階でまだホットな話題でございましたので、それなりに私自身も勉強して、帰ってきました。結果としては、取り下げになりましたけれども、これにつきましては、やはり戦い方というのがあるということは思っておりましたし、そこが必ずしも市民の中あるいは地域の中と論理的に考える戦い方というのが必ずしも一致していなかったのではないかなというようなことは思いながら帰ってきたわけでありますが、そのときにちょうど取り下げになりましたので、それ以来そうした話ありませんけれども、ただ昨年来、取り組んでおりますが、いろんな候補になるような適地を、可能性のあるような場所をちゃんと調査して、そこを保全していく方法はないかというようなことも研究しておりますので、そういうところへつなげるきっかけになったかなというような感じでございますが、いずれにしても外から見ていた印象としてはそんな感じでございます。

○１０番（洞口和彦）

市長はいろんなことをやって、先ほどちょっと言われましたけれども、いろいろなことの中にはきのうからからずっと出ていますユネスコの登録問題とか「君の名は。」のブームとかマウンテンバイク、それからカミオカラボ、いろいろございます。いつもやってきたことでございますが、ちょっと質問を変えますけれども、通常これらを捉えてですね、紙面とか市民の評価ではですね、市長をこんなふうに捉えていると思っています。なかなかちょっと言いにくいこともあるんですけれども、市長はですね、いろんな施策をやってきましたので、政策立案型能力に長けていると。これは、事実からみてもそうだと思っていますし、それから人格的にはですね、誠実で真面目だと。そして１番いいのは、やっぱりポジティブな性格やと。ちょっと昼前、笑いがなかったですけれども最近そうですし、何でもですね、施策に取り組むという、その姿勢が私は本当にこれに当たるんだなと思っていますけれども、本人としてはですね、この評価についてどうお考えでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そんなにご評価いただくような者ではございませんので、まだまだ至らぬところもたくさんございますし、自分自身はむしろ自己嫌悪ではありませんけれども、「ああ、しまったな」と思うようなこともたくさんありますし、市政でも全部うまくいくなんてことは当然ありませんし、いろんな問題も起こります。ただ、一生懸命やるということと、とにかく市民の皆さんと接したときにいろんなこうエネルギーをもらえるので、とにかくたくさん市民の皆さんと会ってお話をするということだけは心がけている。その中できっといろんなことが生まれてくるのだろうなという思いだけは持っております。

○１０番（洞口和彦）

率直な意見、ありがとうございます。人口減少とですね、この２つの冊子の件ですが、市長は先ほど減少の向かい方が違うと私も若干これ読ませていただきましたが基本的にはですね、よく似ているんですよね。ただこちらが平成３１年までの５年計画でございます。ことしで見直すということになっていますし、人口減少の分析の仕方、特に人口ピラミッドがございますので、明らかにこの角型から逆ピラミッド型ですから、減っていくということは、両方とも認めていますし、どこに力を注がなくてはいけないか。生産過程の問題、それから自然現象はどうしようもないんですけれども、社会現象の関係では、やはり出るところは一緒なんですね。学校は卒業したときか結婚したとかそういうことが出ますので、若干の施策によってのそのプラス面は出てきますけれども、基本的には変わってきていないというふうに思っています。それでですね、だけど最終的に求めているものがこちらでも人口減少を受け入れながら豊かな生活に最終的には目的を置いていると。言えば物理的な存在ではなくてですね、豊かなまちづくりであると。豊かさを継続させる仕組みをつくっていくんだというふうに言っています。市長も最終的には、この人口減少の適応戦略と多様性適応戦略ですか、２つに分けて長い目でみてくれという形で言っておりますが、１点だけですね、「即効性を求めず費用対効果を論じてはいけない」これはよくわかるんです。でも私たち議員は１年に１回、９月に決算がございますので、やはり近い目で見たくなりますし、そういう反省はやっぱり５年後、６年目にしてくれという施策なんでしょうか。この辺がちょっとわかりませんので、わかったら説明をお願いします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ちょっと今の戦略の話、ちょっと違う話から入りたいんですけれど、私ちょうど１０年前にですね、いまの岐阜県長期構想というのをちょうど改定しています。きのう野村議員が触れられた計画なんですが、あれ私が責任者で全編自分で書いてつくった計画の後継でいまほどんど同じラインでつくられています。先日も県庁へ行ってその話をしてきた

んですけれども、そのとき実は大きな岐阜県の特徴であったのがその人口減少を正面から受け止めるということだったんですね。ほとんどの自治体は人口減少を止めて、どうやって増やすかという発想になると、その受け止めるときの現実がわからなくなってしまう。それが１番問題だということを提起して、古田知事が「都竹君、それでいい。それでいこう」ということでその流れをつくってきたということがありました。それで地方創生の戦略ができたときに、実はそれが非常に評価されたものですから、全国知事会の地方創生の委員長を古田知事が受けられて、そのときに私、「原稿を書いてくれ」と言って書いたんです。実はそれが政府のやつの中に入っているんですけれど、そのときの思いとして本当は書きたかったのがいまの速攻性がこの時代は出ないんだ。つまり、これがうったらこれが次効果が出るということは出ないんだということを書きたくて、そういうことを書いたのですが、やはりですね、それは政治的になかなか難しいということがあって、全国知事会の中の議論の中で、やっぱり税金を使う以上使ってどういう成果が出たのかと。特にいまですね、ＫＰＩ主義になっていますから、どれだけ数字が出たんだということを常に求めるようになっています。ところがですね、これはＫＰＩ主義が絶対難しいのは、伸びていくときは常に上乗せだからいいんです。ところが下がっていくときというのは、常にマイナスになっていますから政策をうってあがった効果は埋めただけんですね。減ったところを埋めただけになりますから、伸びるということがなかなか期待できない。そこでですね、無理無理やりますと、私も長く役所にいましたから、役所の人間というのは、数字をつくるようになります、必ず。見かけのいい数字をつくるようになって、そうするとですね、それで満足してしまうんです、自分が。これでいいと思ってしまう。そうすると改善改革のＰＤＣＡといいますか、このサイクルがにぶるので、正面から簡単にやっても世の中動かないよということを受け止めるということからしか始まらないんだというのがその１０年前の岐阜県長期構想をつくったときの大きな議論だったんです。そういう思想が私自身にはあるものですから、なものですからここのところは、即効性が出ないけども粘り強く、持久力を持ってやっていかなくてはいけないんだということを問い続けているのですが、これが世の中にすっと受け入れられないことはわかっているんですけども、ただそういう考えでおるということで、ちょっと長くなりましたが、ご理解いただければと思います。

○１０番（洞口和彦）

まだまだこの議論をしたいんですけれども、これ先ほど言いました「まち・ひと・しごと創生」ですね。これは国が決めたことなんですが、現実にこれ、捉え方としては、私もそうだったんですけれど、仕事ありきで、そこに人を集めてまちづくりをしていくというどちらかというと逆の、国がこういう形でやっているんですけど、こういうけらいがあったそういう施策をやってきたというふうに思うんですけれども、やはりあくまでもやっぱり国は頭がいいと思いますが、「まち・ひと・しごと」という創生会議、この順序ですね。飛騨市はこれ出していますので、その辺間違いがなかったのかと思っていますけど、

気持ち的には私たちもこの逆みたいな形で理解してきたんですが、例えばいまはですね、まちづくりに空き家を利用したりいろいろして、この環境を整えてそこで人が来てもらって、そこで仕事をするんだと。昔は仕事を何か世話をして人が集まってまちづくりをしたんだと言う。これが正しいと思うんですけども、その辺の市長の考えはどうですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そうですね、昔は多分仕事が先にあって、人にきてもらうというパターンだったんですね。ですので、企業誘致というのが大きなテーマだったんですが、いまですね、飛騨市に移住してこられる人のアンケートといいますか、そういうのを見ていると非常に興味深いんですが、とりあえず来るということが先で、来ればどんな仕事でもできるよというそういうところがあります。ですから、何と言うのでしょうか、農業でもあるいはちょっとした自分の作業でもそんなにお金がいらない。お金いらないんだけどもこのまちで暮らしたい。あるいは飛騨の中で暮らしたいという気持ちがあって、住居があっていい建物があればここに来るというそういうパターンになっていますね。ですから仕事が後でついてくるというか、極端な話、ついてこなくてもいいという人もいるくらいになっているという現状がありますし、中にはやっぱりインターネットとかで、ネット上で仕事ができるという方もおられますから、必ずしもその順序が仕事がないと人が来ないというふうになっていないというところがですね、最近本当に移住のデータなんかを見ていると感じます。それが世の中のトレンドなのではないかというふうに思います。

○１０番（洞口和彦）

はい、ありがとうございます。それではですね、市長にちょっと質問続けたいんですが、先ほど、飛騨国一丸となって取り組みをちょっと述べられたんですが、いまご存じのようにですね、これは議会でも注目されて、連携が広がるようにという充実を求めて全力で取り組むというように言っていますが、広域連携による行政サービスの提供構想ですよね、これは実は来年までに何とかまとめたいという形でこれも県下全部にアンケートをとって、全部回答があったそうですね。全部の市町村と県から回答したんですが、もちろん人口減少を見据えて、平成４０年頃にはですね、県外への法的権限や財源を付与してそこで何とかやってもらいたい。これはコスト削減にも結びつきますが。飛騨市はですね、反対したのか、賛成したのか、これはわかりませんけれども、賛成が１６で反対が１５の市町村だったそうです。先ほどの飛騨国一丸となれば、これは市長はこれ当然賛成のほうに回ったと思うんですけども、ただ飛騨市がその他で書いたですね、「地域で課題が異なる傾向があり、行政区域を広げての対応はしづらい」というように飛騨市はその他の欄で書いてみえますよね。これは先ほど市長が合併の弊害の面でも若干述べられたことにも入るんですけども、この気持ちもよくわかります。しかし、広域でしなければいけないということもよくわかるんですが、この考えについて飛騨市は、いまのところまだ決まっていな

ければあれですが、検討はしていますからどちらかに返答されたというふうに思っていますけれど、この辺の考えについての市長の考えがどうでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そのアンケートには「どちらかといえば反対」と書いたと思います。私自身はどちらかというと明確に反対なんです。これは飛騨全体で連携をしていくという話と今の議論となっているその市町村の連携をつくるということはちょっと話が違ってですね、非常に危惧しておりますのは、いろんないままで出てきているんです。市町村合併、平成の大合併もそうでしたが、例えば連携中枢都市とかですね、あるいはダム機能といって、例えば高山にいろんなものを集中させていって、ここで全てのサービスができることによって、その都市部に人が逃げていくのを防ごうとかいう考えも一時期ありました。これってものすごく東京の机上の話だと私は思っているんです。実際にそんなふうには絶対に動きませんし、飛騨市の中だって、神岡と古川の事情、河合と宮川の事情って全然違うわけですね。そうすると人口が少なくなればなるほど、そういう細かな単位でサービスをしていかなくちゃいけないという時代になっているのに、どっかに一カ所にまとめてそこで維持していければ、その地域はもつだろうという思想が根底にあるところがですね、どうしても私は受け入れられなくて、このたぐいの話が政府から国から出てくると、基本的には嫌悪感を感じるんです。なものですから、このアンケートも先ほどご紹介いただいたのは新聞に出ていたやつだと思うんですが、私が自分で書いた回答なんですが、これについては、私は、反対。ただし、先ほど言いましたように、それと飛騨全体の連携の話は、これ全然別の話で、独立した一自治体同士がお互いにいろんなものを共有しようじゃないか、例えば観光資源を共有しようじゃないかとか道路の要望とかいろいろやっていこうじゃないかとか全体の問題として地域づくりを考えようじゃないかというのは、これは全く別個の話ですので、そこについてはそういう考え方でおります。

○１０番（洞口和彦）

若干わかったような気もします。それが圏域がですね、飛騨市と高山だったら賛成ですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

それが国がどういう意図でやっているかによると思うんですね。そういう施策を。それによって、変わってくると思います。通常にお互いに連携するという仕組みでいまでも飛騨の地方創生の連携協議会というのがあって、一緒に例えば通訳案内士の養成をするというのに国が補助をもらったりしていますけども、そういうことは大いにやるべきだというふうに思っているんですが、何かその中心である高山に全部集中させていって、それ

でこの圏域というものを守っていこうみたいな考え方で、政策が出てくるとすれば、それはもう明確に反対とこういうことだと思っています。

○１０番（洞口和彦）

あんまり市長ひとりよりしてもいけませんので、ほかの質問をしたいと思います。カミオカラボですが、先ほど１９万４，０００人ぐらいを目標にしているということですが、これはですね、いままで道の駅で若干施設もありましたので、来ていた人間とかですね、全体はあそこは大体３５３日ぐらいの営業でいままで道の駅ですね。３５万人前後の入場者で売り上げが３，０００万円ぐらいと言われていますけども、今回１９万４，０００人というように目標をたてられたという回答でございましたが、これはですね、例えば道の駅として寄られて見学されるのか、見学直接されるのか、それとも対面的にはほかから来て、ほかの施設に来て、例えばマウンテンバイクに乗ってから来るとかそういう入場者へのですね、分析というものはしてございますか。どういう形でこの１９万４，０００円というのを得られたのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

お答えをさせていただきます。いまのところですね、いろんなパターンはあると思っていますし、どこかで例えばガッタンゴーに行かれたあとに寄られる場合もあるかもしれないですし、富山のほうからそのまま観光バスで入ってきてそこからまたどこかに行くといろんなパターンはあると想定はしているんですけれども、こちらのほうでですね、今回私のほうで答弁させていただきました、その１０パーセント程度上がるだろうというのはですね、そういったことをあまり考えておらずですね、既存でいま何人ぐらいの観光客の方がいらっしゃるので、それに１０パーセントぐらいは増えるんじゃないかとそういったようなことで試算をしたというところでございます。

○１０番（洞口和彦）

試算の仕方としては簡単ですけども、もうちょっと分析も。もちろん結果は出ますので、あれですけども必要がないのかなと私は考えます。きのうもいろいろございまして、観光面でかなり面でしていくという形で特にきのうもほかの質問で観光部長のほうからいろいろ江馬館とか神岡城、セットにしたそういう面として広げていきたい、そういうことでございましたし、私はやっぱり今回はですね、この相互利用というか、マウンテンバイクに来てそこで受けて、どこに行く。例えば２カ所以上やりますと、やはりどうしても食事が必要。３カ所やれば宿泊が必要。そういう長期滞在型というのが必要だと思います。きのういろいろと質問の中で、例えばカミオカンデにしても使用するためにはいろんなことが必要。ツーリズムにとってもね、「勉強せよ」と言われましたが、私あの中でですね、やはり注目したのは相互活用ともう一つは、グルメ開発だと思うんですよね。もちろんいろんな制度がありますけども。私はきのうちょっと考えながらいったのは、簡単に勉強し

ない段階で言いますけども、城を主体にしてですね、豪華な飛騨牛を主体にした「殿様御膳」とかですね、例えばあそこですと、簡単なものではニュートリノをあしらって、星のマークのこの何かをいれたですね、「ニュートリノラーメン」とか「ニュートリノうどん」とかそれからもう一つはこのカミオカンデにあやかってですね、「スーパーカミオカ盛り」みたいなもので、いろいろ神岡のその特産品を全部入れたものを出すとかですね。もちろん名前はきのういろいろ勉強しなければいけませんけれども、そんなようなものをですね、つくって出す。やっぱり食事はある程度、金がかさみますので、食べていってもらえば、それから食べることによってもう１カ所寄れますから、その逆効果もできると思うんです。そんなようなですね、政策をもちろん向こうにお願いするのが主ですけれども、そんなようなことにですね、若干調査するというか研究してみるようなですね、私は価値があると思うんですけどいかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

野村議員に怒られるかもしれないのですが、洞口さんに宙ドームの役員になってもらってやってもらうといいんじゃないかななんてことを思いましたけども。それはさておきましてですね、先ほどの話、本当にすばらしいアイデアだと思います。いままさしく私も同じようなことをやっぱりやってく必要があるというふうに思っていまして、この前ですね、昨年の秋に江馬館で、「江馬室町饗応膳」というのをですね、つくって、あそこ会所跡で食べるという企画をやったんですね。これは何かと言いますと、江馬館の会所というのは饗応に使ったということは歴史的にはっきりわかっているわけです。つまりあそこで酒を飲んで食事をしたということがわかっている。とすれば、その室町時代にどういうものを食べたんだというのを復元してみようということで、うちの学芸員がですね、一生懸命調べてくれまして、おそらくこんなものだったんだろうというものをですね、あそこで膳で食べたという企画をやったんです。それでそれを今度は弁当形式で宙ドームで出せるようにということでいま進んでおりまして、今度のカミオカラボのオープンの後の食事会は昼、それを食べるという一応いまそういうことになっています。あとですね、神通川水系の砂防事務所と連携いたしまして、「砂防ダムカレー」というのがですね、あそこでできていまして、「ダムカレー」というのが最近ありますけども、かつをダムに見立てて、こっちにルーがあるというやつですね、そういうダムカレーというのなんかもいま開発されていますし、あとあの宙ドームのほうでいま頑張っていらっしゃるのが飛騨地鶏を使った「けいちゃん」です。私もちょっとけいちゃんの活動をやってたことがあっていま試食をしながらですね、これも商品化していくというようなことで進んでいますが、そういう工夫がすごく出てきているというのは、すばらしいことだというふうに思いますし、やっぱり行ったときにきのうのお話もありましたが、どこにでもあるカレーとかどこにでもある親子丼とかではやっぱりなかなかみんな食べてくれない。ここにしかな

いものを提供していくということは、大事だと思いますので、これはいまそういうつもりでいろいろ働きかけておりますし、今後もぜひいろいろやりたいと思いますので、またぜひお知恵をお貸しいただければと思います。

○１０番（洞口和彦）

いまあそこで空いているのは、２階の会議室だけですよね。何とかそれを利用できるように考えていただきたいと思います。この問題の最後にですね、これだけ分厚い先端科学都市構想です。それで、最終的には、ここの施設でございますようにこれだけの大きな構想を立てていて、暗礁に乗り上げたところ、いまのができたんです。しかし、この構想を取り下げない限りは、ここまでやっていくということで、いま１階ができた程度で、あと２階ですね。特にセミナーハウス、宿泊関係が主になってくると思うのですが、この目的の中にもですね、構想の中にはそれらがございます。もちろん地域の活性化につなげていくということでございますので、お金を落としていく宿泊関係。特にここに研究者も宿泊関係は望んでみえますので、その辺のですね、構想は今度どうやっていくのか。しばらくはお休みなのか。その辺はどう考えてみえるのかお伺いします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

その計画のとおりにいければ本当にすばらしいなと思うのですが、やっぱりなかなかいろんな制約もあります。それから別の動きもありまして、セミナーハウスですが、実は来年度の予算で、いま通っているんですけども、茂住のですね、いまの研究棟の横にそのセミナーハウス的なものが東大のほうで整備をするということで、いま予算がついていまして、あそこに宿泊の機能も一部含んだものを、研究者がですね、宿泊と言いますか部屋もたくさんありますし、たしか宿泊も少しある。宿泊施設ということではないんですが、寝泊まりできる場所も含んだものを建設するという話で、いま国のほうの予算がついているというふうに伺っております。そうするとそういったその東大独自の動きというものもありますし、またいまハイパーが決まってきましたから、この後ハイパーをそのどういうふうに位置づけて、研究者がどこにいるのかというのは、これから決まってきますので、またそれによって左右されることもあるというふうに思いますから基本的なコンセプト、夢としては、しっかり持ちつつ、現実に合わせながらですね、どんどんこの神岡の先端科学都市と言いますか、そこのプロジェクトは進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

○１０番（洞口和彦）

では、次の質問に入ります。小中学校の空調設備についてですが、これはですね、午前中にも澤議員のほうから同じような質問でございましたし、私もですね、先ほどその前にこの１枚の紙が配られておりますので、今、前回配られた紙とこの２枚をですね、併用して質問をするわけですけれども、この紙が配られていたらですね、質問をするわけじゃな

くて、実はまたこういう紙が出ましたので、私先ほど来たときにもう１枚、裏があるんじゃないかと思ってですね、見まわしましたが、これでないようでございますので、ただ通告しておりますので、どっちかと言うと説明はいらないようなものですけれど一応質問します。

去年の夏にですね、温暖化の影響なのか災害級の猛暑が続きました。国は、学校での熱中症を含め暑さ対策としてですね、空調設備に臨時特別交付金の補助事業を設け、各自治体に対応を求めていました。飛騨市も近年の猛暑の影響を考慮し、昨年９月に設計委託予算を計上し、冷房設備を検討し、１２月の前川議員の質問に対して、設置の方向で工事費が約２億３，０００万円。内訳が補助金８，８００万円、市の負担が１億３，０００万円と回答されていました。しかし、今回の補正予算では、回答を大きく上回る予算が計上されています。子供たちの安全で安心な学校環境設備に早期に実施したいと思う考えはやまやまですが、空調設備に対して設置の規模と予算財源根拠を伺います。

１番目に事業費３億８，９００万円について。国の補助金が４，４００万円はですね、事業全体の補助基準額の３分の１とすると、この事業は約１億３，２００万円。交付税算入の５，０００万円を含めてもですね、２億８，５００万円の事業となります。設計委託で検討の結果、総事業費が３億８，９００万円と膨大に膨れ上がっています。なぜ事業費がこんなに増えたのか伺いたい。

また事業が適切ならば、国の補助金施策がいかなる適切ではなかったのか、その辺を伺いたいと思います。

２番目に補助金と学校教育施設整備資金等使用の場合と他の債権利用の検討比較はということで、国の補助金の採択申請に向けた正確な事業費を算出するため、実施設計にかかる委託料６２３万円を計上していた結論が財政負担額２億９，４００万円だったのか、検討経緯を伺います。

提案では補助金４，４００万円プラス交付税算入額５，１００万円となり、市負担２億９，４００万円となっています。この負担額は多すぎます。工事を分担して補助金の検討や他の債権を利用した場合の自己負担額等は検討されたのか伺います。

３つ目に空調使用の基準と維持管理費用についてお伺いします。設置されたあとの使用基準はどうするのか。また電気料を含めて想定される維持管理経費はどう試算されているのかについてお伺いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

ご通告いただいておりますので、先ほどの部分もありますけども、ちょっと違う部分もありますから、改めてご答弁したいと思います。

まず、この高くなった理由は、先ほども申し上げたのですが、高圧受電設備キュービク

ルの改修工事という部分が一番事業費増嵩の原因であったということです。それからエアコンの本体の整備費用を定価ベースでみていたということです。それから当然それに連動して工事諸経費も高めに設定してあったということで、全体が膨らんできた。それをキュービクルの適正な見直しをやって、エアコンの本体の価格を相場に合わせていく、実勢価格に合わせていくことで縮減をしてきたとこういうことでございます。

後段のですね、国の補助額が少ないという問題ですけれども、この件についてはですね、そもそも文部科学省においてこの空調設備事業に対する補助率３分の１という基準とは別に工事にかかる工事基準額、平米当たり２万３，０００円という別枠の制限を設けている。これが大変な問題だというふうに思います。このため工事基準額をこれ１教室当たりに換算しますと、広く見積もっても１６０万円、１教室ですね、ということでありますから、先ほどご説明しました約３５０万円とは到底かけ離れている。実質的な補助率は、したがってですね、実質的な補助率は５分の１から６分の１になってしまう。このような二重構造になっているということに大変不満も感じておりますし、怒りに近いものをですね、感じているところでございます。

このことは、私が理事をしています岐阜県公立学校施設整備期成会というのがございまして、ここでかねてから実は問題になっておりまして、地方財政の圧迫であるということで、国に対しても再三申し入れを行っているところでございますけども、今回のように全国的に政府の方針として整備を促しておきながら、こういう実質的な補助率になるというのはですね、本当にあってはならないことであるというふうに思いまして、今後こうした処置をしていることに対して、県とも協力しまして、補助制度の改善に対して、強く申し入れを行っていきたいと考えているところでございます。

〔市長　都竹淳也　着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて、答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長　清水貢　登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

２点目、３点目につきましてご答弁申し上げます。

補助金及び市債の検討についてですが、昨年夏の災害級の猛暑を受け、国が平成３０年度限りの「冷房設備対応臨時特例交付金」を設けて、地方に空調設備設置を推進するよう進めたものであり、従来の学校環境改善交付金と比較して優位な補助制度であること、今後このような措置がされることはないとの判断から、飛騨市では小・中学校の７８普通教室に空調設備を設置することとしたものでございます。

次に、他の地方債利用の可能性についてのお尋ねですが、建設事業の財源とするための地方債につきましては、地方財政法第５条にその使途が限定列挙されており、学校その他の文教施設にあてることができる地方債としては、学校施設等整備事業債が措置されております。また、過疎対策事業債や合併特例事業債については、他の特別法に根拠を持つ

地方債で、充当対象とできる事業は比較的広範に認められており、学校施設の整備資金としての活用も認められております。

一方で、地方公共団体は地方債を起こそうとする場合には、地方財政法の規定により、総務大臣または都道府県知事に協議を行わなければなりませんが、発行できる地方債の総額については、毎年度総務大臣の定める地方債計画に計上された計画額の範囲内で充当の協議が行われ、例年１０月頃までに地方債の目的や個別自治体ごとの発行額が概ね固められることとなります。

今回の空調整備にあたり、過疎対策債や合併特例債を活用することができれば、当然、後年度の財政負担が大幅に緩和されることとなりますが、今ほど申し上げましたとおり、当初計画に計上された地方債の発行額が既に固められている中、今回の国の補正に伴う追加財政需要への資金手当てとしては、地方債計画上、学校施設等整備事業債の計画額の拡充が行われたのみであり、他の有利な地方債の発行枠の拡充が行われなかったことから、おのずと活用できる地方債が限られることとなったものでございます。

次に３点目の空調使用の基準と維持管理経費はでございますが、学校施設の空調設備の運用については、一般的に言われている室温２８度以上を基準に学校現場と協議をしながら決定し、使用にあたっては必要最小限の利用として経費節減に努めていきたいと考えております。維持管理経費につきましては、市内小中学校空調機器の電気料総額につきましては、午前中の前川議員の答弁でも申し上げましたが、機器あたり電気料を元に単純試算では概ね１００万円程度を想定しておりますが、キュービクル増設に伴う基本料金の増や、気象変動による利用状況に大きく左右されるために確定的なことは申し上げられません。

また、機器保守については先進導入自治体での個別エアコンの機器保守の例はなく、使用も短期間であることから通年の保守契約等は考えておりません。いずれにいたしましても基本的な運用は定めつつ、気象条件など各学校現場との協議により対応をしてまいります。

〔教育委員会事務局長　清水貢　着席〕

○１０番（洞口和彦）

複雑な思いで聞いておりましたが、１点ですね、今回先ほど提出されたこの資料ですけれども、エアコン設備設置事業がですね、６千何百万円ですが、これは機種はこれだけ安くなったのはですね、もちろん入札して安くなったというのはわかるんですけど、想定段階であれだけ検討しながらなぜこんなところでこれだけなったのか。もっと安くなるのではないかという気が相当しますが、それも含めてどうでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

単価の変わってきたものにつきましては、先ほどの答弁の中にもありましたけど、定価

で入っていたものがあるというのと、それからキュービクルやなんかは、規模がその学校、学校によってちょっと違いますので、それを想定してきたものと、もともとみていなかったものが増えたものと現在ある高圧受電のキュービクルがそこを増設すればいいのか、まるまる変えなければいけないのかというものをある程度証左をかけた結果でてきた金額が今回の金額であります。

○１０番（洞口和彦）

その検討が遅れたということですよね、一言に言いますと。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

予算確保のほうは、ちょっと教育委員会なので、僕ちょっと出しゃばっておりますが、もともとこれが始まった自体が来年度に向けてのやつで、いつ補助がきてもいいようにするためにという検討をまず始めるというところへきているところに国の補正が始まったということで、それだけの詳細な設計とかというとこじゃないところから始まっていますので、期間的にはそんなにまだ時間が経っていないところで大急ぎでやっている結果だと思っております。

○１０番（洞口和彦）

これ以上、追随しませんけども、１つだけ市長にちょっとだけ聞きたいんですが、今回ですね、事業費に最高額で出したので検討するかもしれんという予算の出し方ですよね。確定しない中で出したということですね、これはかなりのあれですし、もう１つは、先ほど市長、財源の中でね、補助率の多いものしかださん。それで３億円財源を確保すると言いながらですね、これ以上に約３億円を身銭切りますよという結論を出していますが、若干ですね、矛盾はしていないと思いますけれど、方針に若干違うんじゃないかというふうに思っていますが、その辺はどっちかというと弁明やと思いますけども、その辺はどうでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今回の先ほどの午前中の澤議員の答弁でも申し上げたんですが、本当に異例な出し方だと私自身も思っています。随分悩みました。どうやって出すのか。例えばですね、低い金額で出して、後で増額すればいいのか、高い金額で出して減額すればいいのか。あるいは、出さないという選択肢はないわけです、今回。それと出すタイミングがですね、随分実は事務的に「まだ出んのか、まだ出んのか」ということをずっとやっていきながらなかなか出ない。それで予算の提案がどうしても期限がありますから、そこに準備があるんですね。開会日でもいいってことにもなりませんし、補正の中でこれだけ大きなウエイトを占めていると追加上程をするということも考えたのですが、でもそれをこれだけ大きな

話をですね、追加上程とは、ではどのタイミングでやるのか。一般質問との関係もありますし、そういうことをいろいろと考えていく中で、私としてはもう高く出して、そのかわり全部事情もお話ししたうえで、その会期中に引き続き結論を得るまでやるんだということまで全部お話してやるというのを選択したとこういうことです。ですからおそらくどの観点からみても、ご批判はあるというふうに思いました。低く出せばなんで後で追加するのかということになりますし、高く出せばなんでその適正価格が見通せなかったのかという議論も絶対出ると思ったのですが、ただそのときの状況で、私はこの１番高いところというところの判断をしたという、そういうことでございます。

あともうひとつ、何でしたっけ。それでですね、その当然有利な起債以外は使わないということが原則ですから、その時点でいくとこれだけ交付税算入率が低いものはやらないという選択肢が当然あるわけですね。あるんですけども、それはまず全体の金額を出したうえで判断すればいいというふうにそこは思いました。仮にこれがもとの金額からほとんど落ちない金額であったとしたならば、これは仮定の話になるので、何とも申し上げられないのですが、そのまま決断できたかどうか。これについては、自分でもどういう結論をとったのかなと思うところはあります。ですけれど、概ね、他市の水準も出てきて、納得できる水準にきたので、これはそういう説明をさせていただこうというふうにしたとこういうことでございます。

○１０番（洞口和彦）

私はその高い予算で出せ、低い予算で出せ、そこを言っているんじゃないんですよ。決定しないまま予算を出したということがやっぱり、こう思うとですね、そういう予算の出し方はだめではないのか、そのことを言っておるんですが、その辺はどうですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

これはもう弁明の余地はございません。全くそのとおりだと思います。そのとおりだと思いながら今回もうとにかくこれしか方法がなかったということで、そうさせていただいたということですので、ご理解を得るというよりも、そういう事情であったということをご説明させていただいたということでございます。

○１０番（洞口和彦）

ちょっと時間がなかったものですから、夏のように熱い議論はできなかったですけれども、納得したということでですね、私の質問は終わります。ありがとうございました。

◎議長（高原邦子）

以上で１０番、洞口議員の一般質問を終わります。

〔１０番　洞口和彦　着席〕

◆休憩

◎議長（高原邦子）

ここで暫時休憩といたします。再開を１５時３０分といたします。

（　休憩　午後３時１５分　　再開　午後３時３０分　）

◆再開

◎議長（高原邦子）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

次に９番、中嶋議員。

〔９番　中嶋国則　登壇〕

○９番（中嶋国則）

議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。今議会は、平成の御代の最後の議会であり、２日間にわたる一般質問の最後の質問者となりました。先ほど葛谷議員から「あとに続く洞口議員、中嶋議員はいい役者だから」という激励のエールをいただき、感謝をいたしております。洞口議員に負けないようにしっかり質問をさせていただきたいとそんなふうに思っております。

今、いろいろな事業、飛騨市において箱物が推進されつつあり、できあがろうとしています。福祉関連では、総額約２３億円の大型事業が推進をされております。

この２３億円について、改めてこの５つの事業を紹介をさせていただきます。まず１番目は、新和光園の建設であります。これの事業費は、９億８，０００万円。また旧和光園のリノベーション計画、これが４億４，０００万円。吉城ホームヘルパーステーション古川複合施設、これも同じく４億４，０００万円。なかよしキッズ、ことばの教室併設施設の建設が２億５，０００万円です。さらに５つ目ですけれども、多機能型障がい支援施設、これはご承知のように定員１０名の生活介護者の収容。定員１０名の就労継続支援Ｂ型施設、また定員４名の短期入所施設ということで、これが１億８，０００万円ということで、この５施設あわせますと、約２３億円になるわけであります。

また観光施設では先ほど来からずっと出ておりますカミオカラボの建設、体育施設では、桜ヶ丘体育館トレーニング室の整備、古川町屋内運動場新築などがあります。また、施策の遂行のために人員を増加配置しようとされております。

そこで、平成３１年度の予算書を見ますと一般会計と特別会計では、職員数が１０人増えています。参考までに申し上げますと、一般会計の一般職員は、平成３０年度は、トリプル３３３人でありますけれども、新年度では、８名増えて３４１人になっています。また特別会計の一般職員も、１２４人から２人増えて１２６人になっています。あわせますと４５９人の定員になるかと思います。きょうの午前中の澤議員あるいは葛谷議員からの質問の中で、市長のほうから、この職員定数については、４６０名から４７０名に向け

てというようなお話がございました。そこで私は、この件について、少し異論と言いますか、別な考えを持っております。と言いますのは、職員のその給与費、これが大体どのくらいになるかということを予算書等で調べますと、ことしの平成３１年度の予算書でございますけれども、３４１人の一般職ですね、一般職の職員の給与総額、これには社会保険料等の共済費も含まれるわけですけれども、２４億４，４６０万円ということになります。これを１人当たりに換算しますと、７２０万円ぐらいになるのではないかなと思っております。そこで、去年からことし新年度に向けてこの一般職は、８名増えたわけですけども、８人。これについてですね、増えた人数というのは、８名だけじゃなくて、昨年の予算書を見ますと、３３３人の予算は２３億９，３８６万円。そしてことし新年度の３４１人の給与費等の合計は、２４億４，４６０万円ということでありまして、約と言いますか、増えた金額は５，２０４万円増えております。そしてまた平成２９年度から平成３０年度へはですね、職員の人数は５人増えたんですが、この増額が非常に多くなっております。７，０００万円余り増えております。ということはですね、平成３０年と平成３１年では、５，０００万円と７，０００万円ですから１億２，０００万円余りが人件費として増えていると。共済費を含めてですけれども。こういったことでですね、さらにこの４６０人から４７０人へ増やすということになりますと、１人当たり７００万円を超えておりますので、１０人増やすと７，０００万円。１０年間では７億円になるのではなかろうかなとそんなふうに思うわけでございます。人件費が増えるぶんをやはり何とかしなきゃならんのではないかなということを思います。これはスクラップアンドビルドとそういったこともしっかりやっていただいて、４７０人までの目標というのは、いかがかなとそんなふうに思うわけでございます。

今ほど申し上げましたようにまちがいなく、人件費をはじめ、経常経費の増加をこの新年度の予算でも招いているわけでございます。全員協議会の説明におきましては、公債費が減っていくから、そのぶんがあてられるとの説明がありましたけれども、国からいただく交付税も相当分下がってくると予想されます。あるいは、下水道など特別会計への下水道施設の整理統合などが計画されれば、この公債費も減額に転じない恐れが出ております。

こうしたいろんな思いをする中で、論点をしぼって、大きく４点について質問をさせていただきます。１点目は、こどものこころクリニックの運営について。２点目は、福祉関連施設の維持管理について。３点目は、地域振興費について。４点目は、イスラム教徒の礼拝所設置についてです。

まずはじめに、こどものこころクリニックの運営について質問させていただきます。

質問項目として３点通告しておりますので、改めて確認をさせていただきます。

１つ目は、高山市民の受診者が５５パーセントを占めています。高山市からの財政支援を求めるべきだと考えております。２つ目は、黒字化がトーンダウンしています。黒字化のめどはいつでしょうか。３つ目は、建物改修費等は、一般会計ではなく特別会計で処理

すべきではないでしょうか。昨年の９月議会の一般質問において、こどものこころクリニックの展望について質問しましたが、今回、新年度予算を審議するにあたり、改めて質問させていただきます。９月の柚原部長答弁では、予約患者と受診中の患者が２５５名を超えている。年齢別では、保育園以下が２０パーセント、小学生が４５パーセント、中学生が２５パーセント、高校生以上が１０パーセントであるとの答弁でした。市町村別では、高山市が先ほど申し上げましたように５５パーセント、飛騨市が３５パーセント、その他が１０パーセントであるということでした。

そこで、高山市民の受診者が５５パーセントを占めていることについて、飛騨市民の皆さんの理解を得るためには、高山市からの支援を取り付けることが必要と考えますが、市のお考えを伺います。

また、９月の柚原部長答弁では、「診療収入と収入とならない部分を委託料等に置き換えた場合の収入換算により、歳入歳出のバランスが取れてくる」と答弁されました。そもそも、計画のはじめにおいては、このクリニックは「黒字が確実で直診勘定の繰入金も減らすことができる」というようなニュアンスでありましたけれども、こうした説明に変わってまいりました。赤字というだけで、この施設の存在を問題視するものではありませんが、「収入とならないが収入換算する」などという考えは、「目くらまし」であって、他の事業にまでこうした考えが及ばないか心配しています。見込みが甘かったのではないでしょうか。再度、黒字化のめどを伺います。３つ目ですが、建物改修費は、一般会計ではなく、特別会計で経理すべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。平成２９年度決算では、こどものこころクリニック改修工事費４，５２１万３，０００円、開設準備費用１，２８２万１，０００円、一般会計で処理されています。合計金額は、５，８０３万４，０００円です。決算は、認定したわけですけども、あえてお考えを伺います。保健センターの一部改修であるから　一般会計だということかも知れませんが、やはり、こどものこころクリニックは、国保診療所として特別会計で運営されています。ですから、そちらの財産として公会計管理し、地方債残高も管理すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長　柚原誠　登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

１点目の高山市からの財政支援をについてお答えします。こどものこころクリニックは、保険診療を行う医療機関ですので、収入を増やす方法は、診察する患者を増やすか、１人当たりの診療単価を上げるかという２通りがあります。しかし、児童精神科の場合、大きな診療報酬の加算が取れる手法があまりないため、診察する患者を増やしていくことが収入を増やす近道となります。

患者数を増やしていくためには、受診してくださる方を増やすことと、再診をより多く

こなしていくことが必要です。現在予約と受診中の患者の累計が２月末で３０５名、内２０名が定期受診を終了した状態です。その内訳は、高山市が５４パーセント、飛騨市が３２パーセント、下呂市が１１パーセント、その他が３パーセントとなっております。高山市からの受診者が多いわけですが、これが経営に寄与しており、結果的に高山市からの支援を受けている状況となっております。

加えて、クリニックでは、初診患者の診察待ち時間が長くなっているので、この秋より少しでも多くの患者を診られるよう、医師の再診時間を短縮し、臨床心理士の対応時間を増やすなど試みております。

また、初診予約から受診までの間に、発達支援センターにおける発達検査や相談支援を行うことで、診察時間の短縮化を図っており、この体制を例に、飛騨圏域の市村の発達支援センターや子育て担当課などでも同じような形を構築し、クリニックと連携できないか提案しています。また、その中で、クリニックの運営状況などもお伝えしながら、より安定的な運営ができるよう、圏域の医療体制のあり方や児童精神科医療への支援等について、県や他市村へも働きかけており、今後も継続して働きかけていきたいと考えています。

２点目の黒字化のめどについてお答えします。飛騨市でこどものこころクリニックの開設を計画するにあたり、児童精神科の経営を検討するため、大垣市や岐阜市の児童精神科の医療機関の経営状況を調査いたしました。当然のことながら、黒字経営であり、これが設立当初から黒字化が見込めると申し上げてきた根拠となっております。

その際の体制のイメージは、大垣市の診療所を参考に、医師１人、臨床心理士１人、事務員、非常勤の作業療法士で、診療スタイルも同様の内容と想定しましたが、飛騨地域では、児童精神科領域に理解のある臨床心理士や作業療法士、ソーシャルワーカーを非常勤で確保することは難しいことから、常勤での採用を進めていくこととしました。

その内容についても、藤江医師と協議を重ね、クリニックの強みであるトラウマ治療等に理解のある常勤の臨床心理士２名と、治療において欠かすことのできない学校や支援機関等との連携や調整を行う看護師兼ソーシャルワーカー１名の計３名を配置することとしました。

飛騨市こどものこころクリニックは、総経費の８７パーセントが人件費です。児童精神科の支出構造の特徴は、一般の診療科と異なり、投薬や注射などの使用は少なく、医療器材もほとんど要しないため、職員の給与費の割合が高くなる傾向があるためです。

これを診療報酬で賄っていくわけですが、収入の面では、診療報酬の仕組みから、医師と最小限の医療スタッフにより、短い診察時間で再診患者を診療すれば収益が安定し、初診患者を多く診察したり、１人当たりの診療に時間をかけると収益が上がらないという構造になっています。

このため、民間の児童精神科では、検査やリハビリ等を外部へ依頼したり、臨床心理士や作業療法士等も曜日を決めて非常勤で雇用して支出を減らす一方で、地域の医療スタ

ッフを活用しながら、再診患者を数多く診ることで収益を上げる形となっています。

現在、こどものこころクリニックには２名の医師が在籍されておりますが、奥様の小百合先生が育児のためお休みで、昌智医師お一人で診療していらっしゃいます。さらに、週の中で定期に診療以外の業務をする時間も必要なため、平均すると再診患者は１日７～８名、初診患者は週３名程度の診察となっています。

このため、民間クリニックが再診患者を１日２０名程度診察していることに比べ、収益の柱となる再診患者数が少なく、収益が上がりにくい状況となっております。現在、１人当たりの診療時間の短縮を目指しており、これにより、現在の２倍程度、１日平均１７～１８名の再診患者を診療することによって、収入が現在よりも３，０００万円程度増加しますので、これにより黒字化を目指していく考えでおります。これは、現在患者数が大変多く、初診予約から診察まで約７カ月待ちとなっており、その短縮のためでもあります。

しかし、飛騨独自の課題があることがわかりました。今年度、本格的な診療が始まった中で判明した事実として、これまで児童精神科が無かったためか、症状の重い患者さんが非常に多く、一人一人に対し時間をかけた診療が必要で、短い時間で多くの患者さんを診ることができない状況にあります。また、地域には、活用できる外部の医療資源や支援機関が少ないため、都市部のようなネットワーク型の診療体制を組むことができず、検査等は自前で行わなければならないという課題もあります。

黒字化だけを目標にすれば、短時間の診療に徹することで、その達成は十分に可能であると思われますが、それは子供たちの医療の質を落とし、成長、発達を促す歩みを阻害することにつながる面もあり、それがいいのかどうか、迷いがあるのも事実です。

市としては、児童精神科の医療はソーシャルワークであり、子供と家族、学校、地域等との関係性に踏み込み、子供たちの成長を助けていく子育てや教育の一環であると位置づけており、それを行政が児童精神科を運営する目的であると考えております。

昨年４月から本格的な診療体制となり、もうすぐ１年を経過しようとしていますが、こうした目的をいま一度考えながら、目指すべき収支のバランスとそれを考慮した運営のあり方、再診患者数を増やすための方策等、今後の診療のあり方について、先生とも十分に協議してまいりたいと考えています。

３点目の建物改修費等は、特別会計で経理すべきではについてお答えします。こどものこころクリニックは古川町保健センターの一部を改修し、開設したものです。クリニック整備費としての保健センター改修費や開所の準備経費については、ご指摘のとおり、一般会計の保健センター管理経費と新たに設けた診療所費において、予算計上し処理しました。

これは、クリニックの運営は、地方自治法に定める「特定の収入に伴う特定の事業運営」として、一般の歳入歳出と区分して特別会計で経理するとされていますが、診療所運営を開始する前の施設整備や準備に係る経費については、その前段階の経費であると解釈したことによるものです。

しかしながら、この件につきましては、代表監査委員からも適当ではなかったのではないかとご指摘を受けており、今後はこうした事案の取り扱いについては、慎重に対応したいと考えています。

〔市民福祉部長　柚原誠　着席〕

○９番（中嶋国則）

今ほどの答弁で、診療受診者待ちが７カ月待ちということ、それから費用として８７パーセントが人件費であるということでなかなか黒字にするのは難しいという理解でよろしいですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

診療に時間を要する患者さんが多いということで、１日に診れる患者数が多くできないという事情がございますので、黒字化にはしばらく時間がかかるという見解です。

○９番（中嶋国則）

先ほど洞口議員の質問の中で、市長の答弁で大変心強いと言いますか、そういう答弁がございました。ちょっと私、筆記しておりますが、「３市１村の首長連合は、強い連携を保っている」ということでした。それからまたその中で、「高山市と飛騨市は、持ちつ持たれるの関係である」という答弁がございました。そういうことを踏まえてですね、この何とかその広域の中で、飛騨市こどものこころクリニックとしての位置づけを早く確立すべきと考えますがいかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

もう既に広域のクリニックであると。医療機関ですからどこから受診されてもいいということですので、飛騨市民病院が上宝町の患者さんが多いようにですね、飛騨市こどもこころのクリニックも保険医療機関として、特に飛騨市だけという患者に限ることなく診療を行っておりますので、既に飛騨全域の医療機関という位置づけでおるかというふうに思います。

○９番（中嶋国則）

私去年の９月議会で、何とか高山市から財政的支援を求められたらどうですかという質問をさせていただきました。そこで、９カ月経ったんですけれども、その辺何か相談はされましたでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど柚原部長の答弁でですね、初診予約から受診までの間の検査とか相談体制、これ

をそれぞれの市村でいろんな相談体制を持ってもらうというような話はしておりますが、財政支援を求めるという話はですね、しておりません。それは、先ほどのこれも柚原部長の答弁の中にもありましたけれども、受診してくださる方を増やすという意味でお願いはしております。これは、紹介もしてぜひ受診いただきたいと。それはそうでないと収益があがらないからでありまして、ただ別途に財政負担を求めるということは、特にお願いしてはございません。

○９番（中嶋国則）

はい、わかりました。そこで、私が１番言いたいことは、いよいよこれからなんですけども、その実はですね、久美愛病院あるいは、高山日赤病院、ございますよね。久美愛病院が建設されるときに高山市にあるわけですけれども、飛騨市もそれ相当の負担金を出しております。どれだけ出したのかをちょっと申し上げますと、平成２３年度においては、飛騨市が２億円。そして、平成２４年度には、１億５，１００万円。久美愛病院のそういう建設ということで合わせて３億５，１００万円が支出されておるわけです。この辺はですね、おそらく人口割とかいろんなことで決められたと思うんですけれども、今ほど市長がおっしゃいましたように飛騨市には市民病院があるわけですね。市民病院にやっぱりかかっている人も多いのに人口割でぴしっと高山市、幾ら、飛騨市、幾らとそういうふうになったんだろうと想像しているわけですけれども、そこで平成２５年度においては、高山日赤病院医療機器整備補助金ということで、これも大きな金額、飛騨市が１，４００万円支出をしておるわけですね。ですからそれはやっぱり３市１村あるいは、２市１村なのかもしれませんけれど、過去にそういった高山市に病院があって飛騨市の人が久美愛病院・高山日赤病院へ通っているからという中で人口割くらいで多分ですよ、想像ですけれども、で負担をしていると。大変大きな何億円という金額を出しているわけですね。ですからこのいまこどものこころクリニックが恐らく赤字に続いていくのではなかろうかなと想像するわけですけれども、「高山市のその受診者が５５パーセントあるんでしたら、赤字１，０００万円あるんなら５５０万円を何とか協力してください」とそういったことを先ほど「高山市と飛騨市は持ちつ持たれつの関係だ」ということを市長みずからおっしゃったんですから、その辺をしっかり高山市のほうへお願いをしていただきたいと思うわけですがいかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

日赤とか久美愛厚生病院の補助とは全く別の話であろうかと思います。やっぱりこの飛騨圏域の救急、高度医療になっていただいている病院、飛騨市の患者も多く入院されたり受診されている。しかも、両方とも民間病院でありますので、やっぱりそれはしっかりと支えていかなくちゃいけないということでの補助が出ておるわけでありまして、これと飛騨市こどものこころクリニックに補助をもらうという話はまた別のではないか。む

しろそうなら逆に言うと例えば受診を制限してですね、高山市の患者はこれだけというふうにして、飛騨市中心でいけばいいじゃないかという議論も出てしまうわけでありますし、それまたちょっと別の議論ではないかないうふうに思います。

○９番（中嶋国則）

すいません、ちょっと確認ですけれども、時計がちょっと回っておりましたが、何秒ほど。

□議会事務局長（水上雅廣）

１０秒。

◎議長（高原邦子）

１０秒。

○９番（中嶋国則）

はい、もっとあったかなと思ったんですけれども。

いま市長の答弁で、久美愛厚生病院、日赤とは違うんだというふうにおっしゃいましたけども、その辺やっぱり高山市、飛騨市、持ちつ持たれつの関係で何とかそういう努力はですね、していただきたいということを思います。

◎議長（高原邦子）

時計を回してください。

○９番（中嶋国則）

そのようなことで、次へいきます。

大きく２点目の福祉関連施設の維持管理について伺います。複合児童福祉施設や多機能型障がい者施設、養護老人ホームなどの福祉施設にかかる人件費や維持管理経費については、基本的に法で定められたサービス給付費で賄われるものです。

義務付けの経費については、基準財政需要額に所要額が全額算入されるなどの形で、確実に財源措置が講じられるものであり、観光施設等の維持管理経費と同列に論ずべきではないと考えているというような答弁が１２月議会において総務部長のほうからありました。これについて、ちょっと納得できないんですけれども、改めて維持管理コストの考え方を再度お伺いをします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔総務部長　東佐藤司　登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

それでは、福祉施設にかかる維持管理コストの考え方についてお答えをします。考え方と言うか仕組みについてお答えします。１２月議会でも申し上げましたとおり、福祉施設の運営経費は基本的に法で定められた法定給付費で賄われるもので、国と地方の負担率が定められたうえで、地方の負担分については、普通交付税の基準財政需要額に所要額が算入される等の措置がなされます。

具体的な例を挙げてご説明申し上げます。まず、老人福祉法に基づき運営する「養護老人ホーム和光園」の場合、入所者の生活費用のほか、職員の人件費や事務費、光熱水費などの施設の維持管理経費を含む運営費が市からの措置費によって賄われ、平成２９年度の措置費１億５００万円のうち、入所者負担金を除く約８，０００万円が市の実質的な負担となりますが、このうち７，２００万円が基準財政需要額に算入されています。養護老人ホームの措置に要する費用につきましては、いわゆる三位一体の改革により、平成１７年度から国の負担が廃止され、全額一般財源化されたものですが、今ほど申し上げましたとおり、披措置者数に応じた補正等により、所要額が各自治体の基準財政需要額に反映される仕組みとなっています。

また、２点目ですが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき運営する「障がい者自立支援施設憩いの家」につきましては、平成２９年度の運営経費決算額５，７００万円のうち、自主生産による売上などを除いた３，９００万円余が、飛騨市が負担する自立支援給付費で賄われています。本給付費に対しては、２分の１が国の負担、４分の１が県の負担と法定され、残りの４分の１にあたる１，０００万円弱の実質的な市負担に対し、基準財政需要額には約９００万円が算入されていることから、市の真水の財政負担はほとんどありません。

このように、地方自治体が当然に執行しなければならない義務的要素の強い福祉施設の運営につきましては、普通交付税の算定技術上、要した経費の実額の全てを補足できるわけではないにせよ、制度的には確実な財源措置が公的に講じられているものであり、施設利用者からの料金収入をもってその運営費を賄うべき観光施設の維持経費とは、公金による経費負担の観点からも、本質的に異なる位置づけがなされていることをご理解いただきたいと思います。

〔総務部長　東佐藤司　着席〕

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

○９番（中嶋国則）

基準財政需要額に算入されているという答弁かと思いますけれども、交付税として交付される額は需要額から収入額を除いたものではないかなと思います。この辺のところは、また予算委員会でちょっと質問をさせていただきたいと思います。

次に３点目の地域振興費について伺います。

新年度予算の道路維持費が３，０００万円、昨年度予算から減少しています。これを移し変えたうえで１，０００万円を追加し、総額１億５，０００万円にとしたということかと思います。これは全て一般財源です。

今回の平成３０年度補正予算で地域振興費が逆に減額となっております。減額と言いますか、古川地域の地域振興費につきましては、７５０万円繰越明許になっておりますし、その他振興事務所の関係では、地域振興費ですが維持修繕工事、地域振興費ですが４００

万円減額になっております。これは、推測するに災害があって、大変忙しかったのかもしれませんが、職員の配置に問題がなかったのか。あるいは、新年度において増額になっておりますけども、その辺地域振興費をしっかり支出していけるのかどうか。

予算を消化することが先になり、何でもありになってしまわないか、そんなことを危惧するところであります。振興事務所の技術系の職員不足、本庁の技術系の職員、今でも相当の残業をこなしているのではないでしょうか。４月からは、働き方改革もありまして、大変案じられるわけであります。次に働きすぎを防ぐことで、働く人の健康を守り、多様なワークバランスを実現するために国家全体で、働き方改革が推進されるわけであります。その改革の１つである労働時間の見直しについては、残業時間の上限を定め、健康を守ることや年次休暇を取りやすくする取り組みがされます。飛騨市としても今議会に職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正案が上程をされています。そのような中で、市としては、通常の残業に加え、災害対応も含めた中で、どのような働き方改革を進めて実現していくのかを伺います。市民に目を向けことは大変結構なことだと思いますけれども、職員間での協議振興事務所等の協議、しっかりできているのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長　青木孝則　登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

それでは、１点目の「地域振興費の増額と技術系職員配置は大丈夫か」、３点目の「職員間での協議はできているか」についてあわせてお答えいたします。

地域基盤振興費は、地域要望などにきめ細かく目を配り、振興事務所長の判断により、迅速かつ柔軟な対応を可能にするため、総合政策課・財政課・建設課による協議を行い、これまで総務費に計上していた地域振興費を土木費に移管し、改めて社会基盤の整備に特化した科目として集約・再編したものです。

また、これまで建設課が所管し、その都度、各地域振興事務所に配分していた道路維持費・河川費・農地費・林道費の一部について、地域基盤振興費に集約することで、迅速な予算執行が可能になるものと考えております。

予算管理上、事業費の確定等により不用額の発生が見込まれる場合には、例年、３月補正において減額措置する運用を徹底しており、無秩序に予算消化を行うようなことはあり得ませんし、現に地域振興費においても減額補正を行っていることは、議員ご指摘のとおりです。

次に技術職員数についてですが、議員ご発言のとおり、技術職員の数は限られていることから、人事配置にも限界があるといえます。

しかし、そうした中でも業務量が一部職員に偏らないように、振興事務所の所管事業を本庁職員が担当するなど、必要に応じて業務量の平準化にも努めており、今年度においても振興事務所職員のみが時間外勤務量過多であるという状況にはありません。

また、時間外勤務増加に伴って、一定の時間外勤務量に達した職員には、所属長面談及び産業医面談を実施し、心身面の健康状況の把握も行っております。

平成３１年度には昨年の災害復旧事業も多くあるため、引き続き本庁と振興事務所間で、柔軟に業務配分を行うとともに、職員の健康管理に努めてまいります。

なお、近年の技術職員の確保は特に困難を極めております。これは当市に限ったことではなく、他市や県でも同様の状況と伺っております。

今年度の職員採用では、新たに２名の土木技術職員を確保できたわけですが、当然、育成に時間を要するため、建築分野を含め技術職員の確保・育成という点については、今後も継続的に行ってまいります。

〔基盤整備部長　青木孝則　着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて、答弁を求めます。

〔総務部長　東佐藤司　登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

２点目の働き方改革に関するご質問にお答えします。

技術職員に限ったことではなく、職員全体にかかわることとして、新年度からの働き方改革に向けた動きについて申し上げます。

今般の議会に条例改正案を上程しておりますように、新年度からは、職員に時間外勤務をさせることができる上限時間を設けることとなります。これは、働き方改革に伴う関係法律の改正により民間における長時間労働の是正のための措置がとられたことを受け、国家公務員及び地方公務員についても、長時間労働の是正をすべく、同様の措置を行うためのものであります。

今回の例規改正によって大きく変更となる点ですが、これまで、現業職員等を除き、公務員には時間外勤務時間の制限はありませんでした。しかし、原則１カ月につき４５時間かつ１年につき３６０時間を超えることはできないこととして明確に定めることとなります。

ただし、行政としては、昨年７月に発生したような大規模災害への対処等、重要かつ緊急を要する業務に従事しなければならない事態も想定されますので、このような場合には、上限時間を超えて勤務を命ずることができることとしております。

なお、時間外勤務の上限設定については、管理職員に対しても適用されますので、職場全体で時間管理を行っていくこととなります。

また、職員の健康確保の面から、時間外勤務時間が一定時間を超えた職員には医師による面接指導を行う必要があります。これまでも実施していた事項ではありますが、今後は、１月１００時間以上または２～６月まで平均８０時間を超える時間外勤務を命じた場合には、当該職員に対して面接指導を行う必要があるとともに、１月について８０時間を超えた場合でも、職員の申し出があれば、医師の面接指導を行う必要があるというよう

に、法令的により強化されることとなります。

以上のように、長時間労働の時間自体を制限しつつ、職員の健康管理面の配慮という双方で職場全体の安全衛生管理を図り、働き方を改革してまいりたいと考えております。

〔総務部長　東佐藤司　着席〕

○９番（中嶋国則）

技術系職員を新年度２名採用されるということでした。今年度ですね、技術系職員で退職される方はありますでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

実務として技術系の辞める、若手と言いますか、若いものはいませんので、年齢できている定年で辞めるものですので、技術というよりは、管理職のほうだと思います。

○９番（中嶋国則）

２名増えるということで、解釈をいたします。総務部長の答弁の中で、働き方改革の説明がございました。特に残業の件では、月に４５時間、年間３６０時間を守らなければならないということでした。そしてさらに長時間する場合には、長時間勤務者については、医師面談が必要というような説明がございました。現状のその取り組みとですね、今後どのように対応されるのかをお伺いをいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

現在月１００時間以上の時間外勤務職員に対しては、所属長面談、産業医面談を実施しております。それから３カ月平均、６０時間以上の時間外勤務職員に対しては所属長面談を行い、所属長が必要と認める場合、もしくは本人の申し出により産業医面談を実施しております。今後ですけれども、当然、法令を遵守するとともに市独自で行っています、この所属長面談は継続してまいりたいと考えております。ちなみにことし４月から１月までの産業医面談、４０名となっております。

○９番（中嶋国則）

４月から４０名の産業医面談があるということで、大変びっくりしました。災害復旧工事がありますので、本当にこの平成３１年度は大変だと思いますので、その辺職員の健康管理に十分留意していただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。冒頭に申し上げましたようにイスラム教徒の礼拝所設置についてですが、平成３１年２月１４日付の新聞をはじめとしてＮＨＫニュースに取り上げられて、大変マスコミをにぎわしています。私のところへも市民の方から「おかしい。政教分離に違反しているのではないか。民間がやるのならば問題がないが、市が行うのは本当におかしい」とそんな声が聞こえてきます。市長のもとへもそんな憲法違反で

はないかとかそんなような声が届いているのかなと思っております。そこで、イスラム教徒の観光客に対応するためのイスラム教徒向けの礼拝所設置について、観光客対応ということですが、その辺少し問題がないかなと思うわけであります。

まずはじめに具体的に、その礼拝所を設置した場所と市が支出した金額をお尋ねをいたします。２点目に市が直接設置することは憲法に定める政教分離、政治と宗教に違反をするのではないかなとそんなふうに思うわけであります。憲法第２０条及び第８９条に抵触するのではないかと思うわけであります。

観光客へのおもてなしの気持ちは、大変よくわかります。しかしですね、この神社の例祭における玉串料ひとつとっても、政教分離により公費から支出はされていません。行政が宗教に直接税金を使うことは、問題があるのではないでしょうか。この問題リスクをどのようにお考えでしょうか。明解な答弁を市民にわかりやすくご説明をお願いします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

イスラム教徒の礼拝所設置の件につきまして、ご答弁を申し上げたいと思います。私のところには特段何も声は届いておりません。むしろ「すばらしい」という声はたくさんいただいております。

それでまず第１点目なんですが、設置した場所と市が支出した金額でありますけども、まず最初に、イスラム教徒をアラビア語でムスリムと言いますので、ムスリムと言わせていただきますが、礼拝所を設置した場所は、古川駅前観光案内所と味処古川、さくら物産館の３カ所であります。そのうち、味処古川とさくら物産館については、ムスリムの方が礼拝を希望した場合に、マット等をお貸しして対応できるようにしたという臨時の対応でございます。

支出した金額につきましては、間仕切りや礼拝マット等で１１万２，２９８円。このうち古川駅前観光案内所で使用している間仕切りについては６万８，７９６円でありまして、可動式の災害避難所用間仕切りを使用しておりますので、災害時には体育館等の避難者のプライベートを確保するための間仕切りとして、使用することも想定しているわけであります。

それで、政教分離に違反ではないかという話、憲法に基づいてというお話でした。これはやっぱり憲法に基づいて議論する必要があると思います。憲法の構造と関係条文の解釈ですね、これを理解する必要があるというふうに考えています。憲法ではまず構造ですが、第２０条で政教分離が定められておるというわけでありますが、これは、国から特権を受ける宗教を禁止し、国家の宗教的中立性を明示した規定でありまして、さらに第８９条において、「宗教上の組織もしくは団体に対する公金の支出の禁止」を定めまして、財政面から裏付けるという構造になっております。なお、ここでいう国家には地方自治体も

含むというふうに解されるわけであります。

しかし、憲法の趣旨は、自治体と国家と宗教との関わりあいを一切排除するというものではないわけであります。そこで、どこまで許されるかという判断に当たって適用されるのが「目的・効果基準」と言われるものございます。これは有名な津地鎮祭訴訟というのがございまして、昭和５２年に最高裁判所が判例の中で示した原則であるわけです。この目的効果基準はどういうものかと言いますと「行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為」である場合、違憲とする、とこういうことであります。もう一回申し上げますと、行為の目的が宗教的意義を持つかどうか、これが１点ですね、これが目的。そしてその効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉等になるような行為である場合に憲法違反となるということでございまして、これは以降の判例でも踏襲されているわけであります。

さらに、その判断に当たっては「外面的形式にとらわれず、行為の場所、一般人の宗教的評価、行為者の意図・目的及び宗教意識、一般人への影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的になされなければならない」とこうされております。

その基準にしたがって、今回の事案を検討いたしますと、まずムスリムのための礼拝場所を設置する目的でございますが、あくまでも旅行者の利便性、観光地としての魅力づくりのためになされたものでありまして、イスラム教を布教するような宗教的な意義を持ったものではない。これは明確でございます。また、その効果におきましても、イスラム教という宗教に対して、援助、助長、促進するような効果をもたらすものではない。これも明らかでございます。そもそも受け手となる宗教団体自体がございません。少なくとも、この点を見ただけでも、目的・効果基準に照らして、政教分離違反とならないことは明白であるとこのように考えております。

さらに、第８９条について検討いたしますと、同条は「宗教上の組織もしくは団体の使用、便益若しくは維持のため、これを支出し、又はその利用に供してはならない」とこう書いてあるわけでありまして、ここでの「宗教上の組織もしくは団体」というのは、これは解釈では「宗教上の事業もしくは活動を行う共通の目的を持って組織された団体」と解されているところ、この場合、不特定多数として来訪する旅行者の中のイスラム教徒の利用に供するものであって、特定の宗教団体のために供しているものではないことは明らかであります。

では、最高裁の判例にある社会通念の面からも検討してみたいと思うわけでありますが、ここで参照すべきは国の対応でございまして、国においては、観光庁が進める「訪日外国人旅行者受入環境整備」の中で、「訪日ムスリム旅行者のためのアクション・プラン」というのを観光庁が示しております。その中の主要施策として「礼拝環境の整備」というものがあげられまして、交通結節点や観光施設、商業施設等において、常設礼拝室の設置を促進するという方針が示されております。

また、県におきましても、ムスリム受入体制向上事業として宿泊施設及び飲食店等にお

いて、ムスリム旅行者等の受け入れ体制を向上するための補助事業を今年度より新設するなど、ムスリムに対するインバウンド対策事業は、国・県をあげて拡充の方向でございます。こうしたことを踏まえると、社会通念上、不適当であるとは言えないばかりか、国・県を挙げて、推奨されている状況にあるということでございまして、以上、申し上げてきたように、憲法の解釈や判例から考えて、市がムスリムの礼拝所を設置したことが政教分離違反とならないということは明らかであるとこのように考えております。

飛騨市においては、およそムスリムの方だけではなく、誰もが観光しやすいまちを目指しておりまして、障がいを持った方々や、高齢者の方々にゆったりまちを観光していただくための、多目的トイレの設置や、スロープの設置など対策を実施しておりまして、ムスリムのための礼拝所の設置は、これらと何ら変わらないものであると考えておりますし、今後とも、国内外から多様な観光客の方が観光するためのハードルがあるのであれば、常に改善する姿勢をもって観光政策を進めていきたいと考えておるところでございます。

〔市長　都竹淳也　着席〕

○９番（中嶋国則）

今の説明で幾つかちょっと確認させていただきたいんですけど、まず礼拝所の設置について市が支出した金額は１１万２，２９８円でしたが、これ以外に支払い未納な金額はないでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

これ以外には支出しておりません。

○９番（中嶋国則）

市長のほうで、国・県が奨励しているという説明がございました。そこで補助事業だというような説明もありましたが、飛騨市がやった場合にですね、補助金申請をすれば１１万２，０００円余に対して、補助が得られるのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

新しい制度、新年度からの国やらの方針ということで、ちょっとそこまではわかりませんけれども、それに先駆けて設置したということでございます。

○９番（中嶋国則）

私はですね、民間がすべきことだ、民間の団体、観光協会であるとか、そういった団体がすべきことではないかなと思っているわけですが、その辺市町村においても礼拝所をつくりなさいというそういう指導と言いますか、そういう通知はありますか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

指導と言いますか、国の官公庁のほうで、そういう施策が出ておるということを見て、判断したといいますか、そういうこともありますが、直接指導、つくりなさいという指導はきたことはございません。

○９番（中嶋国則）

文書でですね、ぜひその奨励という奨励文があるとかそういったこともないわけですね。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

官公庁のホームページの中に今年度の主要施策ということで、そういう施策があがっておりまして、ホームページでも見られるようになっております。

○９番（中嶋国則）

ちょっとその辺が市町村も補助事業に該当するかどうかということがちょっと１つの焦点かなと思ったものですから、その辺補助事業に市町村が該当するのかどうか、ちょっともう一度確認したいんですけれども。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

細かい要綱のところまでは見ていませんが、国の政策として、ムスリムの礼拝所の促進というようなことがあがっておりますので、補助金額等の上限等決まっておると思いますけれども、該当するんじゃないかなというふうには思っております。

○９番（中嶋国則）

市長にお尋ねしますが、先ほど憲法違反ではないんだというご説明でした。ということは、当然そのそういった裁判といいますか、そういった訴訟は考えられないということになりますよね。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

それは、あれでしょうか。その住民訴訟を起こされるという可能性がないということをおっしゃってるということかなと思いますけれども、その仮にあったとしても十分勝てるといいますか、これは政教分離違反ではないという判断でやっておるわけでありますから、仮にそれは最後最高裁までいってでもですね、目的・効果基準に照らして、政教分離違反となるようなことはないという判断でやっていると、こういうことでございます。

○９番（中嶋国則）

今市長は「裁判になっても勝てる」ということをおっしゃいました。私ね、そこがあの

問題の訴訟リスクと言いますか、そういうことだ思うんですよ。先ほど、洞口議員の質問の中でもいろんな裁判があったということを例に出されました。私はそういう裁判になるようなことはやっぱりすべきでないというふうに思うわけです。ですから繰り返し言いますけれども、観光協会であるとか、民間の方にお願いすべきことではないかなと思うわけです。その辺いかがですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど来も申し上げているように、国をあげてですね、こうしたムスリム受け入れ対策というのが進んでいる中で、積極的に取り組むということは、私はいいことだというふうに思っております。そこで尻込みをする必要はないと思いますし、もちろんそれで裁判が起こったとしても、それはしっかり受けて立って、司法の判断を仰ぐということでいいのではないかと。むしろ政策として、国・県あげて進められているものに一緒になって、いち早く対応していくというほうが地方自治体の政策のあり方としては大事ではないかというふうに思います。

○９番（中嶋国則）

この問題はやっぱり憲法解釈で市長は「絶対大丈夫だ」ということをおっしゃいましたけれども、過去に裁判になってですね、例えば玉串料訴訟とかいろんな訴訟があって、最高裁判決の中で、違憲だというような判決も幾つかあります。そういったこともあるわけですから、万が一その住民訴訟というようなことも考えられます。そうなると裁判費用を予算化しなきゃならんというようなことになりますが、その辺はいかがですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

判例、幾つもあります。最高裁までいった判例が幾つもありますが、ほとんどは第８９条のその団体の問題、そこで敗訴しておりますね。ですから宗教上の組織、もしくは団体のために使われたケースでありますが、今回、先ほどご答弁で申し上げましたけども、団体に対しての支出というのは一切行ってないわけです。おわかりになりますか。団体に対して支出したんじゃないんです。神社とかイスラム教のモスクに対して支出したんではないんです。ですからそこについて第８９条に全く触れることがないというところが、しっかり根拠として持っておるということでございますし、また当然裁判、提訴されれば応訴するわけでありますけれども、勝訴すれば裁判費用というのは当然負担がないわけでありますから、それはどういうふうになるかわかりませんが、もしそうしたことがあったとしてもですね、しっかり司法の判断を仰いでいくということかと思います。

○９番（中嶋国則）

さきほど官公庁が推奨しているということをおっしゃいました。市町村に対して、「市

町村がやりなさい」というようなそういう推奨の文章があるんでしたらここで読み上げていただければ、大変ありがたいと思いますが、いかがですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

官公庁のホームページに出ております資料でございますが、「ムスリム旅行者の受け入れ環境の整備ということで、基本的な考え方ということでございますが、まず入国から出国までを見据え、食事環境及び礼拝環境を整備」ということでございます。それと特に礼拝環境の整備ということでは、市長答弁にもありましたが、「交通結節点において、礼拝室の整備のほかスペースの提供や近隣施設の案内を促進」というようなことで、資料が出ております。

○９番（中嶋国則）

今おっしゃったことが、その市町村もぜひ立候補しなさいというそういうニュアンスの文章ですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

政策の紹介と言いますか、そういう通知文書ではございませんが、こういうことを国もあげてやりますということで、広くホームページに出ておりますので、別に問題はないというふうに思っております。

○９番（中嶋国則）

時間もありませんので、このくらいにしますけれども、しっかりとですね、市町村もやってくださいというようなそういう内容、ニュアンスでも結構なんですよ。市町村がぜひやってください、補助事業だから申請してくださいということであるならいいんですけれども、官公庁のホームページに載っているからとただそれだけの理由では、私はちょっとやっぱり納得できません。この辺で質問は終わりにしたいと思うんですけれど。

◎議長（高原邦子）

中嶋さんは今おっしゃっているのは、そのホームページが一般の民間にあてたものじゃないかと。で、こういった市町村とかそういったところにあてたものじゃないんじゃないかということを聞かれていたわけなんですか。それで、「それはわかりません」という答弁に対して言われたということですね。

◎議長（高原邦子）

答弁をお願いいたします。

△市長（都竹淳也）

通知文書は出ていないわけですね。文書としては、大きな方向性が出ている、こういうことであります。ただ地方自治体でありますから、国とか県の通知があって初めて動くと

いうことではないのではないか。むしろ先駆けて、そこの取り組みをしていくというのが、いまのこの地方の時代に求められていることであって、文書を待つということではないのではないか。むしろそこが納得できないというご意見が私は納得ができないというふうに思います。

○９番（中嶋国則）

そこです。私が問題としているのはそこなんですよ。そのたしかに市長はすばらしいスーパーマンでいろんなその事業政策を取り入れてされることは大変結構なことだと思います。先ほど洞口議員もおっしゃいましたけども、本当にすばらしいそのリーダーシップ、そして企画力、そういったことをお褒めになりました。私もそういった気持ちは同感でございます。ただ本当にこの問題は微妙なところがありますので、やはりしっかりと石橋を叩いて渡る必要が私はあるのではないかなと思うわけです。ですから、「官公庁のホームページ、ホームページ」と言われますけれど、ではそれプラスですね、そういう市町村に対しても「補助事業がありますからぜひ応募してください」というそういうのがあってしかるべきではないかなと思います。先ほどから申し上げておりますように、やはりこういったことは民間の方が主導でやって、市の税金は１円も使わないと、これが大原則ではないかなと思うわけです。

本当に最後になりますけれども、私最初に申し上げました。このイスラム教徒に特定しておりますが、こういったおもてなしというのは、大変結構なことで反対するものではありません。市長が「やるんだ」と言われれば、職員はついていかざるを得えんと思いますけれども、やはりこの辺の危機管理が私は必要でないかなと私は思います。裁判沙汰になるのではないかなと一歩そこで立ち止まって、じっくりその検討する必要があるのではないかなとそんなふうに思います。ですから市長をはじめ職員の皆さんもそういった危機意識を持つということと、飛騨市に訪れる外国の人々、イスラム教だけでなしにキリスト教の方、仏教の方、いろいろございます。そこで私は、観光課の担当職員に聞きましたら、「イスラム教だけをおもてなしするんだ」ということをはっきり言われました。それはやっぱり宗教団体じゃないんだというふうに市長おっしゃいましたけれども、イスラム教徒という団体に間違いないはないとそんなことを思いますので、全ての外国人、訪日される外国人に対して、公平なおもてなしが広がることを期待をいたします。

〔９番　中嶋国則　着席〕

◎議長（高原邦子）

以上をもちまして、９番、中嶋議員の一般質問を終わります。

以上で質疑並びに一般質問全てを終結いたします。

◆委員会付託

◎議長（高原邦子）

ただいま議題となっております、議案第６号、飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第３１号、市道路線の認定についてまでの２６案件につきましては、お手元に配付しました常任委員会付託一覧表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

次に議題になっております議案第３２号、平成３０年度飛騨市一般会計補正予算（補正第５号）から議案第３５号、平成３０年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第２号）までの４案件並びに議案第３６号、平成３１年度飛騨市一般会計予算から議案第４９号、平成３１年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの１４案件、あわせて１８案件につきましては議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました予算特別委員会付託一覧表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、これら１８案件は議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審議することに決定いたしました。

◆日程第４７　議案第５０号　　市単事業複合児童福祉施設建設（建築）工事の請負契約の締結について

◎議長（高原邦子）

日程第４７、議案第５０号、市単事業複合児童福祉施設建設（建築）工事の請負契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

〔基盤整備部長　青木孝則　登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

議案第５０号についてご説明いたします。

市は、工事の請負契約を次のとおり締結する。１、契約の目的、市単事業複合児童福祉施設建設（建築）工事。２、契約の方法、指名競争入札。３、契約金額、１億６，０９２万円。契約の相手方、飛騨市神岡町釜崎８２５番地１、株式会社奥野工務店、代表取締役社長、仲嶋正明。工事の場所、飛騨市神岡町殿地内。工事の概要ですが、木造２階建て一部鉄骨造の建築工事一式でございます。工期につきましては、平成３１年１２月２７日を予定しております。

〔基盤整備部長　青木孝則　着席〕

◎議長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第５０号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認め、よって議案第５０号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、議案第５０号は原案のとおり可決されました。

◆休会

◎議長（高原邦子）

ここでお諮りをいたします。議案精読のため３月８日から３月１０日までの３日間は休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、３月８日から３月１０日までの３日間は、議案精読のため休会とすることに決定をいたしました。

◆散会

◎議長（高原邦子）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は３月１１日、月曜日、予算特別委員会終了後といたします。本日はこれにて散会といたします。

（　散会　午後４時４７分　）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長　　高原邦子

飛騨市議会議員（４番）　　住田清美

飛騨市議会議員（５番）　　森要